

令和元年

第3回美浜町議会定例会会議録

令和元年9月2日 開会
令和元年9月18日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和元年第3回美浜町議会定例会会議録目次

9月2日（月曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	2
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
報告第3号から認定第7号まで22件一括提案説明	5
文教厚生常任委員会に付託中の議案第38号についての委員会の中間報告について	1 2
散 会	1 4

9月4日（水曜日）第2号

議事日程	1 5
会議に付した事件	1 5
会議に出欠席した議員	1 5
説明のため出席した者の職、氏名	1 5
職務のため出席した者の職、氏名	1 5
開議の宣告	1 6
町政に対する一般質問	1 6
○9番 横田貴次議員	1 6

1 幼児教育・学校教育の取り組みについて

- (1) 令和元年7月1日現在の児童・生徒数および未就学児童数から、幼児教育・学校教育を運営する上で、現状の課題と、具体的にどのような取り組みが必要と考えるか。
- (2) 令和14年度までの本町の児童・生徒数の推移と、国立社会保障・人口問題研究所の予想値から、現状の課題と、中長期的・具体的にどのようなことが必要と考えるか。
- (3) 「教育特区」などの手法を駆使して、幼児教育から大学教育まで一貫した連携のもと、子どもたちを育む斬新的な優れた教育環境を整える手法はあるか。

2 運動公園整備事業の今後の進め方について

- (1) 事業を中止した場合、10億円を超える交付金・起債の返還は必要か。
- (2) 地権者に対し、用地買収にかかる不動産譲渡所得税の特別控除適用は、事業変更により見直しされることがあるのか。
- (3) 事業の代替案として示された町主導型の区画整理事業へ方向転換した場合、宅地への転用が可能かどうかの判断は、明確になったか。

○5番 山本辰見議員	2 5
------------------	-----

1 運動公園整備事業及び総合公園整備事業の今後の展開について

(1) 7月末で陸上競技場建設中止に関するリスクを調査されたが、結果の概要は。

その際、一番負担の多い事業と、逆に負担を軽減できる事業の内容は。

(2) 想定されるリスクを町民に説明してから、新しい事業への変更も含め、判断を仰ぐべきではないか。

(3) 予算編成前に方向を示さねばならないが、新しい事業に変更する場合の段取り・日程等は、どのようなになっているか。

(4) 町長が示した町主導型の宅地開発は、実現可能か。

(5) 総合公園事業からの土砂搬出はどのような計画を考えているか。

また、町道森越・石坂平井線及び町道奥田・河和線の付替工事は、どうなっているか。

(6) 総合公園の課題のある土壌の、詳細な調査の計画と今後の段取りは、どうなっているか。

2 教員の長時間労働の是正に向けて

(1) 町で具体的に取り組んできた事項並びにフォローアップは、どのような状況か。

(2) 教員の本年度4月から7月の在校時間はどのようなになっているか。また、河和小・河和中・野間中について、29年度・30年度と比較して改善されているか。

(3) 出退勤管理の電子化の導入予定はあるか。

(4) 夏季休業中などに学校の閉校日を設けているか。

その際、夜間や休日などの電話対応について工夫しているか。

3 美浜町小中学校再編のための基本構想について

(1) 6月定例会で、将来的には「中央部に小中一貫校が望ましい。」としていたが、これは決定事項なのか。

(2) 河和南部小学校と河和小学校の統合を含め、将来像が複数案示されているが、保護者・住民への説明など、どのような段取りで検討しているか。

(3) 町全体の将来像を確定する前に、住民・保護者の意見聴取が必要と思うが、アンケート調査などを準備しているか。

○10番 荒井勝彦議員 35

1 町内の高齢者ドライバーについて

(1) 町内の高齢者ドライバーの数を把握しているか。

(2) 「アクセルとブレーキを踏み間違えた際に急発進を防ぐ装置」に対する補助金を検討しないか。

(3) 運転免許証を返納したドライバーに交付しているタクシー券は、利用者は何人くらいか。支給枚数を見直す考えはないか。

2 危険なブロック塀について

(1) 「生垣設置奨励補助金」を、実際に受けた事例は、昨年度何件あったか。

(2) ブロック塀撤去に係る補助金制度は、「他市町の制度の状況を見ながら考えていきたい」と答えているが、近隣市町の現状はどうか。

3 避難所におけるおむつ替え・授乳スペースについて

○7番 大寄暁美議員 4 2

1 防災行政への積極的な女性の参画推進について

- (1) 美浜町地域防災計画の策定に、本町在住の女性がどの程度関わっているか。
- (2) 美浜町防災会議の委員として、町内在住の女性を積極的に参加させないか。
- (3) 美浜町地域防災計画には、「避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保」と記載されているが、ここでいう福祉ニーズとはどのようなことを想定しているか。
- (4) 「避難所運営における女性の参画等」で、実際の運営はどのように考えているか。
また、避難所運用マニュアルへの反映及び人材育成はどのように行なっているか。
- (5) 備蓄品のうち、女性用品の備蓄はどのように考えているか。
また、粉ミルクや液体ミルクは、避難所運営の中でどのように考えているか。

2 ふるさと納税制度について

- (1) 6月から返礼品の規制が始まったが、規制前と現在の申込み状況は。
- (2) ふるさと納税の「寄附金の使用目的」は、どのようなものを設けているか。
また、どの使用目的に多くの寄附が集まっているか。
- (3) 美浜町のふるさと納税で、物品の返礼だけではなく、町の課題解決や魅力ある観光事業等を具体的に取り上げ、寄附を募ることはできないか。
- (4) 居住する市町村への納税も可能であり、町の課題解決や魅力ある取り組みなど、はっきりとした使途を掲げて、町民からの寄附を促進することは考えないか。

○8番 中須賀 敬議員 5 1

1 商工業・観光業の活性化と交流人口の増加について

- (1) 現在、旅館・民宿を始め美浜町の宿泊可能人員は、最大で何人ほどか。
また、宿泊施設の稼働率と、来客1人当たりの宿泊平均単価は、いくらぐらいか。
- (2) 宿泊者のうち、学校の合宿需要はどの程度の割合か。
- (3) 商工業・観光業活性化のために、具体的にはどのような事業に取り組むべきと考えているか。
- (4) 町内で、大会誘致や合宿誘致における宿泊をはじめ、その経済効果はどの程度あるか。

2 野間公民館駐車場拡張の中止について

○12番 横田全博議員 5 7

1 小中学生のカバンの重さと子どもの健康について

- (1) 子どもの健康への影響は、どのような点に留意していますか。
- (2) 文部科学省が出した「置き勉OK」の通知で、「子どもや地域の実態を考慮して、各学校で知恵を出してほしい。」とあるが、本町での知恵はどのようなものか。

2 子ども食堂について

- (1) 子ども食堂の役割や有効性について、どのように考えているか。
- (2) 子ども食堂の運営の様々な課題は、どのようなサポートが必要だと考えるか。

3 役場の駐輪場の設置について

散 会	6 6
-----------	-----

9月5日（木曜日）第3号

議事日程	6 7
会議に付した事件	6 7
会議に出欠席した議員	6 7
説明のため出席した者の職、氏名	6 7
職務のため出席した者の職、氏名	6 7
開議の宣告	6 8
町政に対する一般質問	6 8
○1番 廣澤 毅議員	6 8

1 美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略2015の進捗状況について

- (1) 現段階での各事業の進捗状況について、全体的な概要はどのような状況か。
- (2) これまで行ってきた事業項目について、その成果を生かすために今後も継続する考えはあるか。

2 市街地整備における道路拡幅等について

3 美浜町運動公園整備事業について

○6番 鈴木美代子議員	7 6
-------------------	-----

- 1 浄化槽清掃業者の許可件数の複数化について
- 2 学校教育における子どもたちのストレス軽減への配慮について
- 3 ごみ減量化のための取り組みについて
- 4 県道野間・河和線、町道河和・古布・矢梨線の道路脇の草刈りについて

○13番 野田増男議員	8 5
-------------------	-----

1 奥田駅前の運動公園整備事業について

- (1) 事業を中止した場合に、国への交付金返還及び起債（借入金）の一括償還の期限はいつまでで、その財源は何か。
- (2) 都市計画事業基金についても一般財源から基金への返還が必要となるのではないか。その際の、返還額はいくらか。
- (3) 事業を中止し、国への交付金返還及び起債（借入金）の一括償還をした場合、当初予算編成にどのような影響があるか。
- (4) 当初予算編成への影響を考えた場合、いつまでに事業の可否、内容の変更を決定する必要があるのか。

散 会	9 3
-----------	-----

9月10日（火曜日）第4号

議事日程	9 5
会議に付した事件	9 5
会議に出欠席した議員	9 5

説明のため出席した者の職、氏名	9 6
職務のため出席した者の職、氏名	9 6
開議の宣告	9 6
同意第 3 号（質疑・討論・採決）	9 6
承認第 6 号（質疑・討論・採決）	9 7
議案第41号（質疑・委員会付託）	9 8
議案第42号（質疑・委員会付託）	9 8
議案第43号（質疑・委員会付託）	9 9
議案第44号（質疑・委員会付託）	1 0 0
議案第45号（質疑・委員会付託）	1 0 1
議案第46号（質疑・委員会付託）	1 0 2
議案第47号（質疑・委員会付託）	1 0 2
議案第48号（質疑・委員会付託）	1 0 2
議案第49号（質疑・委員会付託）	1 0 3
議案第50号（質疑・委員会付託）	1 0 3
議案第51号（質疑・委員会付託）	1 0 3
議案第52号（質疑・委員会付託）	1 0 5
認定第 1 号から認定第 7 号まで 7 件一括（質疑・委員会付託）	1 0 5
散 会	1 2 0

9月18日（水曜日）第 5 号

議事日程	1 2 1
会議に付した事件	1 2 1
会議に出欠席した議員	1 2 2
説明のため出席した者の職、氏名	1 2 2
職務のため出席した者の職、氏名	1 2 2
開議の宣告	1 2 3
議案第41号から議案第48号まで 8 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 3
議案第49号から議案第50号まで 2 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 8
議案第51号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 0
議案第52号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 1
認定第 1 号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 2
認定第 2 号から認定第 4 号まで 3 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 7
認定第 5 号から認定第 7 号まで 3 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 9
報告第 4 号から議案第54号まで 3 件一括（提案説明・質疑・討論・採決）	1 4 2
議員派遣の件について	1 4 5
議会閉会中の継続審査・調査事件について	1 4 6
発議第 4 号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 4 6

閉 会	1 5 2
-----------	-------

令和元年 9 月 2 日（月曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

令和元年9月2日（月曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第3号 専決処分事項の報告について

同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命について

承認第6号 専決処分事項の報告承認について

議案第41号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第42号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例について

議案第43号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

議案第44号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第45号 美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第46号 美浜町税条例の一部を改正する条例について

議案第47号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第48号 美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

議案第49号 美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

議案第50号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第51号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第2号）

議案第52号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

認定第1号 平成30年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成30年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成30年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成30年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成30年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第4 文教厚生常任委員会に付託中の議案第38号についての委員会の中間報告について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番 廣 澤 毅 君

2番 石 田 秀 夫 君

3番 森 川 元 晴 君

4番 杉 浦 剛 君

5番 山 本 辰 見 君

6番 鈴 木 美代子 君

7番 大 岩 靖 君
9番 横 田 貴 次 君
11番 大 岩 靖 君
13番 野 田 増 男 君

8番 中須賀 敬 君
10番 荒 井 勝 彦 君
12番 横 田 全 博 君
14番 丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（２３名）

町 長 齋 藤 宏 一 君
教 育 長 山 本 敬 君
厚 生 部 長 八 谷 充 則 君
教 育 部 長 天 木 孝 利 君
秘 書 課 長 中 村 裕 之 君
防 災 課 長 小 島 康 資 君
住 民 課 長 茶 谷 佳 宏 君
健康・子育て
課 長 宮 崎 典 人 君
産 業 課 長 三 枝 利 博 君
都市整備課長 宮 原 佳 伸 君
会 計 管 理 者 久 綱 勇 君
生涯学習課長 谷 川 雅 啓 君

副 町 長 永 田 哲 弥 君
総 務 部 長 杉 本 康 寿 君
産業建設部長 石 川 喜 次 君
総 務 課 長 夏 目 勉 君
企 画 課 長 磯 貝 尚 美 君
税 務 課 長 茶 谷 昇 司 君
福 祉 課 長 高 橋 ふじ美 君
環 境 課 長 藪 井 幹 久 君
建 設 課 長 鈴 木 学 君
水 道 課 長 夏 目 明 房 君
学校教育課長 近 藤 淳 広 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 日 比 郁 夫 君

局 長 補 佐 兼
議 会 係 長 山 下 美 幸 君

〔午前９時00分 開会〕

○議長（大岩 靖君）

皆さん、おはようございます。

令和元年第３回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、ありがとうございました。

昨日９月１日は防災の日でした。町内におきましても、消防団の操法大会が開かれました。私ども議員も全員参加し、操法の動作を確認いたしました。開会に臨まれた団員の目を見て、本当にこのまちを守るんだという意思があらわれているような、そんなすがすがしい目をしておりました。大会後、私は河和分団の祝勝会に出てまいりました。その祝勝会で報告をした団員が、感きわまって声を詰まらせる場面もありました。それぐらい真剣に町のことを思って日々精進されているんだなとつくづく思いました。

我々議員も、美浜町がこれからどう取り組んでいくのか。この９月定例会は、たくさんの議案があります。どうか、議員の皆様、執行部の皆様、慎重審議の上、スムーズな進行に御協力いただきたく思います。よろしくお願い申し上げます。

会議に先立ち、お願いします。美浜町議会は、この９月もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行してい

ます。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御理解、御協力をお願いします。

なお、お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくようお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶を願います。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

昨日は、今、議長から御挨拶ありましたように、第53回美浜町消防団の操法大会、本当に大変御苦労さんでございました。私も、53年前のことをちょっと壇上でもお話しさせていただきましたけれども、ああ、美浜町はいいな、これだけ、200人を超す若者たちが真剣にまちを守ろうという志を持ちながらああして教育を受けるというのか、こういう組織があって育ってくる。ですから、今、改めて、彼らこそ、これからまた美浜町を愛し、美浜町を育てていただける若者だなと。私は、今、53年たっていますから、今から53年後まで、ずっと彼らは恐らく町を担う人に育っていただけるのかなと、そんな思いを抱きながら見せていただき、今、議長も言われました、恐らく皆さんも各分団へ行って祝勝会、OBとして呼ばれたことかと思いますが、まさにおっしゃるとおり、優勝すれば歓喜の涙が出る、そんな思いを私も何回も味わってきましたから、今、議長が言われたことは何か身にしみて思い出される気持ちであります。これからも、若者のああした姿をしっかり見守りながら育ていただくよう、私たちも頑張りたいと思います。

それからまた、きょうは皆さん方も大変お忙しい中、またお疲れのところ、この第3回美浜町定例会に御出席いただきましてありがとうございました。

もう一件だけ、一言御報告をさせていただきたいと思います。

それは、8月22日から8月27日までの4泊6日、美浜町フレンドシップ草の根国際交流ホームステイの旅2019の簡単な御報告ですけれども、中学生7名。1年生が多いですね。やや少なかったんですけれども、付き添いの先生が3名、職員が2名。私と職員が今回、私もこの回に子供たちを私の足で、みんなと一緒に音吉のお墓だとか、あるいは住んでいたところ、あるいは会社のあったところを御案内しようと思って、できる限り彼らと一緒に回ることができました。その時間をいただけたことが非常によかったなと思っております。

そして、私たちの仕事は、その前に中学生、3日間です、ホームステイ。3日間出会って、このきずなをもう皆まざまざと、私、初めてですよ、ついていったのは。帰りにチャンギ空港へお見送りに来てくれたのよね。それが家族と子供たちも。シンガポールの国旗と日本の日の丸の国旗を背負いながらですよ。そこで、中学生たちみんながもう本当に小躍りして、もう別れを惜しみながら帰国へ乗った。この姿は、ここまできみ得るのかなと。言葉がわかりませんよ。かなり英語も、日本人、中学生は知っているけれども、聞いたらジェスチャーでやりましたと言うんだね、みんな。

この状況を見て、いや、この子たちがこれから大きくなったら、このきずながどこまで広がるのかな。これを、もう既に300人超す子供たちが美浜町から育っている。ありがたいです。そんな体験と一緒に行って味わわせていただいたことを、まず一つ、御報告いたします。

それから、私たちは、森田君、私は付き添い1人つけて、今回、まず訪問したのはホストタウン、オリンピックのね、指定されたでしょう、その方々、それをどういうふうに進めるかということ、まずパラリンピック委員長、ケビンさん、そしてその次にサム・タン国務大臣、向こうの要職の方々です。お会いして、これから美浜町はどういう形で受け入れるか、具体的な提案と、向こうは何を願っているかということ、話を合せてまいりました。

それからもう一人、メディアジャパン、シンガポールの日本人の報道機関。素晴らしい記事を今度書いていた

だけそうです。その方と、しかもその人は日本人会の理事でもございますので、その人との話し合い。それから、ニーアン中学校の校長、教頭、3名の方と日本から行った先生方と一緒に懇談会。これも良かったですね。シンガポールの先生たちは、どんなだろう、何を考えているんだろうという話し合いができたこと。それから、今までの私たち、ずっと何十年もやってきたリオンさんとか白石さん、杉野さん、シンガポールのピーターさん、私の知り合いの方々と、改めてこれからお願い、今のシンガポールの情勢を話していただきました。これも非常に、今の立場として12年ぶりにいろいろな情報を得たということは、また皆さんに詳しいお話をさせていただきますけれども、それからタン元日本大使、この方に設定していただいた会で外務省のピーター・タン夫妻、この方も今の外務省のもうトップです。これからの美浜とシンガポールの仲を必ず取り持っていていただけるなという若い御夫婦を呼んでいただいて、そこでの話し合い、昼食の会、昼間、会議を持たせていただき、もう一人は在星のシンガポール大使、山崎さんといいます。この方も非常に喜んで迎えていただいて、さまざまな今の、じゃ、美浜とどういう関係をということもお話をさせていただきました。

なお、日本人会の、いつも子供たちを受け入れてくれる事務局長池上さん、そして杉野さん、大類さん、日本人の田村さん、彼らの案内で全て私たちはこういう会を、お世話になったということ、今、心から在星の皆さんに感謝するとともに、これからより美浜町とシンガポールのきずなが深まればいいなと思って帰ってまいりました。こんなことがございましたので、皆様に御報告させていただいております。

これからまた9月に入ります。台風のおそれもございますので、防災をいろいろ考えながら、いいまたお年を迎えるような年になってほしいなと心から思っております。ですから、きょう、これからまたよろしくお世話になりますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、令和元年5月分、6月分及び7月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたから御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大岩 靖君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番 杉浦剛議員、9番 横田貴次議員を指名します。

日程第２ 会期の決定

○議長（大岩 靖君）

日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から９月18日までの17日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から９月18日までの17日間と決定しました。

日程第３ 報告第３号 専決処分事項の報告についてから

認定第７号 平成30年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで22件一括
提案説明

○議長（大岩 靖君）

日程第３、報告第３号 専決処分事項の報告についてから認定第７号 平成30年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上22件を一括議題とします。

以上22件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

提案理由の御説明を申し上げます。

本日提案申し上げますのは、報告第３号 専決処分事項の報告についてを初めとして22件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げ、早速提案理由を御説明いたします。

初めに、報告第３号 専決処分事項の報告についてでございますが、令和元年６月７日金曜日、午後１時25分ごろ、美浜町立奥田小学校駐車場において、根元部分の腐食した水銀灯が強風にあおられ倒れた際に、駐車場の相手方所有の車両後部バンパーに接触し、損壊する事故が発生をいたしました。この事故に関しまして、双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、損害賠償金として修理費用の全額７万9,908円を町が支払うことで協議が調いました。よって、地方自治法第180条第１項の規定により、損害賠償の額及び和解について８月９日付で専決処分いたしましたので、同条第２項の規定に基づき、議会に御報告を申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から全額支払われることになっております。

次に、同意第３号 美浜町教育委員会委員の任命についてでございますが、美浜町教育委員会委員の石垣由貴子氏及び大岩絵里子氏が来る９月30日をもって任期満了となります。両氏とも地元の人望も厚く、教育現場においても熟知され、本町の教育委員会委員としてふさわしい方でございますので、再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は、令和元年10月１日より令和５年９月30日までの４年間でございます。

次に、承認第６号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、野間保育所及び児童館の空調設備がそれぞれ故障したため、早急に予算を編成する必要が生じました。よって、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、８月１日付で専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでござ

ざいます。

その結果、令和元年度一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ135万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億4,210万8,000円とするものでございます。

次に、議案第41号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等において、地方公務員法の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第42号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、本条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第43号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、本条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第44号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されること等に伴い、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第45号 美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第46号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法等の法律の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第47号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございますが、水道法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第48号 美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、水道法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第49号 美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第50号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第51号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、第1条におきまして歳入歳出それぞれ4億4,986万5,000円を追加し、補正後の予算総額を81億9,197万3,000円とするものでございます。

第2条では翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費、第3条では地方債の補正でございます。

次に、議案第52号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ9,871万6,000円を追加し、補正後の予算総額を19億4,948万7,000円とするものでございます。

次に、認定第1号 平成30年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、一般会計の決算額は、歳入総額80億6,802万6,000円、歳出総額78億1,796万5,000円、歳入歳出差引額が2億5,006万1,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額2,132万2,000円を差し引いた2億2,873万9,000円が実質収支額となりました。

次に、認定第2号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額23億3,080万7,000円、歳出総額22億8,277万5,000円で、歳入歳出差引額4,803万2,000円の黒字となりました。

次に、認定第3号 平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額2億8,874万3,000円、歳出総額2億8,607万2,000円で、歳入歳出差引額267万1,000円の黒字となりました。

次に、認定第4号 平成30年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額18億2,451万9,000円、歳出総額17億2,580万2,000円で、歳入歳出差引額9,871万7,000円の黒字となりました。

次に、認定第5号 平成30年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入歳出とも90万1,000円となりました。

次に、認定第6号 平成30年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入歳出総額ともに3,595万4,000円となりました。

次に、認定第7号 平成30年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、初めに剰余金の処分については、未処分利益剰余金5,387万1,000円を資本金へ組み入れることとし、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

決算の認定については、収益的収支の収入は5億1,686万円、支出は4億5,213万8,000円となり、消費税精算後の当年度純利益は5,387万1,000円となりました。

また、資本的収支の収入は6,604万9,000円、支出は1億9,040万1,000円となり、収支の不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

私からの提案理由の説明は、以上でございます。

なお、承認第6号から議案第52号までの詳細につきましては、順次担当部課長から説明いたしますので、慎重御審議の上、お認めくださいますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

〔降壇〕

○総務課長（夏目 勉君）

それでは、承認第6号 専決処分事項の報告承認について御説明をいたします。

補正予算書3ページをごらんください。

令和元年度美浜町一般会計補正予算（専決第3号）でございます。

第1条に記載されたまじとおり、令和元年度一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ135万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億4,210万8,000円とするものでございます。

以後、歳出の内容につきましては、担当課長から御説明をいたします。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

それでは、補正予算書14、15ページをごらんください。

3款民生費、2項児童福祉費、2目保育所費、15節工事請負費の補正額75万7,000円並びに同款、同項、3目児童福祉施設費、15節工事請負費の補正額60万1,000円、合計135万8,000円は、野間保育所遊戯室の空調設備及び児童館の空調設備が故障したため、緊急に工事をする必要があり、専決により行ったものであります。

○総務課長（夏目 勉君）

続きまして、歳入について御説明いたします。

12、13ページをごらんください。

19款繰入金、2項、1目財政調整基金繰入金におきまして、135万8,000円を計上いたしました。

承認第6号の説明は、以上でございます。

○総務部長（杉本康寿君）

それでは、議案第41号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料

2の美浜町職員の給与に関する条例新旧対照表にて御説明をいたします。

今回の改正は、2点ございます。

1点目は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律に基づき、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人及び被保佐人であることを理由に不当に差別されないように、欠格条項及びその他の権限の制限に係る措置の適正化を図るものでございます。

なお、この改正での施行日につきましては、令和元年12月14日でございます。

2点目は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、地方公務員法の一部改正に伴うものでございます。

改正の内容は、資料2の裏面、下から4行目の旧では、見出しとして「非常勤職員の給与」、新では「会計年度任用職員の給与」がでございます。これは、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応するため、臨時・非常勤職員が増加していますが、その任用制度が全国的に法の趣旨に沿わない運用が見られることなどから、用語を含む制度の改正でございます。

現行の非常勤職員の整理として、例えば窓口業務に従事する臨時職員の方々を会計年度任用職員という名称に変更いたします。この制度移行に伴い、非常勤職員の給与に係る条文を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、議案第42号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例についてと、議案第43号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、関連がございますので、あわせて御説明をいたします。

先ほどの議案第41号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で御説明いたしました非常勤職員から会計年度任用職員制度への移行についての運用を新条例として制定するものでございます。会計年度任用職員をフルタイムとパートタイムの2つに区分いたします。

それでは、資料3の美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例をお願いいたします。

制度の概要として、勤務時間については、我々常勤職員と同様な勤務時間となります。

資料中段、2、概要、（1）給料では、従前の臨時職員単価から新たに給料表を設け、賃金から給料として支払いを行います。

また、（2）手当として、該当する方については、記載のとおりの手当が支給される内容でございます。

次に、資料4の美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をお願いいたします。

制度の概要として、勤務時間については、我々常勤職員と異なり、通常の勤務時間と比べ短くなります。

資料中段、2、概要、（1）報酬では、従前の臨時職員単価から新たに給料表から報酬単価を設け、賃金から報酬としての支払いのほか、時間外勤務なども報酬として支払いを行います。

また、（3）期末手当については、要件が整えば支給される内容でございます。

したがって、従来の非常勤職員との相違点は、主に支給要件にもありますが、期末手当が支給されることのできるようになった点でございます。これらの支給方法等を新たに制定するものでございます。

なお、施行日につきましては、両条例とも令和2年4月1日でございます。

次に、議案第44号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布により、会計年度任用職員制度への移行に伴い、関係7条例において、現行の非常勤公務員等の任用根拠や身分、給付等に関する運用を改正するものでございます。

それでは、議案書の次のページの改正文をお願いいたします。議案書のほうに移ってください。

第1条では、美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の内容は、審理員、区長、防災専門官、高年齢防災専門官、環境美化推進員、学校教育相談員、社会教育指導員及び文化振興指導員について、非常勤特別職として任用ができなくなる職となり、会計年度任用職員等へ移行することにより削除するものでございます。

第2条では、美浜町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員が分限の対象となることから、第5条第4項として規定を追加するものでございます。

第3条では、美浜町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員は懲戒の対象となることから、会計年度任用職員に関する規定を第3条に追加するものでございます。

第4条では、美浜町職員定数条例の一部改正で、臨時的な任用の規定を第1条で整理するものでございます。

第5条では、美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員制度への移行に伴い、字句の訂正をするものでございます。

第6条では、美浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、フルタイム会計年度任用職員についての規定を追加するものでございます。

第7条では、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正で、地方公務員法の一部改正に伴い、条件付採用の条項への移行により整理するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、議案第45号 美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案第41号の町職員の給与に関する条例の一部改正と同じく、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部改正をするものでございます。

改正の内容は、成年被後見人及び被保佐人に該当したことで失職するという要件が削除されたため、該当する条文の削除等を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、令和元年12月14日でございます。

次に、議案第46号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、改正の内容は、町民税及び軽自動車税に関する一部改正でございます。

なお、今回の条例改正につきましては、本年5月10日に開催された臨時会において御承認をいただきました条例改正以外の部分でございます。

それでは、資料7の美浜町税条例の一部を改正する条例条文別改正内容により御説明をいたします。

第1条でございますが、第35条の2町民税の申告では、申告書記載事項の簡素化の規定でございます。

第35条の3の2個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書及び第35条の3の3個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書では、単身児童扶養者に該当する場合には扶養親族申告書に記載する旨の追加でございます。

第35条の4町民税に係る不申告に関する過料では、第35条の2の改正に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第15条の2軽自動車税の環境性能割の非課税では、対象となる軽自動車の環境性能割を非課税とする臨時的軽減の規定の新設でございます。

附則第15条の2の2軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例では、附則第15条の2を新設したことによる条ずれ及び環境性能割の賦課徴収の特例の新設でございます。

附則第15条の6軽自動車税の環境性能割の税率の特例では、対象となる軽自動車の環境性能割の税率を1%減

とする臨時的軽減の規定の新設でございます。

附則第16条軽自動車税の種別割の税率の特例では、第1項で重課の規定を整備し、令和2年度分及び令和3年度分のグリーン化特例、いわゆる軽課の新設でございます。

附則第16条の2軽自動車税の賦課徴収の特例では、附則第16条の改正に伴う新設でございます。

次に、第2条でございますが、第26条個人の町民税の非課税の範囲では、第1項で、単身児童扶養者の方について、非課税の範囲としての追加でございます。

附則第16条軽自動車税の種別割の税率の特例では、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車を限定に、令和4年度分及び令和5年度分のグリーン化特例、いわゆる軽課の新設でございます。

附則第16条の2軽自動車税の賦課徴収の特例では、附則第16条の改正に伴う規定の整備でございます。

改正文に戻っていただき、附則第1条では施行期日を定め、附則第2条及び第3条では町民税に関する経過措置を、附則第4条及び第5条では軽自動車税に関する経過措置を定めるものでございます。

議案第41号から議案第46号の説明は、以上でございます。

○産業建設部長（石川喜次君）

次に、議案第47号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料8、美浜町水道事業給水条例新旧対照表をごらんください。

水道法施行令の改正に伴い、引用条項の条ずれが生じたため、整理するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和元年10月1日でございます。

次に、議案第48号 美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料9の美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例新旧対照表をごらんください。

前議案と同様になりますが、水道法施行令の改正に伴い、引用条項の条ずれが生じたため、整理するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和元年10月1日でございます。

議案第47号及び第48号の説明は、以上でございます。

○厚生部長（八谷充則君）

次に、議案第49号 美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、住民基本台帳法施行令の一部が改正されたことに伴い、印鑑証明に婚姻等の前の氏（名字）を申請された方に限り、併記できるようにするものでございます。

第7条第1項第5号及び第12条第1項第3号の性別を削り、その後の号を繰り上げるものでございます。

なお、施行日につきましては、令和元年11月5日でございます。

次に、議案第50号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、償還金の支払い猶予に関して、これまでは施行令で規定されていたものが、法律上明確であることが望ましいとして法第13条に規定されたこと及び町が償還金の支払い猶予や償還免除をするか否かの判断をするに当たり、災害援護資金の貸し付けを受けた者、またその保証人の収入または資産の状況を把握できるように新たな規定が新設されたことを受けての改正でございます。

なお、施行日につきましては、公布の日でございます。

議案第49号及び第50号の説明は、以上でございます。

○総務課長（夏目 勉君）

次に、議案第51号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、初めに6ページ、第2表繰越明許費補正をごらんください。

8款土木費、5項都市計画費、事業名、都市公園整備事業、金額4億327万4,000円でございます。こちらは、運動公園及び総合公園の整備につきまして、本年度発注する工事の工期について、来年度にわたって定める必要があるため、本年度内執行予定分を残し、来年度に繰り越しするものでございます。

続きまして、7ページ、第3表地方債補正をごらんください。

臨時財政対策債の発行可能額が確定したことにより、臨時財政対策債の限度額を3億円から3億3,320万円に変更するものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、補正予算書20ページ、21ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費のうち、人事管理事業においては、次年度から実施されます会計年度任用職員制度に対応するための人事給与システム改修委託料を計上、電算管理運営事務では、基本ソフトのサポート終了に伴います更新委託料を計上、基金積立事業では、歳入歳出が確定したことに伴い、財政調整基金を初め3基金への積み立て額を増額いたしました。

同款、3項、戸籍住民基本台帳事務では、印鑑登録証明の制度改正に伴い、印鑑登録証明にて旧氏記載を行えるようにするためのシステム改修委託料を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費では、障害福祉サービス制度の改正に伴うシステム改修委託料の計上並びに前年度の障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業の精算に伴う返還金を計上いたしました。

22、23ページをごらんください。

3款、1項社会福祉費、国民年金事務では、国民年金制度改正に伴うシステム改修委託料を計上いたしました。

同款、2項児童福祉費では、子ども・子育て幼児教育無償化制度に伴うシステム改修委託料及び時間外勤務手当を計上いたしました。

4款衛生費、1項保健衛生費、浄化槽整備事業では、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の増を計上いたしました。

同款、3項知多南部衛生組合分担金では、火葬業務の火夫退職に伴い、新たに採用する火夫の教育等に要する経費の増に伴う分担金の増を計上いたしました。

24、25ページをごらんください。

6款農林水産業費、3項水産業費では、漁村センター改修工事に要する経費を一般財源から県支出金に財源更正するものでございます。

7款、1項商工費、3目観光費では、知多地域観光物産展負担金として、愛知・知多の観光・産業・物産フェア負担金及び観光施設維持修繕工事として、野間公衆便所バリアフリー改修工事費を計上いたしました。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費では、町道2081号線の修正設計に要する費用及び橋梁点検業務に要する経費の増に伴う委託料の増を計上いたしました。

次に、歳入予算の内容について御説明いたします。

14、15ページのほうへお戻りください。

10款地方特例交付金におきましては、国からの交付額確定通知により当初予算との差額の増を、11款地方交付税におきましても、国からの交付額確定通知により当初予算との差額の増を、15款国庫支出金、1項、1目民生費国庫負担金におきましては、前年度の障害福祉サービス事業の精算に伴う追加交付分の増を、同款、2項、2目民生費国庫補助金においては、障害福祉サービス制度の改正に伴うシステム改修に係る補助金を、3目衛生費

国庫補助金においては、合併処理浄化槽設置整備事業に係る循環型社会形成推進交付金の増を、同款、3項、2目民生費委託金においては、国民年金制度改正に伴うシステム改修に係る委託金を計上いたしました。

16、17ページをごらんください。

16款県支出金、1項、1目民生費県負担金においては、前年度の障害福祉サービス事業の精算に伴う追加交付分の増を、同款、2項、1目総務費県補助金におきましては、漁村センター改修工事に要する経費が元気の愛知の市町村づくり補助金事業に採択されたことによります補助金の増を、3目衛生費県補助金においては、合併処理浄化槽設置整備事業に係る補助金の増を、5目商工費県補助金においては、野間公衆便所バリアフリー改修工事に係る補助金の増を、19款繰入金、1項、1目介護保険特別会計繰入金におきましては、平成30年度介護保険特別会計の精算に伴う繰入金の増を、同款、2項基金繰入金においては財政調整基金繰入金の増を、20款繰越金においては前年度繰越金の確定に伴う増を計上いたしました。

次に、18、19ページをごらんください。

22款町債、1項、5目臨時財政対策債におきましては、発行可能額が確定したことに伴う臨時財政対策債の増を計上いたしました。

議案第51号の説明は、以上でございます。

○福祉課長（高橋ふじ美君）

次に、議案第52号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の42、43ページをごらんください。

4款、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金において、4,170万3,000円を増額計上いたしました。これは、前年度繰越金から国・県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金と一般会計への繰出金を差し引いた残額を次期計画期間の保険料上昇の抑制に充てるため積み立てるものでございます。

5款諸支出金、1項、2目償還金におきましては、平成30年度の介護給付費等における国・県の負担金及び社会保険診療報酬支払基金の交付金の精算に伴い、超過額を返還する経費として2,581万4,000円を増額計上いたしました。

2項繰出金、1目一般会計におきましても、平成30年度の一般会計からの繰入金の精算に伴い、超過額を返還する経費として3,119万9,000円を増額計上いたしました。

次に、歳入を御説明いたします。

40、41ページをごらんください。

7款、1項、1目繰越金においては、前年度からの繰越金9,871万6,000円を増額計上いたしました。

議案第52号の説明は、以上でございます。

○議長（大岩 靖君）

報告第3号 専決処分事項の報告についてから認定第7号 平成30年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの説明が終わりました。

日程第4 文教厚生常任委員会に付託中の議案第38号についての委員会の中間報告について

○議長（大岩 靖君）

日程第4、文教厚生常任委員会に付託中の議案第38号についての委員会の中間報告についてを議題とします。

文教厚生常任委員会に付託中の議案第38号について、会議規則第46条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

それでは、御報告をさせていただきます。

令和元年第3回7月臨時会において、文教厚生常任委員会に付託され、継続審査となりました議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例の審査状況について、美浜町議会会議規則第46条第2項に基づき、中間報告をいたします。

当該条例案について、美浜町議会として、原案どおりでは憲法抵触のおそれや訴訟・損害賠償責任を負うリスクがあるなど、幾つかの運用課題があると判断し、法令に違反せず、的確に運用できる形での設置及び運用基準の見直しを行い、修正案を調整するため、引き続き閉会中に文教厚生常任委員会で継続審査を行うことを決定したものであります。

まず、閉会中の委員会での審議状況について御報告をいたします。

当委員会は、閉会中に2回開催し、協議を行いました。

去る7月17日、午後1時30分より、委員全員出席のもと、第1回目の委員会を開催いたしました。

委員会では、町長が付した意見書及び請求代表人が行った意見陳述の内容を考慮しながら、条例原案の各条項について、一つ一つ運用課題を協議いたしました。

双方の意見には相当論点の違いが見受けられ、どちらの見解が正しいのか、立法上問題はないのかという点も含め、双方の観点を比較して協議を進めました。その中で、法律家でもない議員が条例を一からつくることは非常に困難で、かつ慎重に再考、検証するには長時間を要し、拙速に9月議会に議員提案できるものではないことも認識いたしました。

また、審議の中で重要課題として論じられた点は、条例原案の第3条、設置場所における制限距離についてでした。300メートルを規制する根拠がどのような理由で裏づけされているのかなど、条例案作成に当たり、規制を定めた法的根拠と範囲などについて、合理的な理由をどのように考えたのか、請求代表者に確認する必要があると判断をいたしました。そこで、条例案を作成し、直接請求した美浜町の風力・太陽光発電を考える会に対し、条例原案中のそれぞれの規制について、規制をする根拠及びその範囲についての合理的な理由をどのように考えて条例案を作成されたのか、委員会からの質問照会について議長に申し出て、議会として公式に令和元年7月30日付で議長名で文書照会いたしました。

なお、通常、公文書は郵送しておりますが、時間的配慮もあり、今回の直接請求に関しては、先方が指定した連絡方法が電子メールによる書簡往復でしたので、指定するアドレスでのメール交換により行っております。

この質問に対し、美浜町の風力・太陽光発電を考える会からは、令和元年8月14日付で回答書の提出がありました。回答書の内容については、去る8月20日に第2回目の閉会中委員会審査を行い、協議しております。

なお、回答書には、直接請求をされた美浜町の風力・太陽光発電を考える会のほかに別の団体名が連名記載されておりましたが、こちらからの照会文書を引用表記した返信メールでの回答でしたので、当議会といたしましては、美浜町の風力・太陽光発電を考える会としての正式な回答書として判断しております。

念のために申し上げますが、この条例制定の直接請求団体は、あくまでも美浜町の風力・太陽光発電を考える会であり、連名で記載された団体ではないことを申し添えておきます。

残念なことには、議会からの質問事項、条例案を作成した際の規制をする根拠やその範囲についての合理的な理由等については明記されておらず、別団体名の意見として、議会に対し、立法事実を調査、検討すべきとの意見や町長の意見書に対する反論等が記載されており、また、引用されている美浜町行政手続条例の条文解釈にも

多くの誤りが見受けられました。

なお、返信メールには、本案の付託を受けた当委員会委員以外の議員にも配付を希望する旨の記載がありましたので、当委員会で協議した結果、回答書を読み誤解が生じないように配慮して、議会からの公式質問の通知文写し及び回答書の中で引用された美浜町行政手続条例の誤解釈に対する法規実務担当者の見解文の写しを添えて配付いたしましたので、当委員会の所属でない同僚議員においても状況を御理解いただけるものと考えております。

現在は、この回答書の内容についての見解を、執行部を通じて町顧問弁護士に確認していただいております。

条例原案が町長より上程された7月臨時会で、請求代表者谷口氏は意見陳述で次のように発言をされているので、いま一度思い出していただきたいと思います。

条例案はあくまでも案でございます。私たちは一般住民であり、条例の専門家ではございません。ですから、議会で内容を審議して、条例の趣旨や目的に賛同がいただけるのであれば——ここからが重要なポイントでございます——必要に応じて文言は自由に変えていただき、よりよい条例をつくっていただくつもりで提案をしております。ぜひ、美浜町において運用していく上で使い勝手のよい条例にしてくださいと、冒頭で重要な点の3つ目として述べられております。

しかしながら、回答書の主張には、努力義務に条例原案の文言を変えることも許されないというような表現さえございました。谷口氏の意見陳述の内容とは大いに異なるこの状況を捉えたと、美浜町の風力・太陽光発電を考える会としての真意はどこにあるのでしょうか。当委員会としては、疑問を抱かざるを得ません。

こうした経過を背負いながら、当委員会といたしましては、署名された2,200名の町民の皆様の意思を尊重し、安易に条例原案を否決しようとは考えておりません。条例原案について、美浜町が運営する上で必要な基準となるよう修正をかけ、条例を制定するためには慎重に検討していく必要があると考えており、今回9月定例会に修正案を提出することができませんでした。

よりよい適正な条例制定のためにも、私たち議員の考察だけでなく、町執行部による支援も必要であり、町顧問弁護士への確認結果も踏まえた上で、今後も慎重に検討するため、時間はかかりますが、考え得る手段を駆使して内容を精査し、修正案の提案に向け、努力していく方針でございます。

以上、中間報告を終わります。

令和元年9月2日、文教厚生常任委員会委員長、荒井勝彦。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

委員長の報告が終わりました。

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす9月3日は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、あす9月3日は休会することに決定しました。

来る9月4日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時15分 散会〕

令和元年 9 月 4 日（水曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

令和元年 9 月 4 日（水曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 2 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14 名）

1 番	廣 澤 毅 君	2 番	石 田 秀 夫 君
3 番	森 川 元 晴 君	4 番	杉 浦 剛 君
5 番	山 本 辰 見 君	6 番	鈴 木 美代子 君
7 番	大 崎 暁 美 君	8 番	中須賀 敬 君
9 番	横 田 貴 次 君	10 番	荒 井 勝 彦 君
11 番	大 岩 靖 君	12 番	横 田 全 博 君
13 番	野 田 増 男 君	14 番	丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（24 名）

町 長	齋 藤 宏 一 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	杉 本 康 寿 君
厚 生 部 長	八 谷 充 則 君	産 業 建 設 部 長	石 川 喜 次 君
教 育 部 長	天 木 孝 利 君	総 務 課 長	夏 目 勉 君
秘 書 課 長	中 村 裕 之 君	企 画 課 長	磯 貝 尚 美 君
防 災 課 長	小 島 康 資 君	税 務 課 長	茶 谷 昇 司 君
住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君	福 祉 課 長	高 橋 ふじ美 君
健康・子育て課 長	宮 崎 典 人 君	環 境 課 長	藪 井 幹 久 君
産 業 課 長	三 枝 利 博 君	建 設 課 長	鈴 木 学 君
都 市 整 備 課 長	宮 原 佳 伸 君	水 道 課 長	夏 目 明 房 君
会 計 管 理 者	久 綱 勇 君	学 校 教 育 課 長	近 藤 淳 広 君
学 校 教 育 課 指 導 主 事	黒 田 靖 浩 君	生 涯 学 習 課 長	谷 川 雅 啓 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	日 比 郁 夫 君	局長補佐兼 議会係長	山 下 美 幸 君
--------	-----------	---------------	-----------

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

9月に入りまして朝夕の寒暖差が見受けられる季節になってまいりました。せんだってでも美浜町内におきまして、この9月の防災の日に町内の消防団の操法大会が行われました。と同時に、この9月というのは自然災害も発生が懸念されます。その自然災害で町に大きな被害がないように祈るばかりであります。

本9月定例会におきましても、いろいろな議案が提案されております。どうかきょう多くの傍聴に見えている方々も、よく理解していただき、よく考えていただきたいと思います。

それでは、9月定例会に入ります。

会議に先立ち、お願いします。美浜町議会は、この9月もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しています。御理解と御協力をお願いします。

また、お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、美浜町議会の傍聴に関する規則に基づき、申請者に対して録音の許可をしました。また、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（大岩 靖君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には9名の議員より質問の通告をいただいております。本日はそのうちの6名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いします。

9番 横田貴次議員の質問を許可します。横田貴次議員、質問してください。

〔9番 横田貴次君 登席〕

○9番（横田貴次君）

おはようございます。チャレンジMIHAMA、9番 横田貴次でございます。

9月定例会の初日、子供たちも新学期が始まりまして通学路ににぎわいが戻ってまいりました。元気な子供たちの姿を見ておりますと、大人の私たちも大変たくさんの元気をいただいて、よし、きょうも頑張ろう、議会を頑張ろう、そのような形で思う毎日でございます。

本町の本当に宝物である子供たちの明るい未来の実現のために、私たちは今何ができるのかを再度自問自答しながらこの場に立たせていただいております。本町の明るい未来の実現に向け、一般質問を頑張って取り組みた

と思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出した通告書に基づき質問をさせていただきます。6月議会で質問した内容について明確な答弁をいただけなかったこと、また、もう少し掘り下げて質問したいことなどについて、本日、大きく2つの項目で伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1つ目の項目の質問です。

幼児教育・学校教育の取り組みについて伺いをしたいと思います。

6月定例会の一般質問において、少子化が急速に進む本町において、今後、保育施設の充実、学校教育の再編を早急に進めていく方向性が示されました。7月行政報告会にて提示された本町の児童・生徒数の現状と、今後の推移予想をもとに、以下3つの質問をさせていただきます。

こちらに示すパネル資料1は、令和元年7月1日現在の児童・生徒数及び未就学児童数を表であらわしたものでございます。幼児教育・学校教育を運営する上で、現状の課題と、本町の教育環境をよりよくするため、今後、具体的にどのような取り組みが必要だと考えているかお聞かせください。

2つ目の質問です。パネル2の資料は、令和14年度までの本町の児童・生徒数の推移と、国立社会保障・人口問題研究所の予想値も含めて記載をしています。今後、本町の幼児教育・学校教育を運営する上で、現状の課題と、中長期的に取り組む具体的な施策はどのようなことが必要だと考えているかをお聞かせいただきたいと思います。パネルが細かく変わって済みません。

3つ目の質問です。パネル資料3は、日本福祉大学及び附属高校を含めた令和元年度5月1日現在の学生・生徒数を表及びグラフで示したものです。本町にある美浜キャンパスでは、附属高校を含めた学生・生徒数で4,000名を超える幅広い年齢層の個性と触れ合える可能性を秘めていると私は感じています。教育特区などの手法を駆使して、幼児教育から大学教育まで一貫した連携のもと、子供たちを育む斬新的ですぐれた教育環境を整える手法はありませんでしょうか、伺いたいと思います。

続いて、2つ目の項目の質問です。

運動公園整備事業の今後の進め方について、前回、6月に引き続いて伺いたいと思います。

6月定例会の一般質問で、運動公園整備事業の中止も含めた見直しを行うことについて質問をいたしました。

答弁では、国・県の見解を早急に確認するとありました。その内容について、再度、3つの質問をさせていただきます。

1つ目、事業を中止した場合、10億円を超える交付金・起債、いわゆる借金の返還は必要となるでしょうか。

2つ目の質問。用地買収に対する地権者に対して、不動産譲渡所得税の特別控除の適用について、事業内容の変更により見直しされることはありませんでしょうか。

3つ目の質問です。運動公園整備事業の代替案として示された町主導型の区画整理事業へ方向転換した場合、宅地への転用が可能かどうかの判断は明確になったかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

以上の質問をもちまして、壇上の質問を閉じさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。きょうはまた、たくさんの傍聴の皆さん方、大変お忙しい中ありがとうございます。

それでは、横田貴次議員の御質問にお答えいたします。

私からは、幼児教育・学校教育の取り組みについての御質問の１点目、令和元年７月１日現在の児童・生徒数及び未就学児童数から、幼児教育・学校教育を運営する上で、現状の課題と、具体的にどのような取り組みが必要と考えるかと、御質問の２点目、令和14年度までの本町の児童・生徒数の推移と、国立社会保障・人口問題研究所の予想値から、現状の課題と、中長期的・具体的にどのようなことが必要と考えられるかについて以外をお答えし、御質問の１点目と２点目は、教育部長からお答えをいたします。

初めに、幼児教育・学校教育の取り組みについての御質問の３点目、「教育特区」などの手法を駆使して、幼児教育から大学教育まで一貫した連携のもと、子供たちを育む斬新的なすぐれた教育環境を整える手法はあるかについてでございますが、平成30年12月議会において、官民一体の小学校から大学までの一貫校についての制度的な質問を受け、現行法令上の規定もなく、愛知県に確認をしたところ、現状そういった事例もなく、また制度的にも困難であろうという回答であり、今回、さらに幼児教育も含めるといことで、改めて確認をしたところ、同様な回答でございました。

そうした中、幼児教育から大学教育まで一貫した連携のもと、子供たちを育む斬新的なすぐれた教育環境を整えるということにつきましては、子供たちにとっても非常に重要なことであり、学校再編のための実施計画の中において取り組むべき研究課題の一つであり、今後も調査研究を行ってまいりたいと考えております。

現在考えている小中学校の再編につきましては、日本福祉大学との連携や本町独自の教育プログラムなど特色のある教育環境をつくり上げ、若い親御さん世代に美浜での子育て・教育を選択してもらえる教育環境の整備こそ重要であるとの認識でございます。子育て世代の流出を食い止め、安心して美浜で子育てをしていただくためにも、保育施設の充実や学校教育の再編は早急に進めていかなければならない政策であります。議員におかれましても、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、運動公園事業の今後の進め方についての御質問の１点目、事業を中止した場合、10億円を超える交付金・起債の返還は必要かについてでございますが、交付金につきましては、担当課が県・国等に確認したところ、運動公園事業を中止または事業内容の変更をした場合には、平成29年度以降に国から交付をされた社会資本整備総合交付金について、返還が生じる可能性があるとのことです。また、国からお借りしております起債につきましても、東海財務局に確認をしましたところ、20年間の返済予定であったものを繰り上げて償還する必要があるとの報告を受けております。

金額につきましては、平成29年度及び30年度での交付額及び起債額の合計は約６億円であり、現時点で10億円を超えるものではございません。具体的には事業の中止または見直しの時期、内容及び受け取っている額により決定されるものでありますので、金額等を今お示しすることはできません。現在、そうした事態を招かないよう、町の支出を抑えるべく、この地区の整備方法を検討しております。

次に、御質問の２点目、地権者に対し、用地買収に係る不動産譲渡所得税の特別控除適用は、事業変更により見直されることがあるのかという御質問でございますが、この件につきましても担当が半田税務署で確認しております。公園用地を買収した時点において、適法な手続に基づく公共事業として課税の特例を適用する事前協議がなされており、かつ、土地収用法による強制収用が可能な条件が整っていたことから、運動公園事業が中止または変更される場合においても、既に見取した土地に係る譲渡所得の課税特例をさかのぼって見直すということはないとの見解を得ております。

次に、御質問の３点目、事業の代替案として示された町主導型の区画整理事業へ方向転換した場合、宅地への転用が可能かどうかの判断は明確になったかとの御質問でございますが、この件につきましても、愛知県に相談

した上で、担当から現在、次のように報告を受けております。

まず、転換する以前のことで、これまで運動公園整備を目的として、農用地区域の除外を初めさまざまな手続や河川管理者との協議を進めてきたことから、目的を変更することについての説明が必要であるということです。また、用地買収に応じていただいた地権者の方々に対して、運動公園整備を目的として御説明し、御理解をいただいた経過を踏まえ、変更する説明が必要であるということです。

こうした説明や手続とあわせて先ほど申し上げました交付金の返還や起債の繰上償還の手続を経た後に、初めて新たな事業への転換に着手できることとなるため、多額な費用と労力、さらには相当な期間を要するということ。さらに、区画整理事業等の宅地開発をするためには、山王川の改修を前提とすること及び相当の事業費がまた必要なことから、町による施工はなかなか難しい。これは県の説明です。

以上の報告を踏まえ、私が県や国に再度確認をし、民間業者による開発の可能性を模索することもあわせて判断をしたいと今考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で壇上での答弁を終わります。

〔降壇〕

○教育部長（天木孝利君）

次に、幼児教育・学校教育の取り組みについての御質問の１点目、令和元年７月１日現在の児童・生徒数及び未就学児童数から、幼児教育・学校教育を運営する上で、現状の課題と、具体的にどのような取り組みが必要と考えるかと、御質問の２点目、令和14年度までの本町の児童・生徒数の推移と、国立社会保障・人口問題研究所の予想値から、現状の課題と、中長期的・具体的にどのようなことが必要と考えるかについては、関連がございますので、あわせてお答えをいたします。

小中学校の小規模化が今後さらに進むことにより、複式学級の編制を余儀なくされたり、教職員の配置数が削減されるなど、子供たちにとって望ましい教育環境の確保が困難になるとともに、学校そのものの運営にもさまざまな課題が生じてまいります。

このようなことを解消していく上で、地理的条件や地域性、通学距離などの諸要件を考慮しながら、保護者や地域、教職員との協議を重ね、美浜町の実情に合った適正規模・適正配置を図るなど、子供たちにとってよりよい教育環境の整備を推進する必要があると考えています。子供たちにとってよりよい教育環境を目指し、学校と地域の活性化を推進する、これを学校再編の基本コンセプトとしているところでございます。

そして、具体的には、１点目、活力ある学校づくりとして、一定規模の集団の中で、多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて資質や能力を伸ばす。２点目、適正規模と適正配置として、クラスがえが可能な規模を確保する。３点目、地域とともにある学校づくりとして、スポーツや文化活動の社会教育利用や地域防災拠点としての役割の充実に努める。これは、美浜町小中学校再編のための基本構想の中で、学校再編の必要性和基本的な考えを示したものでございます。現時点における美浜町小中学校の児童生徒及び未就学児童数並びに今後の推移予想につきましては、横田議員作成のパネルの一覧表のとおりでございます。

このような現状の中、愛知県における複式学級の基準につきましては、２個学年が14名以下は複式学級とする。ただし、１年生を含む場合は7名以下となっています。また、前保障といいまして、複式学級が開始される初年度は免除、後保障といいまして、翌年度に複式学級が解除される場合、当該年度は免除とされています。

河和南部小学区の未就学児童数、つまり河和南部小学校への入学児童数が、令和２年度において6名、令和３年度が10名、以後5名、12名、5名、7名の見込みでございます。

なお、この数字は、特別支援学級への入級者を含んだ数字ではございません。

また、令和4年度の女子児童の入学数は1名、6年度、7年度が2名という状況でございます。教育委員会としましては、小規模校・少人数学級を否定するものではございませんが、学校教育本来の目的を考えると、少人数にも限界があると考えています。

現時点では、河和南部小学校は各学年10名前後という状況が続くことが明白であり、10年をたらずして野間小学校も同様な問題を抱えることが見込まれ、それはその後の布土小、奥田小、上野間小の姿でもあると考えております。また、中学校においても、野間中学校が令和10年には単学級となることが見込まれている状況でもあります。

そうした中、教育委員会としましては、一昨年、美浜町小中学校再編のための基本構想を、また昨年、美浜町学校施設等個別計画、いわゆる長寿命化計画を策定したところでございます。この基本構想及び個別計画を踏まえ、本年度、学校再編の方向性を打ち出し、遅くとも基本構想及び個別計画の計画期間である令和14年ごろまでには、将来の子供たちに対して責任の持てる、そして夢のある学習環境を目指すための施策を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○9番（横田貴次君）

教育に関する質問で2点お伺いします。

再編の方向性とかコンセプトについては、私も気持ちを同じくしております。ぜひ、おくれることのないように教育委員会としてもしっかりと進めていただきたいと。それにあわせて幼児教育についてもそのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

答弁の中で、今年度、学校再編の方向性を打ち出すという答弁をいただきました。具体的に時期と、どのような形で打ち出されるかをお聞かせいただきたいと思います。

○教育部長（天木孝利君）

学校再編の方向性について、いつぐらいの時期にということでございます。教育委員会の事務局といたしましては、学校再編のための実施計画をできるだけ早い時期に策定しまして、まず定例の教育委員会、そして町の総合教育会議に諮りまして、年内をめどに議会を初め対象となる保護者、住民の方々への説明を行ってまいりたいと考えております。

○9番（横田貴次君）

大変重要なことだと思いますので、各学区での説明と、私たち議員もできることがあれば、ぜひ協力をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、教育特区のことについてお伺いをいたしました。町長の答弁では、昨年度の質問に関して難しいという答弁をいただきましたが、そもそも特区の制度というのは、該当する各市町村行政が提案をして、そこで邪魔となるいろいろな規制を取っ払っていくというのが基本的な考え方でありまして、前例がないからというのは当たり前の話でありまして、再度、質問させていただきました。ただ、日本福祉大学さんの学生の推移数を表で示しました。美浜町の町民の皆さんは、東海市、半田市へ移ってしまったのではないかとのお声も聞きますが、このグラフを見ていただければ一目瞭然でございます。まだ主体はこの美浜町にあるということで、特に高等部、高校生の皆さんに関しては、数字をよく見ますと、毎年、生徒さんがふえているんですね。ですので、この美浜の中で4,000名を超える若い世代の人たちが学びやとして本町に通っていただける、この環境をぜひこの美浜で育つ子供たちの教育に最大限生かすべきだと思ひまして質問したわけでございます。

そこで、いろいろ障害となる規制があるならば、教育特区を持ってでもやるべきだということで質問したのですが、ほかに手法があればよろしいと思いますが、この4,000人を超えるいろいろな個性の皆さんと最大限触れ合えるような教育プログラムの確立というのは大変難しいことかどうか、それだけお聞きしたいです。

○教育長（山本 敬君）

ただいまの横田貴次議員の御質問についてお答えします。4,000人の学生、そして本町の小中学生、どのようにかかわっていくか、そのあたりについてお話をいたします。

官民一体というのは、やはりかなり難しいであろうなと思います。その一番最初に私が頭に思い浮かぶのが教員の人事であります。御存じのように私立の学校というのは、基本的に人がかわらないですね。私立の小中高。ただ、御存じのように知多半島の小中学校、知多半島5市5町で人が動いております。私はそれは大賛成のことです。といったあたりで、そこが一番ネックになるのかなとは思いますが、官民一体はちょっと横に置いておきます。学生と子供たちのかかわりについてお話をいたします。

先ほど、冒頭で町長の答弁にも若干出てまいりました。私どもが考えておること。例えば保護者が、「ちょっといいよね、美浜の学校変わったよね、だったらもう少し美浜に住んでみようか。」というような教育をつくり上げていきたい。そのために何をするのかという話であります。どんな学校がいいですか。楽しい学校、明るい学校と皆さんよく言いますが、そういう抽象的な言葉ではなくて具体的に目に見えるもの、親たちに訴求力のあつた、そういう特色を持った学校の実現が私は必要であると思っております。これまでも何度もお話をしております。例えば、小中で英語を重点に置いた教育課程をつくる。これは以前で言えば教育特区の申請が必要でありましたが、今は教育課程特例校の申請、こういう形でやりますというお伺いを立てて、国がいいですよと言えばそういうことができるようになります。教育課程特例校という制度があります。

スポーツもそうであります。スポーツ科学部の学生が今も来ていますよ。中学校に来ています。小学校も西側の小学校に入っていていただいております。布土や上野間はどうですかと。行けないです。遠いですから。というところで、私ども、こういったインターンシップもそうであります。今言ったスポーツ科学部のスポーツフィールドワークもそうであります。再編後は大学に近いところに新しい学校をつくる。これは、私は以前から教育委員会、この場でも申し上げております。近いところにつくる。そうすることによって、今やっているシステム、インターンシップ、スポーツフィールドワーク、これらがより密度の高い、具体的に言えば時間数が多い、子供たちの触れ合いがさらにさらに太くなるわけであります。

さらに新しいもの、私の頭の中で考えているんですが、例えば学生が、ある学年、ある学級に対して複数の学生が日常的にかかわる。それで子供たちの成長を促していくシステムができるのではないかと私は考えております。わかりやすく言えば、今ある学校支援員とか特別支援教育アシスタントに近いサポート役を人数的に拡大して、大学、学生たちの力を得ながら、そういうことがもっともっと充実したシステムができるということであります。

さらに、大学にはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー——このスクールソーシャルワーカーは、私、この議会で初めて申し上げる言葉ですが、このスクールカウンセラーやソーシャルワーカーを養成する学科もあります。教員を志望する学生ばかりでなくて、今申し上げたカウンセラーやソーシャルワーカーを目指す学生ともどのような連携ができるのか、夢は膨らむばかりであります。

先日、大学の幹部の皆さんとお会いする機会がありました。その折に学校再編のことが話題になりました。再編の計画が、今、本町の中で進み始めている。私が今申し上げました小中学校と大学の連携で何ができるのか、新しい枠組みをつくるためにどうすればいいのか。なら、プロジェクトチームができたらいいいですよと私は申

し上げました。口頭ではありますが、大学の方もおっしゃるとおりだということで、両者の意思を確認したところであります。こうしたことを実現するためには、時間はありそうに見えて、そうないと思います。ゆっくりとしてはいられない、そう思っております。皆様方の御理解、御支援をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 9 番（横田貴次君）

教育長、ありがとうございます。特区にまで及んだ質問というのは、せっかくすばらしい日本福祉大学の学生さんがいらっしゃるの、美浜町の教育に取り込んでいくことができないか、その気持ちなので、御答弁いただいた内容で私も納得しました。ぜひ力強く進めていただきたいと思います。

続いて、2 項目めの再質問に入ります。

1 つ目の質問で、今、中止すると 6 億円ほどの交付金と起債、借金の返還があるということでございますが、パネル資料 4 を今お示しさせていただきましたのは、7 月の行政報告会でいただいた資料をもとにつくったものでございます。答弁の中で、平成 29、30 年度の予算を基本に執行しますと 6 億円程度ということでございますが、平成 31 年度の事業が動いておりますので、見込みで示すと既にもう 8 億円の危険性が出てきている。それで、この金額の中には、業者に対する違約金だとか、年金利 10.8% と伺っているんですけども、こちらの金利もあわせて返さねばならないということで、平成 29 年からの分の 3 億円につきますと、2 年たつと、もう既に 6,000 万円発生しているわけでございます。そうしますと、10 億円は超えないという答弁がありましたが、私は、やはりこれぐらいの中止に対するお金が必要となってくるのかなと感じております。

総務部御担当にお伺いしたいのですが、現段階での答弁で 6 億円、そして行政報告会から示された 8 億円の予想をされているということで、これ実際に中止した場合、本町の財政運営にどのような影響が出ると考えられるでしょうか。

○ 総務部長（杉本康寿君）

ただいまの償還についての御質問でございます。仮に事業を中止した場合の償還につきましては、先ほど町長が答弁したとおりでございます。町長がお答えしたとおり、そのような事態を招かないように、町といたしましてもこの事業に対しての支出をいかに抑えるかを考えております。現実の話になった場合、当然事業中止となりますと、全ての金額を払うとは考えておりません。したがって、この厳しい財政状況の中で、ある程度の交付金と起債の分は返すかもしれませんが、それについてはこの厳しい財政状況において、住民生活に支障がない予算編成を心がけていきたいと思っております。

○ 9 番（横田貴次君）

美浜町のたんす預金ですね、こちらが 8 億円弱しかない本町の財政状況において、6 億円から 8 億円のお金を一括して返すということは、一般財源からしか返せませんよね、これ。ですので、私が一番心配しているのは、町単独の住民サービスの事業、例えば巡回バスであったり、子供の医療費の支援であったり、あとおむつの支援であったり、敬老事業なんかもそうですね。そういった町単独の住民サービスの事業に多大なる影響が出ないかと心配しているのですが、事業の支出を抑えて払える金額じゃないと、議会の一員としている議員では思うのですが、いかがでしょうか。

○ 総務部長（杉本康寿君）

横田議員のおっしゃるとおり、本町の財調の基金残高は 8 億円しかございません。その分を全て償還することになると、基金が枯渇するという状況になるのは当然のことだと思います。しかし、このような事態が生じないように、事業の終息に向かってはいろいろな方法があるかと思っておりますので、今現在、その整備方法についての

検討をしている段階でございます。

○9番（横田貴次君）

6月の議会から町民の皆さんからいろいろな声もいただいて、私もこの場にお邪魔しております。運動公園を中止した場合のリスクがあると聞いたが、どの程度のものかということで、現段階では最低6億円ということまで理解をさせていただきました。運動公園事業が現在も中止されないのはなぜかということでよく聞かれるのですが、やはり中止したくとも、今、とても中止できる現状じゃないと理解をさせていただきましたので、よろしくをお願いします。

質問の2番目の不動産譲渡所得税の特別控除の見直しについて、ないという見解がなされたということは大変安堵しております。地主さんに多大な迷惑がかからないかということをお心配しておったわけでございますが、そちらについては大変理解させていただきました。

質問の3つ目、町主導の区画整理事業についてお伺いいたします。

都市整備課の担当の方にお伺いしたいのですが、先ほどの答弁を聞いていると、代替案である町主導型の区画整理事業は、実現性が全く私は見受けられないととったんですけれども、そう考えてよろしいですか。

○産業建設部長（石川喜次君）

先ほど、起債とか交付金の償還、それを行った後に、当然その事業を中止して新たな区画整理事業を町で施工するという形になりますので、当然そこに支出があつて、さらに区画整理で支出があるということになりますので、これは財政的にも非常に難しいということになります。

町が区画整理を実施する場合に当たっては、まず市街化区域に編入というのが必要になります。ここには基準がございます、基本的には50ヘクタール。これは市街化区域から飛び地になっておりますので、奥田駅前は今8.3ヘクタールですので、そこには該当しないということもございますので、そういう法的なことも含めまして非常に難しいということになります。

○9番（横田貴次君）

答弁の中に、民間業者による開発の可能性を模索するという答弁がありましたが、こちらは具体的にどういうことでしょうか、内容をお聞かせください。

○産業建設部長（石川喜次君）

宅地造成に当たりましては、先ほど申したとおり町が施行する区画整理事業というのがございます。そのほかに、実は現在、運動公園の場所は市街化調整区域になります。そうした場合、市街化調整区域の中で宅地開発を行えるガイドラインというのが県で示されてございます。これが1ヘクタールから20ヘクタール未満の土地であれば、調整区域の中においても宅地造成ができるというのがございます。例えばうちの都市計画マスタープランへの位置づけ、それも必要になってきます。当然、皆さん御存じのとおり、今、どこのまちでも人口が減少してございます。愛知県においても同様でございまして、愛知県の中におきましても、どこの地区でも市街化区域を、例えば宅地造成をふやすということはできません。人口フレームというのがございますので、人口の減少に合わせて住宅地というのは決められておりますので、そういうこともございますけれども、制度としては民間が行える調整区域の中の宅地造成というのはございます。

○9番（横田貴次君）

町長の答弁と合わせますと、この区画整理事業の実現性は全くないなと理解せざるを得ません。そして民間業者にこれを委託する、任せるということは、美浜町が何をしているかということ、地主さんから公園をつくるぞと言って土地を買って、その事業の内容を変更して宅地に変えて業者に任せるとするのは、これは本来行政が行う

ことではないと私も思いますので、そういった形でこの事業の見直しの考え方というのはやめていただきたいと思います。

そして、各地域の皆さんからよく言われるのは、まず地主の皆さんには、やはり運動公園、こういうことで整備するのであれば、大事な土地だけれども美浜町にお任せしようとして土地を手放された方もいらっしゃると思います。全ての地主さんにこの説明責任を果たすこと、そして先ほどから伺っていますこの事業を中止した場合のリスク、こちらの説明も住民にも必要だと思います。私は、この事業、中止したくとも中止ができない状況だと今理解しましたので、何とかこの事業の継続を望むわけでございますけれども、もしそのような方向でお考えになるのであれば、必ず住民への説明責任を果たすということはもちろん考えていらっしゃるのでしょうか、いかがでしょうか。

○町長（齋藤宏一君）

横田さんの今のお答えですが、質問の中で1点、「中止はできない」ということはできない、あり得ないというような今お答えでしたよね。そうではないのです。今、非常に厳しいと言っているんです。私も、なぜ今回こういう形で町長になったか。これは住民投票にかわる多くの町民の支持をいただいた。これはやるか、やらないか、この判断を町民がされたわけです。でなければ、私は今この壇上におりません。それにいかに応えるか、応えられるか。それは一にも二にも町民が幸せになることです。しかも、町民がお支払いいただいている税、いかに納めいただくように使うかなんですよ。そうでしょう。これに対してノーが出たんです、町民から。だから、進むも下がるも大変な事業になってしまった。これはなぜか。総合公園と運動公園と合わせたら51億円です。

〔発言する者あり〕

○町長（齋藤宏一君）

いや、関連ですので聞いてください。51億円というお金を、美浜町、大変です、これ。今の財政は、私、町長になってびっくりした。先ほどお答えしたように、今、財調が8億円です。南知多町でも13億円。

○議長（大岩 靖君）

町長、関連質問にならないよう、よろしくお願いいたします。

○町長（齋藤宏一君）

はい。ちょっとお許してください。

〔「南知多は関係ありません」と呼ぶ者あり〕

○町長（齋藤宏一君）

関係あります。美浜を今からよくする、立て直すためには、非常に厳しい中を職員ともどもやっていかなきゃ大変な事態になります。それをやりたい、やらなきゃいけないと思って、私は今この事業に取り組んでおります。ですから、一番いい方法をもう少しお待ちいただきたい。

○9番（横田貴次君）

選挙での結果だと申されておりますけれども、住民投票にかわるものではございませんで、統一地方選の首長選挙で公約を掲げて勝たれたということで、私もそれは理解しておりますが、公約に掲げた、例えば区画整理事業。運動公園よりか区画整理事業をやったほうが良いと思われる町民も多いです。ですので、ただ単に運動公園に反対ではなくて、運動公園をつくるぐらいだったら、もっと家を建てて人を呼んだほうが良いのじゃないかというところで町民の投票行動に反応されたんじゃないかなということもありますので、ここの場に来てまで選挙の結果、選挙の結果ということで議論をされても、私は何も前に進まないと思うのです。

あらかじめ申しておきますけれども、最初から町長は、本町にとって一番負担の少ないよりよい方策を考えて

いく、これが第一条件だとおっしゃっていましたが、私はまだ、今、中止することなく、この運動公園事業をしっかり推進していく中で、教育で日本福祉大学さんとももっと連携を深め、そして新たな組織をつくってでもこの運動公園事業を成功に導く、これに行政も町民も一体となって前向きに取り組んでいくことが一番リスクが少ないし、美浜町の発展のスパイラルだと思っているんですが、どうか今後、その中止するために出てきたというわけではなくて、先ほど最後おっしゃられた、美浜町をよりよくするためにはどんな手法がいいかということに注力をして今後の事業展開を考えていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（齋藤宏一君）

壇上でも申し上げたように、区画整理ができるのかできないのか、この問題が一つありますよね。運動公園をやった場合に、いかに今後、今後ですよ、まだまだこれからのほうがたくさんお金使います、はるかに。それでも今まで、今おっしゃったように8億円投資した、この投資したお金を無駄にしないようにするため、いかに生かすか、これは皆さん方が決めてしたことでしょう、議会で。皆さん方が決めてきたことが住民に納得していただけましたか。なぜ選挙で私の主張が通ったのか。皆様方のこれまでの進め方が、町民説明会をやったって皆さんに納得していただいた状況じゃなかった。それをどんどん進められて、今8億円になってしまった。これをいかに傷口を少なく、違う方向で、運動公園じゃない形のあそこの開発、これは区画整理が1つあります。もう一つは違うものを、維持管理費のかからない、町民もたくさん使えるような、あるいは全国からたくさん来ていただいて利用していただき、このまちが活性化できるような、何かそういう変わった方法がないか、それを今検討しているんです、うちとしては。ですからその辺、非常に厳しいんですよ。国との折衝、県との折衝。

○議長（大岩 靖君）

時間ですので。

○町長（齋藤宏一君）

ということでやっていますので、後からまた皆さんの御質問ございますけれども、私も、今、一番大変だと思ってやっています。

○議長（大岩 靖君）

町長、時間ですので。

○町長（齋藤宏一君）

はい。

○9番（横田貴次君）

早いところ対案を示していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、横田貴次議員の質問を終わります。横田議員は自席に戻ってください。

〔9番 横田貴次君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

次に、5番 山本辰見議員の質問を許可します。山本辰見議員、質問してください。

〔5番 山本辰見君 登席〕

○5番（山本辰見君）

おはようございます。11時過ぎるとこんにちはになるようですけれども、まだおはようの時間だと思いますので。5番、日本共産党議員団の山本辰見でございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、事前に提出させていただきました質問通告書に基づき、順次質問をさせていただきます。町当局の皆さんには、明快なる答弁を求めるものであります。

1点目は、運動公園整備事業並びに総合公園整備事業の今後の展開についてであります。

7月末で陸上競技場建設中止に関連するリスクが調査されましたけれども、結果の概要はどのような内容でしょうか。先ほどの同僚議員と質問が大分重なっているところがありますが、よろしくお願ひしたいと思います。

その際に、中止も含めて一番負担の多くなる事業、それはどういう内容でしょうか。逆に負担を軽減できる事業、こういう形にすれば先ほどの8億円が多少でも、半分に減らせるとか、3分の1とか、そういうことがどのような内容を検討してみえるでしょうか。

2点目は、想定されるリスクについて、町民にきちっと説明をしてから、先ほど今考えているんだということでしたけれども、リスクのことをしっかり町民に説明してから、新しい事業を展開するにしても、そういうことの判断を仰ぐべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3点目は、もう11月、12月には令和2年度、来年度の予算編成の方向を示さなければなりません。それについて、この新しい事業をするにしても、どういう内容にするにしても、今検討していると言われましたけれども、どういう段取りで、日程も含めてどのようになっているのか、お示しいただきたいと思います。

4点目は、町長が示している町主導型の住宅開発、先ほど答弁は聞きましたけれども、率直に実現可能な課題でしょうか、このことを再度お伺いたします。

5点目は、今年度予定している事業、また今後どのような事業になるのか。とりわけ、総合公園事業から土砂を搬出して今の運動公園に入れるわけですが、そこの中身がどんな計画になっているのかお願ひしたいと思います。

また、今、工事が進んでおります町道森越石坂平井線及び町道奥田河和線のつけかえ工事について、どのような段取りになるのか、現状と完成予定も含めてお願ひしたいと思います。

6点目は、総合公園の中の課題のある土壌ということですが、今、手をつけられない箇所があります。詳細な調査をする計画だと聞いていますけれども、今後の段取りについてどのようになっているのかお聞きします。

2点目の大きな質問でございます。

教員の長時間労働の是正に向けての課題であります。

私は、2年前の6月議会でもこの課題を取り上げました。その際、愛知県全体では、小学校では11%の教員が、また中学校では40%の教員が、教員の場合は残業時間ということは示しておりませんが、勤務時間外の在校時間が月80時間を超えておりました。大変憂慮すべき状況である、これが県の見解でありました。しかし、その時点で美浜町ではもっとひどい状況で、個々の学校を言って恐縮ですが、河和中学校では69.2%の教員が、野間中学校では50%の教員が80時間を超えておりました。そのうちの半数が100時間を超えている状況でありました。これを県としては、いわゆる多忙化解消プランということで、2018年度に半分にする、2019年には80時間を超える職員をゼロ%にするという愛知県の達成目標が示されました。

以下、具体的に質問させていただきます。

1点目は、この県の達成目標に対して、美浜町で具体的に取り組んできた事項、それと、それをどうフォローしているのか、フォローアップについて説明いただきたいと思います。

2点目は、町内の小中学校における教員のことし4月から7月の在校時間、いわゆる先ほどの80時間に該当するのか。どのようになっていますでしょうか。とりわけ、規模の大きい河和小学校、河和中学校、野間中学校について、その実態と、29年度、30年度と比較して改善されておるでしょうか。

3点目は、出退勤管理の電子化、例えばタイムカードを設置できないか、あるいはパソコンを使った方法はないのか。今、手でノートに印鑑で出勤簿を管理しているようではすけれども、導入の予定はないでしょうか。

4点目は、夏季休業中などに学校での閉校日、いわゆる学校に来なくてもいいという形を設けているでしょうか。その際、当然、親御さんからとかいろいろな問い合わせがあると思いますから、留守録機能の、あるいは自動応答機能を活用したり、これは閉校日じゃありませんけれども、平日に電話の対応を行わない時間を設ける、こういうような夜間とか休日の電話の対応について工夫しておるでしょうか。

大きい3点目の質問です。

美浜町の小中学校再編のための基本構想についてお伺いします。

1点目は、6月議会の中で、齋藤町長、教育長からも、そろって将来的には中央部に小中一貫校が望ましいとしておりましたけれども、まだ検討の段階なのに、これは決定事項となったのでしょうか。

2点目は、河和南部小学校と河和小学校との統合、これが真っ先に検討に入っているようではすけれども、将来像が複数案示されております。そして、これを保護者、住民への説明など、どんな段取りで検討されているのか、お伺いします。

3点目は、2点目とダブるわけではすけれども、いわゆる町のほうが案をこういうのでいくんだと示す以前に、当然、住民、保護者の意見聴取が必要と思われますけれども、アンケート調査などを準備されているでしょうか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

山本辰見議員の御質問にお答えいたします。

私からは、運動公園整備事業及び総合公園整備事業の今後の展開についてをお答えし、教員の長時間労働の是正に向けてと美浜町小中学校再編のための基本構想については、教育部長からお答えいたします。

初めに、運動公園整備事業及び総合公園整備事業の今後の展開についての御質問の1点目、7月末で陸上競技場建設中止に関するリスクを調査されたが、結果の概要は。その際、一番負担の多い事業と、逆に負担を軽減できる事業の内容はについてでございますが、まず、運動公園事業中止または公園事業の内容変更に関するリスクとして担当から報告されたものは、国から交付された社会資本総合整備交付金の返還及び国からお借りしている起債の繰上償還と、これらに伴う町行財政運営への影響でございますが、私が県や国と会って協議した上でどのようなリスクが生じるのか、今後、見きわめてまいりたいと考えております。

また、一番負担の多い事業はとの御質問でございますが、一番お金がかかるということでお答えしますと、公認の陸上競技場を整備するための経費であり、施設の設備及び専門的な機器に多額の費用が必要となる上、整備後の維持管理費も見込まなければなりません。

一方、負担を軽減できる事業の内容はとの御質問でございますが、一概にはお示しすることはできません。

次に、御質問の2点目、想定されるリスクを町民に説明してから、新しい事業への変更も含め判断を仰ぐべきではないかについてでございますが、事業中止に伴うリスクを担当から報告を受け、そのリスクをどのように回避するかを検討し、これから関係機関と協議を行いますので、その結果を町民の皆様にお示しすることになると考えております。

次に、御質問の３点目、予算編成前に方向を示さねばならないが、新しい事業に変更する場合の段取り・日程等はどのようになっているかについてでございますが、新しい事業に変更する前に、運動公園事業の内容の見直しや事業の中止を判断することが必要となりますので、リスクの整理も含めて関係機関と協議の上、今後の進め方をお示しさせていただきます。

次に、御質問の４点目、町長が示した町主導型の宅地開発は実現可能かについてでございますが、担当からは、前提となる運動公園整備事業の中止によるリスクと手続に要する期間、さらに新しい宅地開発への転換に関する手続、事業費の捻出など課題が多いと報告をされております。しかしながら、人口減少を食い止めるため、税収を確保するためには必要な事業であり、民間業者の活用も含めて可能であると考えておりますので——可能といえますか、可能性もあると今考えておりますので、検討も続けていきたいと考えております。

次に、御質問の５点目、総合公園事業からの土砂搬出はどのような計画を考えているのか。また、町道森越石坂平井線及び町道奥田河和線——要は農免道路ですね——のつけかえ工事はどうなっているかについてでございますが、令和元年度の工事につきましては、現在発注の準備をしております、今年の後半以降から令和２年度にわたって、運動公園へ約４万立方メートルの土を運ぶこととなりますが、土の課題もあり、暫定的な土砂搬出を含む造成工事にとどめるものでございます。

また、町道のつけかえ工事につきましては、２路線とも計画どおり工事等を実施してまいります。町道森越石坂平井線につきましては、本年４月に道路建設に伴う山の土砂搬出を発注し、施工しております。また、町道奥田河和線につきましては、昨年度実施しました用地測量により既設道路との取りつけに必要な用地を、本年度取得するために準備を行っているところでございます。

次に、御質問の６点目、総合公園の課題のある土壌——有機物質の出た土壌ですね、これは詳細な調査の計画と今後の段取りはどうなっているかについてでございますが、現在、県にも相談しながら、土壌の調査費や土の処分費など、最も少ない経費で有効な土地利用ができるような方法を検討しているところでございます。

以上で壇上での答弁を終わります。

〔降壇〕

○教育部長（天木孝利君）

次に、教員の長時間労働の是正に向けての御質問の１点目、町で具体的に取り組んできた事項並びにフォローアップはどのような状況かについてでございますが、取り組みの一つとして、本町では平成31年３月に美浜町立小中学校部活動指導ガイドラインを策定し、朝の部活の中止など適切な部活動の運営と指導を実施しているところでございます。また、教員の事務負担軽減のため、国や県からのさまざまな調査について、教育委員会の指導主事が資料作成をしたり、紙媒体での提出を極力廃止し、メール等での提出を推奨するなど事務の簡素化に努めているところでございます。

また、そのフォローアップについては、在校時間調査などにより実態を調査し、校長会などで共有をしているところでございます。

次に、御質問の２点目、教員の本年度４月から７月の在校時間はどのようになっているかについてでございますが、毎月の在校時間調査によりますと、小学校で80時間超が34名、合計3,384時間55分、中学校では80時間超えが62名で、合計6,760時間9分でありました。

また、平成29年度、30年度と比較して改善されているかについてでございますが、平成29年度は小中学校合わせて延べ283名、2万5,893時間13分に対しまして、平成30年度は延べ267名、2万1,308時間31分と、前年対比16名の減少、時間にして約4,585時間の減少となっており、若干ではございますが、在校時間の減少改善傾向にあ

ると考えております。

次に、御質問の3点目、出退勤管理の電子化の導入予定はあるかについてでございますが、現在のところございませんが、近隣導入自治体の効果等を検証し、今後検討してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の4点目、夏季休業中などに学校の閉校日を設けているか。その際、夜間や休日などの電話対応について工夫しているかについてでございますが、今年度初めて、お盆期間の8月13日から15日までの3日間について、完全閉校日を実施いたしました。終日、電話対応を含め対外的な対応の制限をするなど多忙化の解消に努めてまいりました。今後も、校長を中心として、学校全体として組織的に指導・管理をし、教職員の多忙化の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、美浜町小中学校再編のための基本構想についての御質問の1点目、6月定例会で将来的には中央部に小中一貫校が望ましいとしていたが、これは決定事項なのかについてでございますが、これは、教育委員会が、これまで人口推計など客観的なデータをもとに検討してきた提案の一つであり、必ずしも決定事項ということではございません。しかしながら、将来の学校運営を考えていく上で大変重要な事項であり、本年度、学校再編の具体的な時期や方法等を示した学校再編のための実施計画を策定し、今後、皆様にお示しをする予定としていただいております。

次に、御質問の2点目、河和南部小学校と河和小学校の統合を含め、将来像が複数案示されているが、保護者・住民への説明など、どのような段取りで検討しているかについてでございますが、先ほど横田議員にも申し上げましたが、学校再編に関する説明資料であります「学校再編のための実施計画」を策定後、年内をめどに地域の保護者・住民への説明会を開催する計画で現在進めているところでございます。

次に、御質問の3点目、町全体の将来像を確定する前に、住民・保護者の意見聴取が必要と思うが、アンケート調査などを準備しているかについてでございますが、子育てや教育を含めた今後のまちづくりに関する住民意識調査やアンケート調査は、これまでも他の計画策定等で実施しており、これらの住民の声やデータをしっかりと分析し、今後の教育施策の推進に生かしてまいりたいと考えております。

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○5番（山本辰見君）

それでは、順次質問させていただきます。

同僚議員からも資料を示してあったわけですが、特に運動公園の問題について確認させてください。

実は、私たち共産党議員団も、選挙の際には、陸上競技場は果たしてどうなんだということを町民からたくさん指摘されまして、このことは運動公園そのものを否定した立場ではありませんでした。陸上競技場についていろいろな課題、トータルの事業費、あるいは維持管理費も含めてありましたが、齋藤町長は立場は違います。町長選挙でございましたけれども、その中で当初は運動公園のことをたくさん指摘しておったと思うのです——ごめんなさい、陸上競技場について。ところが後半になると運動公園そのものを否定して、もう違うんだという形になったものですから、先ほどから前任の議員の答弁の中で、いろいろリスクを減らせる方法があるのかということを検討しているということです。私が指摘したように、一番負担の多くなるのは運動公園の事業そのものを中止するということになると思うのですが、そうじゃなくて、こういう形でだったら何とかリスクを半分に減らせるとか、回数を少なくできるとかいうことでは、どこまで検討しているのでしょうか。先ほど、県と協議して方向を示す。案をもって協議しないことには話が進まないと思うのですが、担当部署としてはどこまで、こうい

う方法がある、こういう仕組みができるのではないかということを検討しているのでしょうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

まず、リスクの検討でございますが、現在検討しておりますのは全体を中止した場合のリスクについてです。ですので、事業そのものをやめた場合にどういう対応が出てくるかと。それは先ほど説明しましたお金の面もそうですし、現場がとまった場合の、今の現場がその後はとまってしまっているというような状況ができたときに管理をどうするんだとか、防犯・防災面をどうするんだということは検討しております。

今、議員が言われるのは、計画の内容を変えてリスク回避をというような提案だと思いますけれども、例えば陸上競技場のレベルですとか、施設の計画そのものを見直すという検討はまだ入っておりません。と申しますのは、基本構想の段階から積み上げて、積み上げて、積み上げてきた計画ですので、そう簡単に、例えばレーンを減らしましょうとか、スタンドを小さくしましょうということで、確かに事業費自体は下がります。工事費自体は下がりますけれども、それに伴って本来目的としておった人を呼ぶということの部分も下がるということになってきますので、それについては運動公園存続のために施設の内容を協議するという段階が来たら当然必要となりますが、今は中止が是か非かというような議論の段階ですので、今はまだそこまでは至っておりません。

○5番（山本辰見君）

いわゆるそういう意味では、来年度の予算のことも指摘してやりましたけれども、日程的にどんな段取りで準備しなければならないのかということでは、まだ検討していませんということですが、全面的にやめる場合、それから先ほどの同僚議員の資料にありましたように、中止もしくは公園以外に事業内容を変更する場合は全面的に返還が必要だと。そうじゃなくて運動公園の中の事業内容というか計画を変更した場合には、リスクが軽減できるのではないかというのを少し感じるわけですが、その辺の検討はどのような段取りで、それから具体的に町民に、もう12月議会では到底遅いと思うものですから、その前に提示する、どのような段取りでございませうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

予算取りに向けての段取りは非常に難しい状況にあります。といいますのは、本年度の予算執行も計画どおりは進んでいないという状況にありますので、まず今年度の予算執行をどうするかということは今検討しておるところです。来年度につきましては、運動公園事業につきまして、補助金の要望等は今してありません。したがって、来年度の予算については、まだ今、白紙の状況です。当然、町の予算編成、年内には着手しますし、国に対しての交付金の要望も、本要望が11月ですので、それまでに来年度要望するのであれば答えを出す必要がありますけれども、今、既に9月ですので、今から来年度に向けてのことをやろうと思うと、早急に答えを出す必要があるという時期にはあります。

○5番（山本辰見君）

なかなか見えてきません。6月議会でも同僚議員もたくさん質問しましたが、方向が、それからどのような段取りでやるのかというのが全く見えてきません。もう既に、先ほど町長が答弁した選挙で町民の判断を受けてから、4、5、6、7、8、もう9月に入りました。もう6カ月ぐらい過ぎているわけですね。当然早く方向を示して、どういう対応をしていくのか町民に示すべきだと思いますので、ぜひそれは急いで形として、こういう方法でリスクを減らしたいんだという形で町民に説明できるように準備していただきたいと思います。

それから、後半で指摘した総合公園の問題のある土地のことでございますけれども、実はそれもあって、本来、もう既に運動公園に運んでおかなければいけないところが運んでいません。私は以前にも指摘しましたが、このいわゆる課題のある土地という表現をしていますけれども、その一角はまだ購入前だということを聞いてい

ます。計画には入っているけれども、今から新規の調査も含めて余分な投資をするのではなくて、計画から除外することはできないのでしょうか。

私は、本来的には総合公園の拡張事業についても反対でありました。しかし、運動公園と土砂採取も含めて、例えば土砂が要る面積が必要であれば、むしろその問題のある土壌でなくて、隣接地を含めた形で、面積が必要ならそういうことに変更することはできないのですか、いかがでしょうか。

○産業建設部長（石川喜次君）

総合公園の計画区域の変更だというお話でございますけれども、私どもも都市計画法の法に基づきまして、公園として都市計画決定している区域でございます。現在、除外ではなくて、今の計画区域の中でいかにお金を使わなくて、今購入してございませぬけれども、約1ヘクタールぐらいの土地があるわけでございませぬけれども、その土地も含めまして有効な活用ができないかという少し計画の見直しの検討を始めておりますので、現時点におきましては除外をするという考えは持ってございませぬ。

○5番（山本辰見君）

それでは、1点目、たくさん聞きたいことはあるのですが、先ほどの同僚議員の答弁と大分重なるところがありますので、次の2点目の教員の長時間労働の問題について。

先ほど部長から、4月から7月の数字、私も資料はいただいておりますけれども、人数と時間だけを言ったのですが、先ほど指摘したように、前はある中学校は69%とか、野間中学校で50%と、教員全体の人数がない中で、の時間と人数でしたので、ことしの4月だけでいいですけれども、どんなぐあいでしょうか。全体の人数から見たときに、どこまで減らしていますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

山本辰見議員の言われました4月。4月は年度初めということで教職員にとってはすごく忙しい時期ではありますが、4月の人数と割合について申し上げたいと思います。令和元年度の4月でございます。小学校が12名でございます、率は13.4%でございます。一方、中学校でございます。中学校、先ほど山本議員が言われましたように、やはり小学校に対して、ちょっと忙しいといいますが、在校時間が長くなっておりますが、中学校については22名、率にしまして46.8%でございます。小学校、中学校合わせると全体で25%でございます。

なお、先ほど部長からもありましたように延べ人数で申し上げておりますので、先ほどの人数は同じ人が複数月に関して在校時間が長い場合もありますが、今の申し上げた人数については在校時間特定の人数でございます。

○5番（山本辰見君）

私がもらった資料と大分数字が違うのですけれども、4月だけでいくと、中学校でいくと、もっとパーセントは多いのではないかと。ここには、もらった資料には全校の教員の数が入っていないので。私、たまたま29年度のときは各学校の先生の数があったので、それを見たときに、どうも河和中学校ではやっぱり69%、野間中学校ですと80%の人たちが、80時間と100時間合わせてそのぐらいの比率になると思うのですが、今言われた22名とかですとえらい少ないのですけれども、私のところには80時間が中学校で21人、100時間が13人となっていますけれども、何か違った資料でしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

山本議員の今の意見でございます。山本議員が言われるのは平成29年度の4月でございます、平成29年度の4月につきましては、80時間超えが21名、100時間超えが13名でございます、合わせて34名でございます。したがって、その当時の平成29年度4月の割合につきましては66.6%でございますので、申しわけございません、先ほど私が申し上げたのは令和元年度でございました。

○5番（山本辰見君）

御無礼しました。実は80時間超え、100時間超えというのは、役場の職員に例えた場合、学校は8時半から本来始まるのが、7時半ぐらい、1時間早く来て、9時、10時までにいるということですよね。そういう方が多少減ったにしても、いわゆる先生たちの半分、3分の1近い人たちが夜9時、10時までずっといるという状況ですから、これは異常だと捉えるべきだと思うのです。先ほど部長が、頑張って今後も減らす努力をしているということでしたが、先ほど私が指摘した30年度に半分にすると、それから31年度、いわゆる令和元年度についてはゼロ%。まだ始まったばかりですからトータルではありませんけれども、これをゼロにするということですが、その方向は見えているのか、そのためにどういう努力をするのか、もう一度伺います。

○学校教育課長（近藤淳広君）

教員の多忙化解消プランというのが愛知県教育委員会においても策定されております。これは国における働き方改革に連動するものでございまして、教育の現場、多様なニーズに対応するために、非常に規模も内容も幅広くなっております。

県の多忙化解消プラン策定以降、本町につきましても4つの取り組みの柱をもって進めております。

1点目が長時間労働の是正に向けた在校時間の管理と適正化ということで、具体的には夏季休業中の学校閉校日の設定を初めて今年度実施いたしました。また、負担がかかるということで、教職員のメンタルヘルスの対策についても取り組んでおります。

取り組みの柱の2点目につきましては、業務改善に向けた学校マネジメントの推進ということで、例えば教職員は、当然教室で勉強を教える仕事がありますけれども、それ以外の給与ですとか、いろいろな学校事務がございますので、そういった学校事務、8校が町内にございます。学校事務の共同実施ということで、一緒に連携をとった取り組みをするようなことも今年度から始めております。

取り組みの3点目につきましては、部活動でございます。やはり特に中学校の指導において部活動の負担が多いので、先ほど申し上げたようにガイドライン、これも県の策定したガイドラインに基づきまして、本町もガイドラインをつくって進めておるものでございます。

大きい取り組みの柱の4点目につきましては、業務改善と環境整備に向けた取り組みということでございます。例えば校務支援のシステムとか、そういった電算化に向けても取り組んでいるところでございます。若干ではございますが、多少、意識的に改善してきたりということで改善をしております。

なお、県で公表されている数字がございますので、あわせて申し上げたいと思います。県で最新のものです、毎年11月に全町村、県が調査しているもののデータがございまして、県の教育委員会のホームページにも公表されているものでございますが、小学校につきましては愛知県内で10.7%、中学校については30.5%でございまして、平成30年11月の本町の調査は、美浜町は小学校で5.4%、知多管内では8.3%でございます。一方、中学校でございまして27.3%、知多管内の5市5町については28.8%でございまして、若干の改善がされていると見受けられます。

○5番（山本辰見君）

今、課長から答弁がありました県の多忙化解消プランは、私もここに概要を持っていますが、質問の中にも指摘した在校時間管理の適正化の問題ですね。そこで、タイムカード、私はもう18のときから民間で働いていましたけれども、会社へ行って、何時に入って、何時に帰っている、タイムカードは当たり前だと思っているのですけれども、何で、例えば役場も含めて学校でタイムカード——実は半田市はもう導入していると。タイムカードか、あるいはＩＣカードというのも始まっていますけれども、何か非常に問題がある課題なのか。金額的にも何

も問題ないと思います。

実は、この学校の時間管理のことをお聞きしましたら、それぞれの学校に調査に入らなきゃいけないから、そのことが先生の残業に加わるというようなことも、本来だったら月末にこの学校はこれだけだというのが自動的に出てくる、教育委員会でつかんでおかなければいけないような状況だと思うのですけれども、タイムカードについて答弁ください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

タイムカード、タイムレコーダーの導入の状況でございます。

知多管内に、本町は導入しておりません。タイムカードにつきましては、今、半田市という話がありましたが、半田市も導入をまだしておりませんで、東浦町が平成30年より導入しております。担当の指導主事、また課長に聞きますと、正確な在校時間については把握できるが、必ずしも在校時間の改善につながっているものではないということでした。ただ、そういった正確な時間がわかるということ、見える化することによって、教職員の意識の改善には多少効果はあるのではということでした。

○5番（山本辰見君）

半田市は、私、タイムカードじゃなくて、さっき言ったＩＣカードで管理しているということです。同じような状況でデータが管理されていると思いますけれども、小さい職場だったらノートで判こを押してということはあると思うのですけれども、これは早くやっぱり導入するべきだと思います。これは県の指導の中にも、時間管理の問題では、例えば朝、門——正門なのか玄関のドアなのかわかりませんが、開錠時間、閉める時間をきちっと設定しなさいということも含めて、時間管理の問題は取り組みの柱の大きな一番になっていますので、ぜひこれは改善——今、頑張りますということでしたけれども、31年度に、令和元年度にゼロにするということが、まだ正確な答弁はいただけなかったのが残念であります。ぜひこれは努力していただきたい。来年度はここまで改善したんだということを報告できるようにしていただきたいと思います。

それから、最後の3つ目の学校再編の問題ですけれども、将来像も含めて実施計画をつくってそれを提示するということですが、先ほど、実施計画をつくるに当たってのアンケートは今やる予定はないと、これまでいろいろな形で調べた資料を参考にしながらということですが、私は、アンケートは、ぜひ、保護者とか、今、子供さんがいるところだけではなくて、地域の区長さんとか区会の役員さんも含めた調査をしていく必要があるんだと思うのです。それは先ほどの答弁の中に、適正規模の問題とか3つぐらい課題を上げて、3つ目としては、コミュニティーという言葉は使いませんでしたけれども、地域の防災、コミュニティーの拠点となる学校という立場を強調されたと思うのですが、そういう立場からいくと、いわゆる関係者だけ、先生と保護者だけではなくてアンケート調査をする必要はあると思うのですが、いかがですか。

○教育部長（天木孝利君）

山本辰見議員がおっしゃるアンケートということでございますが、我々、学校再編の実施計画、これにつきましては客観的なデータ、先ほど横田議員の一覧表でもございましたように、こういった状況である場合に、それをアンケートをもってかえるとか、そういうような性格のものではないと思っております。しかしながら、山本辰見議員のおっしゃるような、学校の統廃合により廃校になった学校の跡地利用ですとか、それから統合に当たってのＰＴＡのあり方であるとか、例えば通学のためのスクールバスの運営であるとか、こういったことについては当然住民の皆さんの御意見、保護者の御意見は伺う予定はしております。再編の計画に当たっての根本的なものについてのアンケート、これはアンケートにはなじまないとは私は考えております。

○5番（山本辰見君）

先ほどの答弁、それから先ほどの実施計画の基本にあるのが、いわゆる適正規模ということを行いました。それから一定の競争というか、クラスがえができるような形とかいうことですが、私は、今の町の教育委員会の方向としては、そっちをメインにしているのですが、それだけではないなと思っています。小規模校であっても、その評価をきちっとすべきだなと。

今、ここに細かい資料はありませんけれども、ドイツでは基本的には1学年20人クラスで、学校では100人程度の学校を基本にしていきたいと。これはフランスのあたりでもそうですが、しかも先ほどクラスがえして、競争してということですが、ドイツではクラスがえはないのですね。1年生で入ったら担任の先生が6年までずっと進んで、そのことがその子の状況もよくわかるし、20人ということは、美浜町の実態もそれに近い状況ですが、子供たちの姿がよく見える、先生がよく見える。それを6年間ずっとやっているということで、別に私はそれを推奨しているわけではありませんけれども、適正規模、いわゆる小学校でも2クラスずつ必要だということになりますと、例えば具体的に、もし合併なり統合した場合は、今、20人とか15人、あるいは30人くらいのクラスのところが、今、基本は40人学級ですから一気にクラス数が大きくなるわけですね。そういう面では、むしろきめ細かな配慮ができていたのがそこに行かなくなると。

それからもう一点、小中一貫校のことでいくと、今、体育館近くに考えるとしたときに、当然スクールバスでの送り迎えになると思うのですね。今、河和小学校だけでは全校生徒で380人、400人近くあります。全6校足した場合、小学生ですと本当にすごい、900人近い——これはちょっと私間違ったかな。間違えました。河和小学校だけで380人ですから、バスでいくと相当の台数を確保しなければいけない。それも朝晩送り迎えするわけですが、そういう面では小中学校を一貫校にしたら校長先生は1人です。教員も減らせるとしておられますけれども、例えば教員の給与というのは美浜町の負担ではなくて県の負担になるわけですから、美浜町には影響しないと思います。

私は、繰り返しますが、適正規模の問題、あるいは経費削減を強調するのではなくて、地域に密着した学校再編を基礎として考えるべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育部長（天木孝利君）

小規模校を決して私ども否定しておるわけではございません。何度も申しておるように、子供たちにとってよりよい教育環境を目指す、これが全てでございます。その中で我々大人としてできることに最善を尽くそうというのが、我々教育委員会事務局としての考えでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○5番（山本辰見君）

先ほどの指摘で、例えば河和小学校380人、多分教育委員会で検討していると思いますが、一気にバスの送迎でそういう対応ができるのか、プールなんかはどうなるのだろうかとかいうことも含めたときに、一貫校での対応を将来的に、例えば今答弁の中にあった15年ぐらい先のことを見据えたときに、その方向は一定覚悟せないけないのかなという気持ちはないではないです。ただし、小学校も中学校も1カ所に集めてどうなのかと。中学生は多少遠くても自転車を通えるのかなと思うのですが、そう思ったときに送迎も含めたものについてはどういう見解をお持ちですか。

○教育部長（天木孝利君）

通学についてのご話でございます。これにつきましては、再編、今回、実施計画を策定すると言いましたが、その辺の内容につきましては、これから、今度は再編のための基本計画というのをつくっていくこととなります。その中で検討する事項にはなっておりますが、基本的に通学距離としまして4キロ、小学校でいって4キロというのが通常言われておる距離でございます。そうしたときに町の中央部ですと、大体平均の3キロから4キロと

いうことはございます。そうしたときに高学年であれば徒歩の可能性もないことはないです。逆に今の現状において、美浜緑苑から上野間小学校、3丁目、4丁目あたりですと、もうその辺の距離になっております。そうしたことを考えますと、全ての人員、全ての人をスクールバスに乗せる、そういう発想ではないということは御承知おきいただきたいと思います。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、山本辰見議員の質問を終わります。山本辰見議員は自席に戻ってください。

〔5番 山本辰見君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで休憩したいと思います。再開を午前11時5分とします。

〔午前10時46分 休憩〕

〔午前11時05分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 荒井勝彦議員の質問を許可します。荒井勝彦議員、質問してください。

〔10番 荒井勝彦君 登席〕

○10番（荒井勝彦君）

それでは、11時を過ぎたということで、皆さん、こんにちは。3番手はチャレンジMIHAMAの10番 荒井勝彦でございます。

夏休みも過ぎまして、厳しい残暑の中にも、わずかですが秋の気配を感じられる季節となつてまいりました。体調を整えてこの9月議会に臨みたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出させていただいております一般質問通告書に基づいて、今回は3項目の質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1つ目ですけれども、町内の高齢者ドライバーについて伺いいたします。

警察統計によりますと、高齢者ドライバーとは65歳以上の方を指すそうですが、近年、全国的にこの高齢者ドライバーによる交通事故が多発して大きな社会問題となっております。悲惨な事故が少しでも減ることを願って、以下の質問をさせていただきます。

1つ目ですが、町内の高齢者ドライバーの数というものは、これは把握しておりますでしょうか。また、免許人口に対する割合も、もし把握しておればお答えを願います。

2つ目です。既に幾つかの自治体で実施をしているアクセルとブレーキを踏み間違えた際に急発進を防ぐ装置の取り付けに対する補助金を検討してみませんか。

3つ目です。運転免許証を返納したドライバーに交付しているタクシー券の利用者は何人ぐらいおりますでしょうか。また、支給枚数を見直す考えはございませんでしょうか。

大きな2つ目の質問です。

危険なブロック塀について伺いいたします。

昨年6月に発生した大阪府北部地震でブロック塀の下敷きになり小学生の女児が亡くなってから、危険な状態にあるブロック塀への関心が高まりました。昨年の9月議会において同僚議員がこの件について質問をしていますが、1年経過しましたので確認の意味で再度お尋ねいたします。

1つ目です。本町には、ブロック塀の倒壊による災害防止に寄与することを目的の一つとした生垣設置奨励補

助金、こういった制度がございますが、実際に補助を受けた事例は、昨年度、何件ございましたでしょうか。

2つ目です。危険なブロック塀撤去に係る補助金制度は、他市町の制度の状況を見ながら考えていきたいと昨年9月議会での同僚議員の質問に対して執行部は答えになっておりますが、1年たった今、他市町の制度実施の現状はいかがでしょうか。

3つ目の質問です。避難所におけるおむつがえ・授乳スペースについてお尋ねをいたします。

近年、公共施設などでは、多目的トイレ内におむつがえスペースが設置されるようになってきましたが、本町内の指定避難所においてこれらの設備は整っているでしょうか。

以上で私の壇上での質問を終わります。明確なる御回答をお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

荒井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、町内の高齢者ドライバーについての御質問の1点目です。私も、高齢者じゃなくて超高齢者になります。ひとつよろしく願います。町内の高齢者ドライバーの数を把握しているかについてでございますが、愛知県警察統計の資料から、平成30年12月28日現在において、美浜町内で運転免許証を持っている65歳以上の方は、男性が2,602人、女性が2,097人で、合計4,699人となります。これは美浜町内における運転免許証所有者の約29%に当たります。

次に、御質問の2点目です。アクセルとブレーキを踏み間違えた際に急発進を防ぐ装置に対する補助金を検討しないかについてでございますが、この装置は、停止時や一定速度以下で走行している際、アクセルを踏み込んでも急発進しないように自動車を制御するものであります。現在、美浜町においては、高齢ドライバーの方に対し運転免許証の自主返納を推進しており、アクセルとブレーキを踏み間違えた際に急発進を防ぐ装置への補助につきましては、現段階では考えておりません。

次に、御質問の3点目、運転免許証を返納したドライバーに交付しているタクシー券は、その利用者は何人くらいかについてでございます。また、支給枚数を見直す考えはないですかについてでございますが、まず高齢者に対するタクシー券の助成事業について御説明を申し上げます。

この事業は、70歳以上で運転免許証を持たない方への外出支援として、自宅から巡回バス停留所までの移動手段を確保するために、初乗り運賃及びお迎え運賃として、年間12枚のタクシー券を町単独で助成しているものであります。運転免許証を返納したドライバーに交付しているタクシー券の利用者は、平成30年度におきましては63名で、今年度は8月9日現在で64名でございました。

なお、支給枚数の見直しについてでございますが、平成28年度に巡回バスを増便、ふやした後、タクシーの利用率が減少しております。したがって、現在のところは考えてはおりません。

次に、危険なブロック塀についての御質問の1点目、生垣設置奨励補助金を実際に受けた事例は、昨年度何件あったかについてでございますが、まずは本制度について御説明を申し上げます。

美浜町生垣設置奨励補助金交付要綱は、平成2年度に施行されました。緑化の推進及び良好な住環境づくりの促進にあわせて、ブロック塀等の倒壊による災害の防止を目的として設置されました。具体的に申しますと、一定以上の生け垣を設置する際及び既設のブロック塀等にかえて生け垣を設置する際に町で一部を補助するものでございます。いずれの場合も道路の中心から2メートル以上離れた敷地内に設置することとされております。実

績につきましては、過去10年において6件あり、そのうちブロック塀の撤去を伴うものは1件でございました。平成30年度におきましては、ブロック塀の撤去を伴わない生け垣の設置が1件ございました。

次に、御質問の2点目、ブロック塀撤去に係る補助金制度は、他市町の制度の状況を見ながら考えていきたいと答えているが、近隣市町の現状はどうかについてでございますが、昨年度までに5市4町で制度が制定をされており、時限立法で期限を定めて制定されている自治体、通学路や避難路といった対象路線を定めている自治体等さまざまであって、補助金の上限も10万円から20万円の範囲で設定をされており、昨年度実績につきましては、10件から140件と伺っております。

次に、避難所におけるおむつがえ・授乳スペースについてでございますが、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり及び高潮における1次指定避難所として、布土小学校、美浜町役場、河和南部公民館、愛知県美浜自然少年の家、野間公民館、奥田公民館、上野間公民館の合計7カ所を指定しております。この中で既存の施設としては、美浜町役場だけがおむつがえができる避難所となっております。ただし、災害時には、多くの方が利用するスペースではなく、周りの方の目が気にならない和室などの小スペースをおむつがえ・授乳スペースとして活用できるように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上での答弁を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、最初の町内の高齢者ドライバーについてから質問をさせていただきます。

本町のように公共交通機関の整備がまだ十分ではないと言える地域においては、さまざまな場面で車の使用は不可欠であり、高齢者といえども免許証の返納をためらっている町民も少なくないと思います。先ほど町長のお答えでは、29%の高齢者の方がまだ免許を持っているということでございました。

東京都においては、このアクセルとブレーキを踏み間違えた際に急発進を防ぐ装置、これを既に取得している車——自分の車ですよね——に後づけする際、その費用の何と9割を補助しているそうです。最近では衝突被害軽減ブレーキ、こういうものが搭載された車も市販されるようになってまいりました。例えば群馬県明和町では、そのような車を高齢者が取得する際に5万円、東京都檜原村では最大50万円の補助金が出るそうです。厳しい財政状況ではございますが、何とか美浜町も、ここまでとは言いませんが、何かしらこのタクシー券以外、例えば、今、現にハンドルを握ってみえる高齢者のドライバーに対しての補助というものは考えられませんか。

○防災課長（小島康資君）

高齢ドライバーによる死亡事故が全国各地で相次いでいることを受け、先ほど東京都が7月31日から、2019年度におきまして70歳以上になる都内在住のドライバーに対し、10万円を上限に費用の9割補助を開始しているということです。これに対しましては、この取りつける車種だとか年式、そしてメーカーによって取り付けられるもの、取り付けられないものがあるということを、町内の自動車販売店のほうで確認をさせていただいております。そういった中で、今現在、町内の自動車販売店においては、こういった装置を取りつけることが難しいということは確認させていただいております。

近くでは碧南市が、75歳以上の高齢者を対象に、衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み込み間違い時加速抑制装置、ドライブレコーダー、全てを搭載された自家用乗用車を新車で購入した場合、1人1回限り7万円を補助す

る制度を平成31年4月1日から開始しているそうです。今現在、こういった装置をもう既に搭載している車種におきましては、国土交通省の発表によりますと、全体的で65.2%の車種がこの装置を既に当初から搭載をしているということを聞いております。

後づけ装置に関しましては、値段的なものでいきますと5万円から10万円が経費としてはかかるということも聞いておりますので、つけるところが限られてくるということもありましたので、そういったことを含めまして、今現在、美浜町におきましては自主返納をお願いしているということを推していきたいと思います。

○10番（荒井勝彦君）

美浜町では自主返納を促しているということで、やはりちょっと冷たいのじゃないかなというふうに、町長も超高齢者ドライバーだということ。私は、やはり、かくしゃくとして、元気でまだまだ外に出られるお年寄り、そしてインフラ整備されていて、どこまでも、公共交通機関で幾らでも行けますよと。例えば行ってきたバスも増便されて、東西の大きなスーパーにも乗り入れていただけるようになりましたが、やはりそこで大きな買い物の荷物を抱えてバス停まで行って、またタクシーを呼ぶ。これは非常に非現実的だと思います。これを補うのに、今、小島課長からはいろいろな金額のことが出ましたが、私は、あるカーショップで調べたところでは、3万7,000円ぐらいで後づけのものがつくということも伺いました。

それを9割も補助しろとは言いませんが、例えば1割補助して、これも町内の業者では非常に難しいということも、以前、小島課長とお話をしたときにお伺いをいたしました。私は、自分の行きつけの地元の車屋さんですけれども、カーショップでできることは大体うちでやれますよと、そのくらいのことはやれますと、そういうふうにおっしゃってありました。どうですか、美浜町でも、碧南市までのそのようなまねをしなければならないということはないですが、少しでもお年寄りが元気に外に出られるように考えてみませんか。答えは同じですか。

○防災課長（小島康資君）

実は、先ほどお話しさせていただいた、もう既に車に搭載している車ですけれども、これ搭載している場合と、搭載していない場合の値段ですけれども、5万円から10万円の違いだそうです。20万円、30万円という高額ではなくて、5万円から10万円の違いということですので、最初からこういった搭載している車を購入していただければありがたいのですが、先ほど補助の話、新車を購入した場合の補助ということになりますけれども、このあたりも、今後、愛知県、近隣市町の動向を見ながらまた考えていきたいと考えております。

○10番（荒井勝彦君）

なかなか渋いお答えでございますが、例えばタクシー券、今、12枚ですか。月1枚。お迎え料金が。うちのすぐ目の前に行ってきたバスのバス停があるなら、これは非常に便利でしょう。しかし、そのバス停までタクシー券を使ってお迎えを自宅に来ていただいて、そしてバス停から行ってきたバスに乗って、例えば東西のスーパーに買い物に行く。買い物袋を持ったまま、またそのバスに乗って最寄りのバス停まで行って、そこでタクシーをまた呼ぶと。それは非常に非現実的です。と私は思います。

現在、他の事業で助成金をひよっとしたら返還しなければならなくなった場合でも、この高齢者で免許証を持たない住民の方へのタクシー利用券の配布サービス、これは削るようなことはございませんか。町長、どうですか。

○町長（齋藤宏一君）

今、高齢者の件ですけれども、私は、基本的に自分もそうなったときにどうするかということを考えながら今も乗っていますけれども、やはり今担当が言ったように新しい車しかないかと。ぶつからないのだから。できればそうありがたい。でもなかなかそれができない方もいる。じゃ車がなくていいか。これは田舎はどうしてもやは

り車は欲しい。畑へ行く、買い物に出る。だからどうしても車に乗っていないと、またうちばかりこもってしまふ。余計ばけますよね。そういう面で、いかにこれからお年寄りのぼけ防止、それから楽しんで例えば出かけられる、そういうことを考えていく必要はここにはあります。そういうまちおこしをこれから考えます。ですから、今、荒井さんが言われたことを、私は担当の言うことに従って、よし、やれということを勧めてやらせていますので、十分検討した上で、また一番いい方法をとります。

○10番（荒井勝彦君）

恐らく私も、きょうが4日ですので、あと19日したら60歳になります。5年たつと、いわゆるこの29%の人の中に私も入れてもらうことになるのですが、そのころにはひょっとして、手離しでも運転できるようになればいいですけども、私、今、自分の愛車が17年間乗っております。とても買うだけの余力がございません。そうなった場合に、やっぱりそういうアシスト、何かを、町がつけてくれないのであれば、みずから身銭を切ってもつけなくちゃいけないなと思いますが、できれば過渡期のこの状態のところを何か埋めていただける優しい行政であってほしいと願うばかりでございます。

高齢者ドライバーに関しては、以上にしておきます。

続いて、ブロック塀のほうに移らせていただきますが、ブロック塀の撤去に係る補助金制度は、知多半島——5市5町ありますが——の中で、昨年度までに5市4町で制度が制定されているとのお答えをいただきましたが、未制定のところというのはどちらでしょうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

未制定といいますか、先ほど町長の答弁で申し上げましたとおり、平成2年から本町は生け垣設置とブロック塀の撤去ということで一応やっておりますので、未制定のところはございませんが、荒井議員言われるのは、恐らくブロック塀撤去のみで補助金をという意味であると思いますので、そういう意味では美浜町はブロック塀撤去のみでの補助金は交付しておりません。

○10番（荒井勝彦君）

美浜町は、先ほどの御答弁でもございましたが、私も申し上げましたけれども、生け垣ですよね。生け垣は、確かに緑化の推進、良好な環境づくりに有効だと思いますけれども、この剪定作業が行き届かなくなるなど、公共の道路にはみ出して通行の妨げとなっている事象も見受けられます。この過去の事業実績、この生け垣設置に対する奨励制度の補助金を利用されたということの実績を見ますと、そろそろこれ考え直す時期に来ているのではないのでしょうか。どうでしょう。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

荒井議員言われるとおり、近年の住宅新築等での囲いを見ていると、生け垣よりもフェンスがふえてきたという状況にあると思います。ですので、そういった生け垣にとられることは、ちょっと時代がおくれているのかなという感じもします。ただ、私ども、この要綱の趣旨は、当時はブロック塀から生け垣というものであったのですけども、その根底にあるのは、まずセッバックで道路が広がるのが近隣のためにも有益であるというところに重きを置いておりますので、どうしても撤去だけで補助金を出すというのは、全体の数からいくと対象となる世帯が限られてくるというのもありますし、昨年の答弁でも申し上げましたけれども、基本的には自己責任が基本だという考えのもとでおります。ですので、生け垣を設置の条件とするかどうかというのは検討課題だと受けとめております。

○10番（荒井勝彦君）

今、都市整備課長からのお答えでしたけれども、他市町ではブロック塀の撤去に補助金を出しているのは、例

えば、今ちらっとセットバックという言葉が出ましたが、これは建築基準法第42条に、4メートル未満の道路は、その中心から2メートル自分のほうの敷地に後退した、そこを敷地の境界線とみなすと明記されておりますが、そのセットバックをしなくても、4メートル未満の道路に、ここまでが自分の敷地でございますよと立っている危険なブロック塀に対しても他市町は補助金を出しているという理解でよろしいですか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

撤去の場合はそういうことでございます。

○10番（荒井勝彦君）

私は、そのような違法なブロック塀に対してまで費用を負担する、そこまで美浜町がやることはないと、こう思っております。ただ、セットバックをしてフェンスにかえる。生け垣ではなくフェンス。これは御高齢になって、最初は若い世代で、きれいだから生け垣にしよう、生け垣でもこういうのがいいなと。きれいに刈り込んであるものは、環境上、非常に見ておっても気持ちがいいことでありますので、それは結構ですけれども、だんだん御高齢になっていくと、その刈り込みがおっくうになってきて、実際、私の近辺ですけれども、もともと狭い道のところにいっぱい生け垣を設置したために、道路にずっと両側から生け垣が生えてきてしまって、ふだんでしたら軽トラは通れるんですが、その軽トラの通行もままならないような場所も見受けられます。ぜひとも、フェンスにかえても補助金を出していただけるよう、今後、前向きに検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

やはり目的が、道路が広がるというのが一番効果があることでございますので、ブロック塀の撤去とあわせて、道が広がるというものに関しては、生け垣にかかわらず、今の時代フェンスというのも多いですので、そこら辺は建築士である荒井議員の御意見も伺いながら前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○10番（荒井勝彦君）

では、ブロック塀については以上にさせていただいております。

おむつがえと授乳に関してですけれども、乳幼児を持つ保護者の方が、外出先で授乳やおむつがえのために気軽に立ち寄ることのできる施設、こういうものを赤ちゃんの駅と呼ぶそうですが、避難所以外のまちの施設でこのような施設はございますでしょうか。

○総務部長（杉本康寿君）

本町の公共施設でまいりますと、現在は図書館にそのスペースが設けてあろうかと私は理解しております。

○10番（荒井勝彦君）

実は私も、このおむつがえ・授乳に関して、ちょっと図書館には伺って調べてみました。ホールに面した多目的トイレ、あそこは広いですが、ベッドのようなものがございませんでした。奥の図書スペースには確かにありましたね。それと、ここの庁舎の1階の多目的トイレの中にも折りたたみのベッドが出てきて、おむつがえができるようになっております。どんどんと今、愛知県でも、この赤ちゃんの駅というのを推奨しているようでございますので、美浜町でもこれからいろいろな、公共施設はもちろんそうですが、民間にもこういった協力を呼びかけていくべきだと思いますが、いかがですか。

○総務部長（杉本康寿君）

荒井議員のおっしゃることはよく理解をしております。お子さんを持つお母様方につきましては、当然、お子様が途中でお泣きになった場合、いろいろとあろうかと思っております。それが近くにそういうスペースがあれば一番ありがたいと私どもも思っております。それにつきまして民間の施設に対して本町が依頼するということは、な

かなか、その施設の財政的な御事情もあろうかと思います。そのスペースにつきましても、一般的にはトイレの付近になろうかと思いますので、そのスペースがある程度確保できるところであれば可能かと思います。あと、例えばコンビニ等につきましては、そのスペースがなかろうかと思ひまして、これにつきまして町から依頼を申し上げることはかなり厳しい面があるのではないかと考えております。

○10番（荒井勝彦君）

民間にお金を出してこういったスペースをつくってくださいと言うのは非常に難しいかもしれませんが、何かの席で民間の方々とお話をして、そういった施設を充実させていきたい。この美浜町も安心して子育てができる、授乳やおむつがえ、それが、緊急を要する場合はほとんどですね。前もってこの子は何時何分何秒におむつがえをするんだと、そういうことはなかなか正確に時間を把握できるものではございませんので、ぜひともこれは、何か機会があったときで結構ですので、そういった民間の人たちとも話し合いをしていただきたいと思います。

それと避難所のおむつがえスペースですが、例えば皆さんが一堂にどっと集まった場合には、別の小部屋とかを利用することになると思いますが、当然、夏場、一番暑い時期を想定しますと、エアコンのきいたところで快適に赤ちゃんのおむつがえ・授乳をしていただきたいと思いますと思いますが、そのようなところは確保できますでしょうか。

○防災課長（小島康資君）

先ほど町長の答弁の中でもありましたように、町内で7カ所をまず指定避難所に指定していただきました。実は、この中で、河和南部公民館ですが、以前、質問の中で、小学校だったものを、ことしの4月から河和南部公民館に避難所を変更させていただきまして、和室等の確保ができる場所ということで変更させていただいております。そういった中で、小学校ではなかなか難しいところもありますが、公民館におきましては和室と小スペースの部屋もありますので、そういったところで授乳及びおむつがえができるスペースを確保していきたいと考えております。

○10番（荒井勝彦君）

たしか河和南部小学校の体育館が避難所だったのを公民館にしてくださいということも言った覚えがございます。

例えば、小中学校の場合は、ようやく教室にエアコンをつけていただきましたよね。それで、避難所として、もしそうなった場合には、あいた教室を、例えば赤ちゃんの授乳、おむつがえの教室はここですよとしていただくことはできますでしょうか。

○防災課長（小島康資君）

避難所の中で、実は学校の避難所というのは布土小学校、実はこちら布土公民館という一つ本来避難所の候補がありましたが、やはり風水害等では川の氾濫が懸念されますので、そういった中で布土公民館でなく、高台にあります布土小学校ということで避難所の指定をさせていただいております。こちらは、ただ体育館ということになりますので、なかなかこの中で、校舎の中に風水害の場合に入っていくということが難しい面もあるのかなと思いますが、このあたりは教育委員会と相談させていただきながら、また今後検討していきたいと考えております。

○10番（荒井勝彦君）

ぜひとも子育て中のお母さん、お父さん、若い方々が快適に過ごせるような避難所で、ふだんでもそういった環境を美浜町で整えていただきたいと思います。

残りまだ15分ほどございますが、私の質問はこれで終了させていただきます。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、荒井勝彦議員の質問を終わります。荒井勝彦議員は自席に戻ってください。

〔10番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで休憩とします。再開を午後1時とします。

〔午前11時42分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 大寄暁美議員の質問を許可します。大寄暁美議員、質問してください。

〔7番 大寄暁美君 登席〕

○7番（大寄暁美君）

皆さん、こんにちは。7番 大寄暁美です。

ただいま議長の許可を得ましたので、あらかじめ提出いたしました一般質問通告書に基づき、順次質問をさせていただきます。

まずは、防災行政への積極的な女性の参画推進についてお聞きします。

阪神大震災、東日本における大地震、そして大津波と多くの人の命が失われ、広範囲にわたって被害が生じました。また、その後も熊本地震、各地での被害が発生しています。さらに、地震以外においても、豪雨災害、火山災害なども起こっています。それら災害において、備蓄品や避難所運営に関する問題等から防災対応、特に避難所の質の向上において、男女共同参画の視点、女性の参画が必要であると言われています。

1、美浜町では、愛知県地域防災計画の改定を受け、平成24年に美浜町地域防災計画を新たに策定し、以後、毎年修正を行っていると聞いています。この計画を策定する上で、本町に在住する女性がどの程度かかわっていますか、お答えください。

2、現在、美浜町防災会議の委員には美浜町在住の女性が見えません。美浜町在住の女性を委員として積極的に参加させる考えはありませんか。

3、美浜町地域防災計画には、町の応急活動として、事前、被害発生中、事後にわたり「避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保」と記載されていますが、ここで言う福祉ニーズとはどのようなことを想定していますか。

4、同計画の中で「避難所運営における女性の参画等」の記載がありますが、実際の運営はどのように考えていますか。また、避難所運用マニュアルへの反映及び人材育成はどのように行っていますか。

5、備蓄品について伺います。女性用品の備蓄についてはどのように考えていますか。また、粉ミルクや厚生労働省の省令改正により最近普及を始めた液体ミルクについて、避難所運営の中でどのように考えていますか。

2項目めの質問に移ります。

ふるさと納税制度についてお聞きします。

ふるさと納税とは、ふるさとや応援したい自治体に寄附をすることにより、税金の控除、還付が受けられる制度です。その控除の手続きも、一定の条件を満たせば、ワンストップ特例制度により確定申告をせずに寄附金の控除が受けられること、その自治体の名産品などの返礼品がもらえる、また寄附金の使い道が指定できることなどから利用者がふえています。ふるさと納税制度は、納税者にとって、自分の好きな自治体に自由に納税ができる

といった感覚を持つことができ、また社会貢献や行政に対する意識が高まるとも言えます。しかし、昨今、提供する返礼品が、資産性の高いものや返礼率が3割を超すもの、また地場産品でないことなど、返礼品競争が過熱し話題になりました。

1、その返礼品の規制が6月から始まりましたが、規制前と現在の申し込み状況はいかがでしょう。

2、ふるさと納税の本来の目的である寄附金の使用目的を、美浜町ではどのようなものを設定していますか。また、どの使用目的に多くの寄附が集まっていますか。

3、最近よく耳にするクラウドファンディングにおいて、地域の課題解決や観光事業等に税控除がないにもかかわらず、多くの賛助金が集まっています。この場合、返礼品のかわりに感謝状、招待状や粗品等を送っている事例もあります。美浜町のふるさと納税においても、物品を返礼するというのではなく、美浜町の課題解決や魅力ある観光事業等を具体的に取り上げ、寄附を募るということはできませんか。

4、住民は、居住する市町村へのふるさと納税ができないと一般的に言われていますが、返礼品がないなどの制限はあるものの、制度上ふるさと納税することは可能です。前述した美浜町の課題解決や魅力ある取り組みなどはっきりとした使途を設け、町民からの寄附を促進することは考えられませんか。

以上、壇上での私からの質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

それでは、大岩議員の御質問にお答えいたします。

初めに、防災行政への積極的な女性の参画推進についての御質問の1点目です。

美浜町地域防災計画の策定に本町在住の女性がどの程度かかわっているかについてでございますが、美浜町地域防災計画では、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害、地震等の災害に対処するため、県、町、指定地方行政機関、自衛隊及び指定公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、住民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としております。

防災計画は、毎年検討を加え、必要があると認めたときにはこれを修正するとなっております。計画を策定する上で、本町に在住する女性のかかわりについてですが、美浜町自主防災組織連絡協議会の会長と副会長が委員として参加をしております。この美浜町自主防災組織連絡協議会は、各区長を初めとする自主防災会の会長や防災に携わっている方々で組織をしており、そのうち女性委員は3名お見えになることから、策定にかかわっていると考えております。

次に、御質問の2点目、美浜町防災会議の委員として、町内在住の女性を委員として積極的に参加させないかについてでございますが、現在の美浜町防災会議委員19名のうち、女性委員は2名でございます。その所属は、あいち防災リーダー会及び美浜・南知多防災の会からの推薦でありまして、もう一人は、被災地でのボランティア活動の経験豊富な日本福祉大学社会福祉学部の准教授の方でございます。お二人とも町内在住ではございませんが、各団体から推薦され、防災に関する識見を有し、本町の地域性にも熟知されている方でもあります。

次に、質問の第3点目、美浜町地域防災計画には「避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保」と記載されていますが、ここで言う福祉ニーズとはどのようなこと想定しているのかについてでございますが、町は、被災をした要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じた

サービスを提供することとなっております。ここで言う福祉ニーズとは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等、支援が必要とされる方々を事前に把握し、災害時に的確かつ迅速な安否確認及び避難誘導を行い、どのようなサービスを必要としているのか把握することと考えております。

次に、御質問の４点目、避難所運営における女性等の参画等で実際の運営はどのように考えているか、また、避難所運営マニュアルへの反映及び人材育成はどのように行っているかについてでございますが、大規模地震が発生した場合において各地区に設置される現地災害対策本部６カ所のうち、本部長が６名中１名、副本部長が１３名中５名の女性を配置しております。女性の視点からの意見を尊重することは当然必要であると考えております。また、避難所運営マニュアルへの反映については、学区ごとに作成している避難所運営マニュアルをもとに、学校と自主防災会と調整を図りつつ修正をしております。

人材育成については、人事異動等に伴い、新たに現地災害対策本部の本部長と副本部長に配置された方、町の新人職員や町内小中学校に赴任された教職員等を対象として、毎年８月に避難所運営に関する図上訓練を実施しております。この訓練では、避難所として使用する学校の図面をもとに、実際に避難所を開設した場合を想定して、避難所のレイアウト、病人や障害のある方へのスペース確保等を念頭に置きつつ、円滑な避難所運営ができるよう知識の習得等を図っております。なお、地域住民の皆様を対象とした減災カレッジにおいても、知識の習得のみならず、いわゆる弱者の避難に関する配慮ができるような意識の向上に努めているところであり、これらが災害発生時に避難所における配慮が必要な方々のスペース確保につながっていくと考えております。

次に、御質問の５点目です。備蓄品のうち女性用品の備蓄はどのように考えているか、また、粉ミルクや液体ミルクは避難所運営の中でどのように考えているかについてでございますが、昨年度、女性用品を３０セット購入をいたしました。現時点におきましては、粉ミルクや液体ミルク、女性用品や紙おむつ等については、町内大規模店舗や商工会加入店等と災害時における物資調達に関する協定を結び、協力を要請できる内容となっております。また、災害時の基本行動は自助・共助・公助の順でありますので、本町では、災害時の非常持ち出し品と備蓄品については、日ごろから各家庭に応じた備えとして、少なくとも１週間分以上の家庭備蓄を確保するよう皆様に周知しているところでございます。

次に、ふるさと納税制度についての御質問の１点目です。

６月から返礼品の規制が始まったが、規制前と現在の申し込み状況はについてでございますが、規制前の平成３０年度４月から７月までの申し込み状況は、１,３１６件で１,９９２万７,０００円に対し、令和元年度４月から７月までの申し込み状況は、７６９件で１,３６０万１,０００円となっており、件数で約４割、寄附額で約３割の減少となっております。

次に、御質問の２点目、ふるさと納税の寄附金の使用目的はどのようなものを設けているか、また、どの目的に多くの寄附が集まっているかについてでございますが、寄附金の使用目的については９項目に分かれており、１つ目は放課後児童クラブの運営及び整備事業、２つ目は子育て世帯応援事業、３つ目は小中学校の整備事業、４つ目は子ども読書推進事業、５つ目は空き家活用事業、６つ目は漁場改良事業、７つ目は観光推進事業、８つ目は道路・橋梁等整備事業、９つ目はその他となっております。このうち、１つ目の放課後児童クラブの運営及び整備事業が全体の３４％です。２つ目の子育て世帯応援事業が２４％、３つ目の小中学校整備事業が１９％となっております、この３つで約８割を占めております。

次に、御質問の３点目、美浜町のふるさと納税で、物品の返礼だけでなく、町の課題解決や魅力ある観光事業等を具体的に取り上げ、寄附を募ることはできないかについてでございますが、現在、ほとんどの市町村のふるさと納税は大手ポータルサイト経由で申し込まれており、そのポータルサイトの機能として、事業名の追加など

市町村側で設定が可能な項目については対応が可能です。

次に、御質問の４点目、居住する市町村への納税も可能であり、町の課題解決や魅力ある取り組みなど、はっきりとした使途を掲げて町民からの寄附を促進する考えがないかについてでございますが、インターネットを介して寄附、投資などの形態で個人から資金を調達する仕組み、いわゆるクラウドファンディングのような取り組みについても、資金調達手段の一つとして全国的には展開をされてきております。他の自治体の実績を踏まえ、引き続き研究及び情報収集を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○７番（大寄暁美君）

まずは防災計画について確認ですが、美浜町地域防災計画は、美浜町防災会議で策定、修正されているということでしょうか。その防災会議に、自主防災組織連絡協議会から会長、副会長の２名が委員として入っている。その自主防災組織連絡協議会に女性が３名加わっているということでしょうか。それで、本町在住の女性の意見は自主防災組織連絡協議会で集約し、代表２名が防災会議で自主防災組織に反映しているということでしょうか。そして、その代表は、防災会議に出ているお二人は男性ということでしょうか。

○防災課長（小島康資君）

議員の言われるとおり、美浜町地域防災計画は、防災会議で修正をかけさせていただいております。なお、最近では、平成31年３月の修正版を発行させていただいております。

また、先ほど自主防災会のメンバーにおきましては、確かに男性の方ばかりにはなりますが、ここに自主防災組織連絡協議会の会長、副会長、このお二人も男性にはなりますけれども、その方々が参加しております自主防災組織連絡協議会には、先ほど答弁の中にもありましたように３名の女性の方が参加していただいておりますので、その意見を吸い上げていただきまして、それを自主防災会のほうに反映させるということで女性の関与という形で考えております。

また、もう一つ、女性の登用に関しましては、防災会議の委員には地元の方が見えないということですが、こちら、地元の方というか、平成26年のときに女性の方お二人に新たに参画をしていただきまして、そのお二人は、先ほどの答弁の中で団体からの推薦という形で受けております。その方々におきましても、今回、令和２年３月が任期満了という形になりますので、その任期満了の前に、また再度団体の代表の方と相談させていただきながら、地元の方で適任の方が見えるのかどうか、そこを含めた中で再度推薦をしていただくような形を考えております。

○７番（大寄暁美君）

美浜町で毎日暮らしているからこそ出る、防災計画に生かされると思いますので、ぜひ入れていただきたいのですが、それは今の女性をかえるという形ではなく、女性をふやすという形で登用していただきたいと思っています。

今、防災会議は会長を含めて20名、そのうち女性が２名ということでした。美浜町防災会議条例では、第３条１項にて「防災会議は、会長及び委員24人以内をもって組織する。」と記載があります。また、同条５項に委員について定めていますが、第８号の「町長が必要と認めて任命する者」をもって町内在住の女性、例えば先ほどの自主防災組織連絡協議会の女性や、町内の赤十字奉仕団の代表の方などを加えるということは考えられませんか。

○防災課長（小島康資君）

確かに、今現在は19名で、こちらは24名以内をもって組織をするというものがあります。そういった中で新たに女性の登用という形になるかと思いますが、町内にも各種団体いろいろ、先ほど出ておりました日赤奉仕団等々あるかと思いますが。そういった団体におきましても、今後は女性の団体との協議をした中で、防災会議に積極的に参加していただく形がとればとも考えております。

○7番（大嵯暁美君）

内閣府の男女共同参画の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を見ると、やはり女性が30%入るとよいと書いてありますし、美浜町男女共同参画プランでは、3、防犯・防災において「男女共同参画の視点で避難所の運営体制を見直します」と書かれておりますので、ぜひ追加する形で女性の登用をお願いいたします。

次の質問にいきます。

答弁に出ていました高齢者、障害者の方などの支援が必要な方を、どのように今把握されていますか。

○防災課長（小島康資君）

こちらですけれども、把握のほうに関しましては、平成27年7月1日施行の美浜町避難行動要支援者登録制度等実施要綱で、災害時に的確かつ迅速な安否確認及び避難誘導を行うため、要支援者等の個人のプライバシーに十分配慮しつつ、要支援者が安心して暮らすことができることを目的として登録及び把握に努めております。令和元年7月末現在で725名の方が登録をいただいております。

○7番（大嵯暁美君）

では、その登録されている要支援者の情報はどの程度まで把握していますか。例えば、どの程度歩けるのかとか、どのような薬を飲んでいるのかとか、酸素吸入を必要としているか等のことですが。

○総務部長（杉本康寿君）

この要支援者の登録制度につきましては、これはあくまでも災害の起こったときの安否確認に用いる制度でございます。その方の個人にまつわる薬等の把握はしておりません。

○7番（大嵯暁美君）

では、要支援者に寄り添ってニーズを満たすようにということで福祉人材の確保とありますが、こういった方を想定していますか。

○福祉課長（高橋ふじ美君）

福祉人材の確保につきましては、要配慮者の身体的なケア及び精神的なケアを行う保健師だとか医師、そして看護師、介護士、そして相談員などの専門職と私ども福祉関係の職員の確保で考えております。

○7番（大嵯暁美君）

では、その福祉人材になり得る何かしらの資格を持っていられる方で、今仕事についていない等で把握できない方もいるかと思いますが、掘り起こし等はされておりますか。

○厚生部長（八谷充則君）

今、御質問されましたのは、9月1日号の広報に折り込まれて各世帯に行った災害時の住民支援に関する意識調査の御協力をお願いというものを指しているかと思いますが。

こちらにつきましては、いわゆる潜在看護師といえますか潜在看護職、保健師、助産師、看護師、准看護師、こういった資格を持っていないが、今そういった仕事についておられない方、そういった方がどのくらいいるかということ把握しているものでございまして、この目的といたしましては、やはり災害時には医療関係者だけでは対応し切れない部分もございますし、特に避難所においては、そういった人材が確保できないという、保健

師だけでは対応できないということがありますので、住民の方々の共助をお願いするという意味で、そういった方々がどのくらいいるのか、またどれくらい協力していただける意思があるのかということをもとに把握しまして、その後、そういった方々をいわゆる組織化というか、登録して活用していけるようなことを考えていきたいと考えております。

○7 番（大寄暁美君）

大規模地震が発生し、避難所が開設されたとき、学区ごとに災害対策本部ができる。本部長、副本部長19名のうち女性が6名ということで配置していただけるということで、多くの女性が避難所運営の意思決定に加わることを聞いて安心いたしました。

では、避難所運営マニュアルについてお伺いします。

今回、質問に当たり、避難所運営マニュアルを見たいと町のホームページを探しましたが見つかりません。試しに武豊町を調べてみましたが、すぐに見つかりました。町民に日ごろから周知しておいたほうがよいと思われるものですので、どのようにお考えですか。

○防災課長（小島康資君）

今現在、美浜町における地震、津波及び大規模な火事の際の指定避難所は7カ所あります。そのうち、布土小学校、河和小学校、河和南部小学校、野間中学校、日本福祉大学、上野間小学校の6カ所に関しましては、その施設の現状に合わせた個別の避難所運営マニュアルを作成させていただいております。しかし、愛知県美浜少年自然の家につきましては、今、概略はできているんですが、詳細について、今現在、美浜少年自然の家と小野浦区と協議をしている最中ということで、これも近々できるというようなことを聞いておりますので、こちらが完成した後に美浜町のホームページに上げていきたいと考えております。

○7 番（大寄暁美君）

町民が日ごろから災害の心づもりをする意味でも、避難所運営について周知させることは大切だと思いますので、でき次第上げていただきたいと思います。

人材育成についても、教職員の人を対象に行ったり、住民の方には減災カレッジを毎年開催しているということですが、ここ数年で構いませんが、減災カレッジへの参加人数、男女比等がわかりましたら教えてください。

○防災課長（小島康資君）

減災カレッジにつきましては、東日本大震災、熊本地震等大規模災害におきまして、地域ぐるみの防災体制の整備が特に必要であると再認識させられました。美浜町においても南海トラフを震源とする巨大地震の発生が危惧されているため、防災リーダー講習会を開催し、巨大地震など大規模災害に必要な知識や活動技術の習得を行い、地域の防災リーダー及びボランティアコーディネーターとしての素地を養うとともに、自主防災組織の防災力向上を図る目的で毎年減災カレッジを開催させていただいております。

参加人数におきましては、平成28年度が65名、平成29年度が47名、平成30年度が56名という報告になります。こちらは、事前に本来申し込みをいただいているのですが、急遽参加したい、都合がついたという方も実際見えまして、そういった方に関しましては、名簿というか人数だけの把握をさせていただいておりますので、ここでの男女別に関しましては資料がありませんので、よろしくお願いします。

○7 番（大寄暁美君）

答弁にありました災害時における物資調達に関する協定について、もう少し説明をしてください。一般的な食品等は対象ではないのですか。

○防災課長（小島康資君）

現在、美浜町におきましては、災害時に関する多くの協定を締結させていただいております。具体的な例を挙げますと、災害時における物資調達に関する協定書、災害時における緊急輸送に関する協定書、災害時における要支援者の避難施設に関する協定書などになります。

災害時における物資調達に関する協定書では、第2条、協力要請としまして、災害時において物資を必要とするときは物資の調達に協力を要請する。また、第3条、調達物資の受ける範囲では、供給を要請する物資として米、乾パン、離乳食、粉ミルクなどの食糧、包帯、カーゼなどの医療用品、毛布、布団、下着などの寝具や衣料、カセット式コンロとガスボンベ、哺乳瓶、乾電池、生理用品などの日用品などが挙げられます。第4条、協力の実施では、要請を受けたときは可能な限り優先供給に努め、状況を連絡する。また、第7条の支払いにおきましては、提供した物資の代金及び運搬に関しましては、遅延なくその支払いをするというようなことで協定を結ばせていただいております。

○7番（大寄暁美君）

いろいろな商店との協定を結んで物資の調達ができるということは、今よく言われる備蓄品の使用期限が過ぎて廃棄するとかいう問題がなくて、無駄がなくて、特に液体ミルクなどは使用期限がとても短いと聞きますので、とてもよい方法だと思います。

では、それらの物資の配付についてお聞きしたいと思います。東日本大震災のときに、女性用品や女性の下着を男性が配付しており、受け取りづらかったという報告がありますが、町においてはどのようにお考えですか。気をつけていることはありますか。

○防災課長（小島康資君）

災害時におけます物資の配付に関しましては、全て一度本部に集約をしまして、そこから現地災害対策本部への運搬という形をとらせていただいております。また、現地災害対策本部では、いつ、何時にどういった物品が届くかというようなことの把握をするために、本部長を含めた中でそれぞれ表にまとめて、何が来ているかということを皆さんがわかるような形をとらせていただいております。そういった中で、実は備蓄関係に関しましては一堂に、食糧等とか毛布はどこか1カ所には集約はしているのですが、先ほど大寄議員の言われておりました生理用品とか、あと、実は医療関係のもの、これに関しましては学校の保健室、こういったところに全て集約をさせていただきながら、ここで女性の現地災害対策本部員に配付をしていただくような形も考えております。

○7番（大寄暁美君）

女性として安心しました。あと、ミルクの配付のほうも気をつける必要があると聞きます。ふだん母乳育児をされている方に、乳児がいるからと安易にミルクが配られると、母乳育児を続けることができなくなってしまうそうです。母乳には感染症にかかりにくくする成分が入っているので、赤ちゃんを守るだけではなく、その周りにいる人も感染症から守ることになると聞いております。避難所においては、母乳育児の方がリラックスして授乳できるスペースを確保することが重要だと思われそうですが、何か対応を考えられておりますか。

○防災課長（小島康資君）

避難時におけます授乳に関しましては、午前中の荒井議員の質問の中でもありましたように、できるだけスペースを確保しながら、そこに女性の現地災害対策本部員に立っていただきながら、中に入室ができないような形をとっていく必要があるのかなと考えております。

○7番（大寄暁美君）

母乳育児というのは、本当にストレスがあると母乳が出なくなったりとか、すごく女性の体はあれなんですけ

れども、でもおっぱいをあげなければ本当にとまってしまうものなので、非常時でもやはり普通の生活ができるようにしていただけるといいと思います。また、最近知ったのですけれども、助産師さんの団体で、何か災害があったら行くという、来てくれるという団体もあるそうなので、そこら辺もまた調査しておいていただくとすぐ、赤ちゃんを持っている方にとっていいのかなと思います。

では、ふるさと納税に移りたいと思います。

お答えいただいた比較が4月からの申し込み状況ですが、実際に美浜町が返礼品の規制をしたのが3月ということでしょうか。

○総務課長（夏目 勉君）

実際、美浜町が返礼品の規制をしたのは3月からかという御質問かと思いますが、昨年度末ぐらいから、総務省のほうから4月1日からは適正に執行するようということで強い指導等がございました。そういったこともございまして、本町におきまして3月の下旬から新制度に沿った形に整えたという次第でございます。

○7番（大嵯暁美君）

返礼品について伺います。返礼品の中には、実際、その自治体に行って利用するイベントや観光、行楽などの参加型の返礼品があると聞きますが、美浜町の返礼品にはありますか。

○総務課長（夏目 勉君）

ただいまの御質問、イベントの参加券のような返礼品があるかという御質問かと思いますが、本町におきましては、本町にお越しいたいて利用するものとしたしまして、南知多ビーチランドの入場券、これはパスポート券も含むものですが、そういったものととか、あとミカン狩り、イチゴ狩りの入場券、こちらはバーベキューセット等と絡めたような招待券がございます。あと新南愛知カントリークラブのコースのプレー券、こちらも本町にお越しいたいて利用してもらうという利用券等がございます。

○7番（大嵯暁美君）

そのような物品でない返礼品の申し込みというのはどのような状況でしょうか。また、何か問題点等がありますか。

○総務課長（夏目 勉君）

まず、昨年度の利用状況でございます。南知多ビーチランドの入場券、パスポート券も含んだ件数でございますが22件でございます。あと、ミカン狩り、イチゴ狩りの招待券、バーベキューセットも含んだものですが68件でございます。新南愛知カントリークラブ、コースプレー券、こちらが20件でございます。これを3つとも足しますと110件ほどになるのですが、昨年度美浜町に申し込みをいただいた件数が1万157件ですので、3つを足しても1%程度という状況でございます。

問題点という御質問があったかと思いますが、こちら、今申し上げたような件数ですが、実際、こちらを申し込まれた方がどのあたりに住んでみえるかというところを確認したところ、やはり9割ぐらいはもう県内の方でございました。ゴルフ券につきましては、県外の方も数件あったという状況でございまして、やはりこういった美浜町にお越しをいただいて利用するという返礼品に関しては、なかなか遠方の方では利用がしづらいのではないかとこのところが考えられるのかなと思っております。

○7番（大嵯暁美君）

今回、どの自治体の返礼品も3割までとなったことで、今後はその自治体への愛着がふるさと納税をする自治体を選択する判断材料になると思います。具体的な魅力ある寄附金の使い道は共感を呼び、寄附金が集まるのではと思います。災害への支援は有名ですが、ほかの自治体では、犬の殺処分ゼロを目指す活動であったり、地域

の文化遺産を補修するプロジェクトなどへの寄附が多く集まっているという成功事例を聞きます。現在のような返礼品を申し込んだ後に寄附金の使用目的を選択できるような方法ではなく、その目的を前面に出し、寄附金を募るような方法は検討できませんか。現在利用のポータルサイトでは、そのようなクラウドファンディングのような掲載方法はありませんか。

○総務課長（夏目 勉君）

まずその前に、ふるさと納税制度の趣旨を簡単に御説明をさせていただきます。このふるさと納税制度の趣旨といいますのは、ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、もしくは応援する気持ちを伝え、または税の使い道をみずからの意思で決めることを可能とすることを趣旨として創設された制度でございます。本来、自分が応援したい自治体に寄附ができ、その自治体からのお礼としての返礼品を選んで受け取ることができるものですから、自治体の応援や使い道を指定した寄附といった本来の趣旨から外れ、返礼品や、また節税対策が目的となっている点が今現在問題視されておりまして、本年度から法規制がなされたところであります。

一方、議員のおっしゃられるクラウドファンディングにつきましては、こちらは個人や企業、その他の機関が、自治体も含めた機関ですが、インターネットを介しまして不特定多数の人に資金提供を呼びかけ、趣旨に賛同した人から資金を調達する仕組みでございます。使い道、目的を前面に出して、それに共感してもらい寄附をしてもらう方法でございます。こういった御質問のクラウドファンディングにつきましては、現在本町が利用しておりますポータルサイトでも一部対応は可能ではございますが、実際、申込者の検索履歴を見てみますと、現状では、そのほとんどがまず返礼品目から入って検索をされているというのが現状でございます。また、新たなサイトを構築する場合の費用対効果等を勘案した中で、現時点では取り組んでおりません。

ですけれども、今回ふるさと納税制度が新たな制度ともなりまして、資金調達手段の一つとしてこのクラウドファンディングは捉えておりますので、今後も、他の自治体の実績等も踏まえながら、引き続き研究並びに情報収集を行ってまいりたいと考えております。

○7番（大寄暁美君）

時間がなくなりましたので、ちょっと早口で。繰り返しになってしまいますが、居住する市町へのふるさと納税は、返礼品がないものの可能です。しかし、まだまだ知られていないのが現状ではないでしょうか。住民の多くは、ふるさとは美浜です。住民だからこそ、返礼品がなくとも町の振興や課題解決に寄附ができると思います。財政が厳しいと諦める前に、こんなことを実現したい、ぜひ応援してくださいと住民にアピールし、ふるさと納税制度を利用し、寄附を集めることはできるのではないのでしょうか。

○総務課長（夏目 勉君）

ただいまの御質問ですが、町といたしましても、少しでも歳入をふやしまして財政の運営に役立てたいという思いは議員と同じでございます。そうした中で、今後も歳入確保のために、町内、町外を問わずして、法や制度の趣旨にのっとった形の中で、今回のクラウドファンディングというような手法も含めまして、引き続き調査研究をして、また情報収集も行っていきたいと考えております。

○7番（大寄暁美君）

例えば、今後、小中一貫校の授業が具体的に始まるとなれば、子供たちのよりよい教育のために町内外に寄附を募るというよい方法になると思います。引き続き研究及び情報収集を続けていただくとのことですので、よろしく願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、大寄暁美議員の質問を終わります。大寄暁美議員は自席に戻ってください。

〔7番 大寄暁美君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

次に、8番 中須賀敬議員の質問を許可します。中須賀敬議員、質問してください。

〔8番 中須賀敬君 登席〕

○8番（中須賀 敬君）

皆さん、こんにちは。チャレンジMIHAMA所属、8番 中須賀敬でございます。議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出させていただきました一般質問の通告書に基づき、順次質問をさせていただきます。

初めに、1項目めの商工業・観光業の活性化と交流人口の増加についてでございます。

まず1番、1点目、6月定例会の一般質問において、商工業、観光業の重要性については、齋藤町長より御理解いただいているとの御答弁をいただきましたが、現在、旅館・民宿を初め美浜町の宿泊可能人員は最大で何人ほどであるかお尋ねしたい。また、その宿泊施設の稼働率はおおむね、平均で結構ですので、どのくらいであるか。来客が消費される1人当たりの宿泊平均単価が幾らぐらいになるかをお尋ねしたいと思います。

2点目は、宿泊者のうち、学生を初めとするスポーツ、音楽などの学校などの合宿需要はどの程度の割合なのか、お尋ねさせていただきます。

3点目、商工業・観光業活性化のために、具体的にはどのような事業に取り組むべきか、あるいは取り組んできたかをお尋ねしたいと思います。

4番目、現在、美浜町内で、大会誘致や合宿誘致における宿泊を初め、その経済効果がどの程度あるか、お尋ねします。

次に、2項目めの野間公民館駐車場拡張工事の中止についてお尋ねします。

本年度予算にありました野間公民館駐車場拡張の予定について、過日、野間学区区長会場で取りやめにしたいとの報告があったとお聞きしました。その経緯や具体的な理由について、地区住民には知らせる必要があると考えております。また、当初予算を承認した議会に何の説明もなく不執行を決定したのはなぜでしょうか、お答えいただきたいと思います。

以上、2項目の点について、私の壇上からの質問は終わります。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

中須賀議員に対する答弁をさせていただきます。

初めに、商工業・観光業の活性化と交流人口の増加についての御質問の1点目、現在、旅館・民宿を初め、美浜町の宿泊可能人数は最大で何人ほどか、また、宿泊施設の稼働率と来客1人当たりの宿泊平均単価は幾らぐらいかについてでございますが、観光協会に確認をしたところ、宿泊可能人数は、令和元年8月1日現在、旅館・民宿13軒で計787名になります。また、美浜少年自然の家が480名宿泊可能ですので、合計1,267名となります。宿泊施設の客室稼働率は平均40.3%、この中に美浜少年自然の家は含まれておりません。宿泊平均単価は、学生団体を含めまして1人当たり平均1万1,000円です。なお、全旅館のデータではなく、11軒によるものでございます。

次に、御質問の2点目です。宿泊者のうち学校の合宿需要はどの程度の割合かについてでございますが、合宿

の受け入れをしている旅館は7軒で、合宿の割合は20%から90%の割合で、施設により幅がございました。

次に、御質問の3点目、商工業・観光業活性化のために具体的にはどのような事業に取り組むべきと考えているかについてでございますが、現在進めております美浜町の地域資源を活用したグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムを初め、里山や歴史、文化を生かしたスポーツ・ツーリズムの商品化、地元のお土産等をPRするために地域資源を生かした特産品の開発等が重要であると考えております。

次に、御質問の4点目、町内で大会誘致や合宿誘致における宿泊を初め、その経済効果はどの程度あるかについてでございますが、大会誘致としては、昨年実施をしました第1回プライドジャパン少年野球全国選抜大会 in あいち美浜における宿泊、弁当などで約470万円になります。また、合宿については、学生の単価が約6,000円から8,000円ですので、6,000円で試算しますと、年間約4,390人に御利用いただいておりますので、約2,600万円の直接効果があると考えられます。なお、観光協会より旅館、民宿へ聞き取り調査をし、その報告を受けたもので、数軒未回答のところもございまして、効果はこれ以上あると思われま。

次に、野間公民館駐車場拡張の中止についてでございますが、野間公民館につきましては、山車の所蔵庫の建設、消防署の分遣所の設置、消防団詰所の建てかえなどにより、イベント等、行事開催時において駐車場が不足し、対応に苦慮していることは十分承知をしております。その対応策としまして、従来からも野間小学校敷地の活用をお願いしているところでございます。

今回の駐車場の拡張につきましては、学校再編を見据えた中で、近接します野間小学校の活用、野間公民館建物の老朽化等の諸問題に加えて、本町の財政的な面などを熟慮した中で判断をさせていただいたものでございます。近隣土地の借用地、イベント等の際はお手数をおかけしますが、現状につきまして、何とぞ御理解をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上で、壇上での答弁を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○8番（中須賀 敬君）

いろいろと細かいデータを調査いただきました。実際に美浜町にどれだけの人が泊まれ、客室の稼働率や学生の合宿需要の割合がどれぐらいになるのかなどは、交流人口の増加や、2020年に開催されるオリンピック・パラリンピックを含めた受け皿として基本となる非常に重要な数字だと考えます。

それでは、再質問させていただきます。

商工業・観光業活性化のためにどのような事業に取り組むべきかとお尋ねしたところ、地域資源を活用したグリーンツーリズム、ブルーツーリズムの推進が重要であるとお答えいただきました。具体的に、今年度実施した体験ツアー等があればお聞かせいただきたいと思います。

○産業課長（三枝利博君）

今年度の実施した具体的な体験ツアーということなので、まず、先月の8月3日土曜日に、みはまブルーツーリズムとしまして、南知多ビーチランドにおきましてクルマエビのつかみ取り体験とバーベキュー、さらにウミガメと触れ合い体験と記念撮影を企画し、開催しました。100名募集のところ172名の応募があり、当日は143名の方に美浜町を楽しんでいただきました。

○8番（中須賀 敬君）

募集人員を超えるほどの応募者があるとのことですが、その人気の秘密はつかんでいらっしゃいますでしょうか。

か。

○産業課長（三枝利博君）

やはり、都会の子供たちが海や山で体験することが少なくなっている中、美浜町ではそういった受け皿づくりをする体験を用意しております。また、参加される方はリピーターも非常に多いので、毎回いろいろな企画、工夫を考えています。例えば今回は、非常に人気のありました地びき網体験を、猛暑による熱中症対策等を踏まえまして、日陰で体験できるようなつかみ取り体験としました。また、クルマエビは県の魚でありまして、そういった学習も含めてビーチランドの職員に説明をお願いしています。生きたままつかむことのない都会の子供たちにとっては貴重な体験になったと思います。また、このクルマエビは伊勢湾でとれているということなので、食育という点でも地の物を味わっていただくことを考慮させていただきました。

○８番（中須賀 敬君）

参加者を、特に参加する子供たちを飽きさせない工夫が、これからも美浜町のこういった交流人口をふやすための目的の発展のためには大いに必要だと思います。ちなみに、今回の参加者の方々のお住まいになられている場所、どこの土地の方々がお見えになっているかを、わかればお聞かせください。

○産業課長（三枝利博君）

毎回、参加した皆さんからはアンケートをとっております。その結果によりますと、名古屋市が24%、次いで清須市が12%、西尾市の10%となっております。遠方は、岐阜県の羽衣町から御参加いただいております。

○８番（中須賀 敬君）

西尾市の10%というのがちょっと意外ですが、西尾にも海があるなと思ひまして。ですけれども岐阜からの参加も含めて、やっぱり海のないところの人が海を見えるというのは、我々もふだんの生活の中で感じておりますが、海の近くで住んでいる人とは違うんだということがよくわかったお話だったと思います。遠方から参加の方には本当に感謝させていただきたいと思ひます。

それでは、今後は何かほかにお考えはございますでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

まず、10月26日の土曜日に古布の富谷農場におきまして、ハロウィン収穫祭を企画しております。体験内容としましては、カボチャ、サツマイモ、落花生などの収穫体験から、羊や鶏との触れ合いとして餌やりや卵拾い、また、ハロウィンにちなんで仮装コンテスト、ハロウィンの飾りつけコンテストなど盛りだくさんの内容で企画しております。コンテストの入賞者には、とれたての野菜とか特産品等も考えておりまして、我々スタッフも仮装して参加者に楽しんでいただけるように計画していますので、議員の皆様におかれましても、一度御見学いただけると幸いです。もう一点、冬の企画としまして2月ごろ予定しております。

○８番（中須賀 敬君）

楽しそうな企画がいっぱいあって、交流人口がふえるということは非常に大切なことだと考えております。ぜひ我々議員も一緒になって美浜町を盛り上げていけたらと思ひます。

次に、4点目の大会誘致の中で、昨年、プライドジャパン少年野球全国選抜大会 in あいち美浜における経済効果などの御答弁がいただきましたが、今年度あるいは来年度以降に何か計画があればお教えください。

○産業課長（三枝利博君）

昨年度は15チームの参加となっておりますが、今年度は25チームということで年々盛り上がりを見せております。チームの構成は主に小学校6年生で、卒団記念という形の思い出に残る全国選抜大会となっております。今年度は、秋の11月2日、3日、4日の3日間と、あと春休みの3月21日、22日、23日の開催ということで、2

回予定しております。より一層の盛り上がりと経済効果を期待しております。さらに、中学校の全国野球大会誘致も視野に入れて、PR活動を進めていきたいと考えております。

○8番（中須賀 敬君）

いろいろな大会誘致を目指して努力されているということですので、さまざまな大会誘致も含めて、美浜町をPRしていただく、今後の美浜町の活性化につなげていただきたいと思います。

では、具体的な事例として都市整備課長にお尋ねしたいと思います。昨年のプライドジャパン少年野球全国選抜大会inあいち美浜により、旅館等にも大きな効果があったことがわかりました。今後、さらに大会誘致や合宿誘致による宿泊客の拡大を図ろうと考えたとき、運動公園陸上競技場も非常に大きな可能性があると思います。現在、日本福祉大学のサッカー場は、休日になるたびに多くの人でにぎわっており、運動公園陸上競技場ができれば、相乗効果により利用者が増加することが期待できると思いますが、運動公園陸上競技場の計画段階で宿泊者等の増加をどの程度見込んでいたのでしょうか、お尋ねします。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

運動公園整備計画におけます宿泊者等の増加をどの程度見込んでいたかということでございますので、昨年度実施しました運動公園整備事業に伴います経済効果の調査結果の数値でお答えをさせていただきます。

全体的に申しますと、まず利用者数として想定しておりますのが、隣接する日本福祉大学、附属高校、両方のまず授業の利用でございます。それと高校、大学の課外活動、いわゆる部活動、それと学校関係の定期大会、それと大会等以外、町民、町内外の方が見えますイベント、行事での利用、それとあと合宿というもので、宿泊以外を含めて7万8,000人程度の利用があるという利用人数で経済効果を出しております。まず、全体的に申し上げますと、その経済効果としましては消費として約9,600万円あって、それを経済効果というものに換算しますと、2億2,000万円ほどの効果があるであろうということが出ております。

また、議員御質問のそのうち宿泊はということでございますが、行事等で町外から見える方については、そのうちの1割程度は宿泊いただけるのではないかという見込み、また合宿についても、合宿の日数にもよるのですが、利用者、オープン当初としては約2,700人程度の利用者を見込んでおりますけれども、そのうちの約半数は宿泊していただけるものと見ております。

それで、今現在、大学でにぎわいがあるということですが、大学、高校の定期大会によります消費としましては、あくまでこちらについては、宿泊は余り多く期待できないと思っておりますけれども、交通費、飲食代、土産等で1,690万円程度の消費はある。合宿については、先ほど言いましたように宿泊者は半分程度とは思いますが、交通費、飲食代、土産等で約4,000万円程度の消費があるという調査結果が出ております。

○8番（中須賀 敬君）

今の課長の答弁の数字は、今多分皆さんも聞いていると、数字を並べていて、どの程度精度の高いものなのかというものがずっと浮かびますが、どのように受けとめたらよろしいでしょうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

調査をするに当たりまして、利用人数につきましては、大学、高校のものについては大学、高校に調査をいたしました。調査をした中で、最高でこれぐらいの利用が認めると回答をいただいたものの中から、私どものほうで、当然、これは重なっちゃうなという部分のところを除外しまして数値を設定しております。

また、合宿につきましても、他市町でのオープン当初の数値等を、またあと現在の美浜町の総合公園等の利用者を勘案しまして、かたい数字、なるべく実現可能な数字ということで、我々としては少な目に見積もったと思っております。

○議長（大岩 靖君）

中須賀議員、通告の質問内容から少し外れる部分がありますので、質問内容を少し気をつけてください。

○８番（中須賀 敬君）

今、いただきました御答弁を受ける、さらなる交流人口の増加を目指すためにも、運動公園陸上競技場を予定どおり進めていただきたいと思います。

最後にもう一つ、齋藤町長にお尋ねします。いろいろな場でトライアスロンの復活についてお話しされていると伺っておりますが、交流人口の増加という観点から見れば、トライアスロンも一つの方法ではあると思います。町長自身、どのようにお考えなのか、お聞かせ願えれば幸いです。

○町長（齋藤宏一君）

突然の御質問でございますけれども、トライアスロンにつきましては、私のときから15回までやらせていただきました。これは、発端は半田ＪＣの皆さん方から町内に、美浜町へ声をかけられたということで始めたものですよね。それはなぜやったのか。これは出雲のマラソン、あの当時、非常に全国に有名になりましたよね、出雲市長が。国会議員にもなりました。つまり、いかにテレビ、新聞、こういうものに載せていただくようなイベント、これをということが、つまりまちおこしにつながってくる。そんなこともあって、非常に厳しい県あるいは国の警察庁の指令があってできない。おかげと粘り勝ちということで許していただいたのがきっかけです。

本当に美浜町民の皆さんが多数ボランティアで参加していただいて、終わった後の選手とのイベント、交流昼食会、これが非常に人気よかった。この間もＪＣの何周年かの記念会で、私も招待されて行きましたら、半田ＪＣとしてこれまで一番大きな仕事、それは新美南吉だったと、まず１つ。もう一つは山車祭り。じゃ３つ目は音吉トライアスロンも入ると。ところが、これは15回目、私が町長をやめてから１回だけでと思って16回やったところ、台風でだめになっちゃったよね。それ以後やめられた。非常に思い出の深いＪＣとしても大会であったということ。それからもう一つ、愛知県トライアスロン協会、私はそこへも招待されましてちょっと行きました。参加されているトライアスロンの役員たち、美浜のトライアスロンへ参加した人が非常に多かったんですよ。非常に期待が大きかった。あんないい大会をもう一回やってくれないかということもございました。

そこで、私も改めてこうやって復活させていただけば、これから先、やはり美浜町としてどういうイベントを興すか。この美浜町の先ほどいろいろなことをお話しされた、この議会でも。美浜町の特性があります。海がある。里山がある。農業関係は非常にいいところを持っている。歴史がある。そういうストーリーをあわせて盛り上げていくことが、これからこの一番大きなまちおこしになる。これは私が町長になった当初からの目標です。12年町長をやめていたけれども、改めてこれからこの消滅市町村と言われるような美浜町で、何を言っている、これからやるためには、どんどんと町を挙げてそういうイベントも考えなきゃいけないし、産業の発展化も考えていかなきゃいけない、それが一番大事なことをきょう、こうして皆さんと御意見を伺って、私としては、これから大いに進めていきたい事業の一つでもあります。

きょう、三枝君が先ほど言いましたけれども、まだマラニックもやっている。いいですか。これは270人、去年から参加しているんですよ、よそから。小野浦ではどうですか。トライアスロンはできないけれども、トライアスロンにかわるアクアスロン、ずっとやっとなつてくれているでしょう。これはトライアスロンの全国の100位になって、オリンピックの100位になった鈴木貴里代さんのおかげなんです。涙が出てきた、私は今回は。初めて参加した。そういうものが美浜町には根づいているから。灯台もそうですよ。音吉もそうなんです。これをいかに広めて、皆さんに認めていただけるようなことを少しずつやっていったら、こんな美浜ほどいいことない、いい宝が幾らでもある。

そんなことで、ぜひ皆さんの承認を得られれば、これも新しく来年度できたらなということを思うだけで、まだどこでもそんなことを言っていない、私は。一部にはこういうことはあるということでは言わせていただいていますけれども。だからそういう面で、ぜひ議会の皆さんとも挙げて、運動公園だけじゃないんだよ、企業でいえばかけたコスト、それ以上に利益を上げなきゃ企業は破産なんですよ。行政も一緒なんです。そこまで考えた行政の運営を考えていかないと、これは何ともなりません。そこまでよろしいですか。

○8番（中須賀 敬君）

トライアスロンを復活させたい熱意だけは間違いなく十分感じました。

それでは、次に2項目めの野間公民館駐車場拡張工事の中止についてでございますが、重ねてお尋ねさせていただきます。当初予算で承認されたこの計画が、議会に対して何の説明もないまま、いつの間にか中止ということですが、なぜでしょうか。理由は先ほどの答弁でお答えいただきましたが、もう少し丁寧にお答えいただきたいと思います。

○教育部長（天木孝利君）

駐車場の拡張の中止の件につきまして、まず経緯のほうから話させていただきますと、一応、新たに齋藤町長になりまして、私どもの主要事業について説明をした中において、先ほど壇上で申したとおり判断をされまして、それを受けまして、私ども7月のかかりぐらだったと思いますが、野間の区長会に出向きまして、一応事業の中止について御報告、御承認をいただいたという経緯でございます。

基本的に議会に報告すべき事案ではないかということではございますが、私どもとしては、一応基本的に、私ども当初予算の段階においては必要なものとして作成をし、お認めをいただいたということでございます。ただ、最終的にはその予算を執行しない場合、当然減額補正云々ということになります。そうした面において、その時期において御報告するのが筋ということになろうかと思います。私どもとしては非常にちょっと苦しい答弁ではございますけれども、そのような経緯でこういう扱いにさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

○8番（中須賀 敬君）

野間の地元の住民の皆さんは、公民館、年間駐車場がいっぱいになるのは正直に20回ぐらいたと思います。ですけれども、そのときにあちらこちらに借りても、路上にとめる方があったりとか、いろいろ苦労していたという経緯がある中で、公民館の駐車場を拡張していただけるというのがありまして、大変喜んでいただいております。

ただ、今理由はお聞かせいただきましたが、区長会の皆さんにはお伝えしたということですが、それだけで簡単に済ませることではなく、大変かとは思いますが、例えば住民の方に説明会を開くなど、住民の方が期待を持って決まったと思ったことをやめるんだということであれば、もちろんやめる正当な理由はあるということとは今お話を伺ってわかりますが、そういう住民の方に寄り添った丁寧な対応をすべきだと考えておりますので、その点についてお願いをいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、中須賀敬議員の質問を終わります。中須賀敬議員は自席に戻ってください。

〔8番 中須賀敬君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで休憩したいと思います。再開を2時45分とします。

〔午後2時25分 休憩〕

〔午後 2 時 45 分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 横田全博議員の質問を許可します。横田全博議員、質問してください。

〔12番 横田全博君 登席〕

○12番（横田全博君）

皆さん、こんにちは。本日 6 人目で最後の質問者になりますので、あと 50 分間おつき合いをお願いいたします。
チャレンジ M I H A M A の横田全博です。

それでは、議長の許可を得ましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

私は、資源ごみ・不燃ごみ収集時は、河和小学校の西門のところでお手伝いさせていただいておりますが、重そうに通学かばんやランドセルを背負って通学している子供たちの姿を見て、気にかけておりました。そこが中学生の待ち合わせ場所になっておりましたので、そのかばんの重量をはからせてもらいましたら 11 キロありました。また、別の保護者の方からは、ランドセルが重くて、高学年の子が腰を痛めて整体に通っていると聞きました。そこで、小中学生のかばんの重さと子供の健康について質問をさせていただきます。NHK の昨年 10 月 15 日放送の「まちかど情報室」では、整形外科医の久野順一氏が「ランドセルの重さは体重の 15% 以下を目安にするのが好ましい」と報告をしておりました。

そこで 1 番、教育委員会として、子供の健康への影響は認識していると思いますが、どのような点に留意しておりますか。

2 番目、教科書協会によると、教科書の大判化やイラスト・写真の多様化でページ数がふえ、小中学校ともに 10 年前と比較して重量は 30% も増加しているとの調査結果もあります。文部科学省は 2018 年 9 月、各教育委員会に対し「児童生徒の携行品に係る配慮について」の通知を出しました。いわゆる「置き勉 O K」ですが、子供や地域の実態を考慮して各学校で知恵を出してほしいとしております。本町での知恵はどのようなものでしょうか。

2 番目です。子ども食堂についてです。

本年 7 月に、期間限定ではありますが、町内 3 軒目となります子ども食堂が河和台に誕生しました。ある教師との会話で、夏休みを終えた 2 学期では、痩せて登校してくる児童が見受けられますとの話も聞きました。子ども食堂は、経済的に厳しい、またいろいろな都合で食事の支度が難しい家庭など、さまざまな事情を抱えた子供たちに、低価格で食事を提供していくという活動です。また、子供だけでなく大人の参加も見られ、地域活性化や交流の場として認知されつつあり、子供の見守りの場や居場所としても期待されております。そこで、2 点質問させていただきます。

1 点目、町では、子ども食堂の役割や有効性についてどのように考えておりますか。

2 点目、子ども食堂の運営にはさまざまな課題が発生しております。資金面や運営スタッフの確保、会場確保、食材調達等が挙げられますが、それらの課題について町はどのようなサポートが必要と考えていますか。

3 番目は、役場の駐輪場の設置についてです。

議会初日、おとといでございますけれども、2 日の朝、役場南駐車場で自転車に乗った女子高生と出会いました。駐車場でとめる場所を探しておりましたが、見つかりません。スロープのところにとめて庁舎に入っていました。役場は最も代表的な公共施設です。毎日多くの人が訪れますが、その手段としては、徒歩、自家用車、バスに限られております。町内の名古屋鉄道の各駅には、大小はあるものの駐輪場が設置されており、それから

推察すると、来庁時にも自転車、バイクの利用者は少なからずあると思われます。役場の敷地内に駐輪場がないまま、対応しないのでしょうか。

執行部の明快な答弁を期待して、壇上での質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

横田全博議員の御質問にお答えいたします。

私からは、小中学生のかばんの重さと子供の健康について以外をお答えし、小中学生のかばんの重さと子供の健康については教育部長からお答えをさせていただきます。

初めに、子ども食堂についての御質問の１点目でございます。

子ども食堂の役割や有効性についてどのように考えているかについてでございますが、子ども食堂は、平成26年にNHKの情報番組で紹介されたことを機に全国的に広がるきっかけになり、現在の年間利用者は160万人とも言われております。子ども食堂は本来、貧困家庭や1人きりで食事をとる子供に対し、食事や安心して過ごすことができる場所を提供することを目的としており、議員のおっしゃるとおりでございます。本町の子ども食堂は、家庭状況に関係なく、子供の居場所づくりを提供するという役割も担っており、共働き家庭やひとり親家庭を地域でサポートするという意味においては、大変有効であると考えております。

次に、御質問の２点目、子ども食堂の運営のさまざまな課題はどのようなサポートが必要だと考えるかについてでございますが、子ども食堂はあくまで自主的に運営されており、かかわる方々により運営方針はさまざまでございますので、町は直接運営にかかわるのではなく、助言をする立場であると考えております。その上で、町として実施すべきサポートとして、例えば、食材、人材といった地域の資源を活用できるような情報の提供、継続して運営していけるシステムづくりに関する支援、及び新規に子ども食堂を計画している方に対する町の交付金交付要綱を活用した財政的支援等が必要と考えております。

今後も、子ども食堂が単に子供の居場所づくりの場ではなく、食を通じた多世代交流により地域全体で子供たちの社会性を養う場、子供からお年寄りまでが集い、お互いを見守る場として、さらに広がっていくよう支援を続けてまいりたいと考えております。

次に、役場の駐輪場の設置についてでございますが、議員がおっしゃるとおり、本町の来庁者のほとんどの方は自家用車、巡回バス及び徒歩によるものであるため、現在駐輪場は備えておりません。今後、住民からのニーズがふえる状況になれば、具体的に検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔降 壇〕

○教育部長（天木孝利君）

次に、小中学生のかばんの重さと子供の健康についての御質問の１点目、子供の健康への影響はどのような点に留意していますかについてでございますが、子供の健康や安全・安心の学校生活は、学校が最優先で取り組むべきことであると認識をしており、夏の期間の水分補給のための水筒や汗拭きタオルなど健康管理に必要なものを携行するなど、子供の発育状況や通学環境に合わせ、各学校において工夫して対応するよう留意しております。

次に、御質問の２点目、文部科学省が出した置き勉オーケーの通知で、子供や地域の実態を考慮して各学校で知恵を出してほしいとあるが、本町での知恵はどのようなものかについてでございますが、本町においても、宿題で使用する教材等を明示することにより、家庭学習で使用する予定のない教材等について児童生徒の机の中に

置いて帰ることを認めたり、教科用の特別教室で使用する学習用具の一部について、必要に応じて特別教室内の所定の場所に置くなど、各学校の実情に合わせて、子供たちの負担にならないよう配慮しております。

今後も、子供たちにとって安全で安心できる学習環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○12番（横田全博君）

同じように、見ていて姿勢も気になるのです。かばんを持って重たくて、こういうふうの前かがみになるのもそうなんですけれども、それだけかなというのは気にしているのですけれども、前かがみっぽくなる子が多いですね、特に小学校あたりは。その辺、どういうふうに考えておりますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

御指摘にありました姿勢の悪さについてだと思います。これにつきましては、一般的には、近年テレビゲームですとか、スマートフォンなどによる姿勢の悪さがマスコミ等で報道されているということは承知しております。

○12番（横田全博君）

その場合、よくスマホ禁止とか何かという通達を出していますけれども、決して私、そういうのを悪いとは言っていないけれども、ゲームを長いこと同じ姿勢でやるというのが悪いことと、そういう指導というのは、家庭でやるのが本来だと思いますけれども、どう思われますか。

○教育長（山本 敬君）

交通戦争という言葉、昭和41年か2年ぐらいですか、交通事故が多発して、我が国で社会的な問題になった。それで、交通安全の指導をします。学校もやりますよね。家庭でもしませんか。でしょう。そういうことなんです。ですから、生活全般にかかわること、例えば家庭のことでも学校は言いますよ。うちではこうしようね。交通安全も一緒です。スマホも一緒です。ですので、学校でも指導しますが家庭でも指導していただいて、やっぱり両輪できちっとした子供に正しい生活、そういったものを身につけるような、そんな形を今とっておりますが、ただ、なかなか成果が上がらないというのも事実でありますので、今後も学校と家庭一体となって、そういったスマホ、姿勢等々を指導してまいりたいと考えております。

○12番（横田全博君）

すぐには荷物の重さというのはなくならないと思いますけれども、中学生では、横のバッグ、それから小学校ではいろいろ手持ちのバッグとかランドセルはもちろんですが、そういうの、キャリーバッグ等なんかはころがついていますよね。そういうのを使っていいよというようなことは検討したことありますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

学習道具を運搬、自分のものは自分で学校まで運ぶという子供たちがもともとやっている作業で、例えばキャリーバッグの導入など、運ぶ手段の検討をしたことがあるかという御質問だと思います。運ぶ手段の変更につきましては、従来からランドセルが主流だったんですが、リュックサックであつたり軽量なものをそれぞれしよつて、転倒防止のためになるべく手を塞がないようにして、各学校において検討がなされて、現在に至っておると思います。

今回、横田議員から御提案のありましたキャリーバッグについて、背負うとか担ぐとかいった方法から引っ張るという御提案だったと思います。そういった運ぶ手段の変更ということは検討に値すると考えておりますが、現在の本町の通学路の状況を考えたときに、果たしてそれがふさわしいかということ、やや難点があるのではないかと考えております。

○12番（横田全博君）

子供たちはある意味で田舎の子ですので、素直な子が多いものですから、そういうところにもやっぱり当然教育委員会としては配慮しているとは思いますが、やっぱり保護者の方の意見も聞きながら配慮していただきたいなと思っております。

10年ぶりに学習指導要領の全面改訂が予定されております。ゆとり教育から教科書が30%も重くなったというのも一つの原因ですが、またそれが変わるということもございますけれども、その内容はどのような内容になっておりますでしょうか。

○学校教育課指導主事（黒田靖浩君）

その質問については私から御説明をさせていただきます。

来年度、令和2年度より小学校、令和3年度より中学校で新しい学習指導要領がいよいよ完全実施をされるようになっていきます。変わる点というのは複数あるのですが、その中でも大きく2つに絞って御説明をさせていただきます。

1つが、教科または内容の変更についてでございます。これまで道徳の授業というのはどの学校でも行われていたわけですが、その道徳がいよいよ教科化されるという変更が1点ございます。もう一つ、これまで小学校で外国語活動として3年生から6年生まで行われていた部分の5、6年生の外国語活動が、外国語科というふうに教科化されることになっております。

あと、これは教科ではないのですが、最近テレビのCMとかにもよく出てきますプログラミング教育というのが、全教科を通して進められていくような授業を展開していただきたいといった内容にもなっています。ただ、こちらは、プログラミング言語を使って、例えばパソコンに打ち込むとかいう動きをしたらとかそういった技能を身につけるといっても、論理的な思考ができるような活動を進めてください。決してパソコンを必ず使わなければならないといったものではないということだけ御承知おきいただければと思います。

もう一つ大きく変わった点がございます。それが授業改善についてでございます。実は、今回の改訂の中身は、教科の内容、指導する中身はそこまで大きく変わっておりません。ただ、これまで知識だけ教えればいいと言っていたものから、知識の質を高められるような授業を進めてくださいといった内容が書かれております。そこで出てくるキーワードが「主体的・対話的で深い学び」と、この文言がこの指導要領に書かれております。そのために今、現場の教職員は授業改善に努めております。とにかく話し合う時間を持ったりとか、探求的な活動を進めたりとかする中で、先ほどの質の高い学びができるような授業を進めているところでございます。

○12番（横田全博君）

教科がふえる、それから質が変わる。よくわからないところがあるんですけど、今までの授業のこまが結構きつきつでやってきましたよね。それこそゆとり教育から180度変わった授業をやって、現場の先生も大変だし、これは生徒児童も大変だということの声は聞こえてくるのですが、それが改善なのか、改良なのかかわかりませんが、そういう傾向にはあるのか、それとも、また新しい英語が本当の授業の科目として登録された、また道徳が科目としてなるということは賛否両論あると思いますが、そういうのがいろいろと積み重なってきていると思うのですが、その辺どうなのですか。全体のこま数がどこかで今度は減らさなきゃいけないし、科目によって軽い、重いが出てくるかと思いますが、どうなのでしょう。

○学校教育課指導主事（黒田靖浩君）

実は今回の改訂で、道徳については、毎週1時間これまでもずっと行われてきたものが単純に教科化されたという形になっておりますが、外国語科につきましては、これまで1時間だったものが週2時間というふうに1こ

まふえることになりました。小学校ですと、月曜日が5時間目まで、5時間授業、火曜日から金曜までが6時間授業の全29コマあるんですが、今までは28コマまで動いていたものに、そこに英語の1コマふえたことで完全29コマになってしまいました。

したがって、今起こっていることは何かといいますと、例えば月曜日の5時間目、今まではクラブ活動であったり委員会活動がそれぞれ入っていたりしたのですが、そのコマをどのように使うかというのを各学校では工夫してやっています。例えば、今週は委員会をやります、来週はそこでクラブ活動をやりますといったように、今まで委員会もクラブ活動も別コマで動いていたものが1コマに吸収されてしまうと。中にはそれを解消するために、例えば算数の時間、週4時間のものを1時間だけ、帯活動といいまして、朝の時間をちょっと活用して毎日15分ずつ3日間やることで45分を確保しようという学校も出てきております。ちなみに今、美浜町については、その帯活動は極力避けて1コマきちっと確保できるような動きを進めております。

○12番（横田全博君）

そこでも、教育委員会が知恵を使わなきゃいけないよなと思っていますけれども、英語教育がふえるということでございますけれども、今までも随分と力を入れてやってこられましたけれども、例えば教師の補助の方、本当に英語が話せる方、そういう方もやっぱりふやしていけるのですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

議員おっしゃられるように、英語教育、本町は力を入れております。現在、小学校においては3名の外部講師に補助をいただいております。次年度から学習指導要領が新しくなるということで授業数もふえます。英語活動から英語科になるということもありますので、これは来年度の予算に向けての話ですけれども、増員を要望して、子供たちにとってしっかりと学べる環境をつくっていきたいと考えております。

○議長（大岩 靖君）

横田議員、通告から少し外れる質問がありますので、注意してください。

○12番（横田全博君）

では、もとに戻ります。置き勉オーケーという通達が出たのですけれども、置き勉オーケーの場合、どのような課題、問題点が考えられますでしょうか。

○教育部長（天木孝利君）

置き勉オーケーに取り組む場合の課題、問題点は何か考えられるかということでございますが、まず、置き勉として学校に置いてくことを認めているものについて保護者の方にも周知をすると、何で学校から教科書を持ってないのだということが当然あるかと思えます。そういったこともあろうかと思えますし、あと、部活動で使用する、例えば野球部ですとグラブですとかスパイク、そういったものについても、手入れじゃなくて週の初めに持ってきて週の終わりに持ってくるというような場合に、やはり個人のものでございますので、そういったものについて、施錠ができるようなロッカーなり云々という整備も必要になってくるのかなと、そういったことがまず第一義的に課題として考えられる面でございます。

○12番（横田全博君）

教科書を持って帰るということは、例えば宿題があるから持って帰る、それから自分で予習、復習をしなければならぬという形で教科書が必要だということだと思えるのですけれども、例えば、置き勉オーケーになった場合に宿題なんかは減るんですか。

○教育長（山本 敬君）

宿題についてはさまざまな意見があろうかと思えます。ただ、子供たちに家庭で学習をする習慣をつけるとい

う意味では、宿題は私は非常に重要な要素だと思います。よく言われますのが、小学校でいえば学年掛ける10分、1年生は10分だよ、6年生は60分、6年生が60分やるかどうかはちょっと別においておきますが、とにかく家庭学習をする習慣、これは中学校になっても高校になっても非常に重要なことだと思います。そういう意味で、今議員がおっしゃった教科書をどうするんだというところ、これは非常に難しい問題であります。

例えば、私、先月の校長会でこう言いました。「もうええが、国語と算数以外みんな置いてけ。」と。宿題は国語の漢字や算数の計算が多いですね。「もうええが、置いておけば。」と。やっぱり校長先生方はうんと言わない。そうですね。実際、宿題は国語と算数だけではないし、やはり理科や社会の本を開いて、あした何やるのかなと勉強する子もいますよ。そういう意味で、一律的な指導は難しいのだろうなという気がします。ただ、それを曖昧にしていたら今と同じ状態が続きますので、これについては、今後校長会とも相談しながら、しっかりと効果が出るような形で進めてまいりたいなと思っております。

○12番（横田全博君）

本当に町の宝でございますものですから、やはり守ってやれる、配慮してやれるということは、手をかけるということはやはりぜひこれからも続けていってほしいと思います。

子ども食堂に移ります。

子ども食堂では、温かい団らんのある共食という場が提供されております。共食を通じて子供たちが食事のマナーや食習慣などを身につけていく姿も見られています。子ども食堂は、子供たちに豊かな成長の機会を与えております。また、地消地産の食育の場でもあります。一方、町内には貧困児童はいないのではないかという声も聞かれます。美浜町における児童の孤食の割合はどのくらいでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

孤食のデータではありませんが、学校において体力テストを毎年実施しておりまして、そのときアンケート調査を行っております。その際に、家族と一緒に食事をしておりますかという質問がありますので、参考までにお伝えしたいと思います。

まず、小学校でございます。小学校で、「している」、「大体している」、「余りしていない」、「していない」と4項目で答えるようになっていまして、無回答の児童もいるのですけれども、小学校男子13名が家族と一緒に食事をしていない、小学校女子については5名の児童が家族と一緒に食事をしていないというデータが出ています。また、中学校におきましては、中学校男子13名が家族と一緒に食事をしていない、中学校女子につきましては9名が家族と一緒に食事をしていないというデータは把握しております。参考までに御連絡させていただきます。

○12番（横田全博君）

それぞれの事情がございますので、それがいいとか悪いとかは言いませんけれども、ぜひ、できれば皆で一緒に食べる場を提供していただきたいなと思っておるのが子ども食堂でございます。

特に利用が多いと思いますが、夏休み中に子ども食堂を利用した人数はどれほどかわかりますか。実は夏休み前に、まちラボさんがこういう冊子を皆さんと小学校で配ってありました。ちょっと宣伝ですが、この中に14カ所の御案内、これ、非常に安い値段で食事とか飲み物が食べられるよと。実は、このマップを持ちはしてはしごしているんですよ、子供たちが。ええっという気がしたんですけども、そういう使い方もあるのかと、我々が想像する以上の、やはり柔軟な考え方でやっているんだなと思うのですけれども。もとに戻ります。どのぐらいの人数が利用したかわかりますか。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

夏休みの期間中に子ども食堂を利用した人数がどれほどかということでございますが、例えば、河和台にこの夏に開設をされました子ども食堂を例に挙げさせていただきたいと思います。1日平均34人、1カ月ですが、私がちょっと伺ったときちょうど1カ月ぐらいたっておりましたので、そのときで延べで721人利用があったというふうに聞いております。

○12番（横田全博君）

721人という、1日34名、多いときで60名ほど来ていたときもあったそうです。この食堂を維持するための経費も大変なんですけれども、食材の提供などは、御近所の方とかいろいろなところからの応援がありますでしょうか。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

ただいまの御質問ですが、御近所からの例えばお野菜であるとか、そういう援助があったかどうかということでございますが、JAからお米の提供があったということは伺っております。ただ、御近所からどんなお野菜であるとか、お米であるとか、そういうものが提供されたということに関してまでは把握しておりません。

○12番（横田全博君）

食材が、皆さん今家庭菜園で、周りで幾らでもつくっているんです。できる時期は大体一緒ですから、結構配るのも大変だというようなことを聞いております。こういう事業をしていますよ、こういうものを開いていますよという、やはり皆さんに知ってもらうことも一つだと思うのです。協力をしてくださいと素直に皆さんに御協力を求めることも一つだと思うのですけれども、その辺、どう思われますか。

○厚生部長（八谷充則君）

ただいまのお話でございますけれども、当然そういったことは大事なことでございまして、私の近所でも子ども食堂をやっておられるところがあります。お話を伺ったこともございます。余った食材、野菜等があったら持ってきてくださいという話も伺っておりますが、実際に毎日食堂をやっているわけではないものですから、今言われたように、同じ時期に同じような食材がたくさん届くと実は困るんですということも伺っております。

こういったことをいかにうまく回していくか、そういったシステムをつくっていくかということが、今我々の課題だと考えておりまして、例えば農協のグリーンさんですとか、あるいは鶴の味さんですとか、ああいったところで個人の方が出されて、それで売れ残ったようなものを引き取りに行くのではなくて、好意によってそういった子ども食堂に回していただけないかというようなことも、実は農協さんには少しお話もさせていただいております。内部で検討していただいております。

ただ、先ほど言ったように、それをどのように流通させていくとか、必要な時期にどのぐらいの量が要るのかというようなことについて、もう少し検討してシステムづくりをしていくということを今考えておりますので、もう少しお待ちいただきたいと思います。

○12番（横田全博君）

おっしゃるとおり、結構野菜なんか生ものがありますと、やっぱりストックする場所といったら大きな冷蔵庫が要るとか、そういう問題もやっぱり出てくるのです。缶詰とか、それから米とか、そういう保存がきくものはいいのですけれども、やはりその辺の食材によっては手間暇がかかるというものもありますものですから、ぜひその辺の対応もよろしくお願いいたします。

それから、ボランティアの方がたくさんお手伝いしていらっしゃるのですけれども、そういう方の声とか、それと行政として気づいたことがあったらお聞かせください。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

まずはボランティアの方の声ということでございますが、伺ったところでは、もっとボランティアの数が欲しい、もっと協力していただける方が欲しいということを伺いました。そして、行政として何か気づいたことはないかということでございますが、まず子ども食堂の趣旨としましては、子供が安心して、安全で、そして無料であったり安価で食材の提供ができるというのが食堂の本来の趣旨でありますので、やはり運営するに当たって、資金繰り、それが非常に重要になってくるかと思えます。私が伺った河和台の子ども食堂では、小学生の何人かにちょっと伺ったところ、勉強をしたり、遊んだり、その後に食事をしたりすることによって非常に楽しいと、そういうことを言っていた子供たちがおりました。その声を聞いたことによって、それは子ども食堂の、もうそれだけでその意義が何かということがわかっていただけるかなと思えます。

○12番（横田全博君）

答弁の中にもありましたけれども、子ども食堂という名前はついておりますけれども、本当に御年配の方も多く見えているのです。いわば子供を中心にした交流拠点という性格が最近では非常に強くなってきております。やはりこういう拠点を何カ所かつくっていかないと、ひとり世帯、それから夫婦だけの御世帯の高齢者がもう本当にふえておりますので、やはり町としても、行政としてもその辺も見据えながらの対応を今後もよろしくお願いしたいと思います。

運営していくためには、場所とかスタッフとか運転資金が必要でございます。町内の2つの食堂はエンジョイぷらんを利用しております。ただ、エンジョイぷらんもなかなか難しい部分がございます、聞いたところによりますと、どんどんとエンジョイぷらんのお申し込みがふえておる。非常にうれしいことではございますが、なかなか量に限り、お金の限りがございますものですから、今後も運営が、エンジョイぷらん自体がやはり難しくなってくるなということでございますので、子ども食堂について、例えば内閣府では、地域子供の未来応援交付金の利用等々もございます。子供たちのために、地域の交流拠点確立のために新たな支援の考えは、行政としてはございませんか。

○企画課長（磯貝尚美君）

エンジョイぷらんで、今、その2つの子ども食堂といいますか、居場所づくり、拠点づくりをやっております。資金繰りについても、確かにこの先ずっと続けていくと困るということもございまして、エンジョイぷらんも今、お金が底をついてくる可能性もあるということをお伺いしておりますが、エンジョイぷらんの本来の目的といいますと、住民みずからの企画、提案によって、公共性ですとか公益性の高いもので、それを新たに自分たちの力で起こしていただく、それを私たちが、行政が後ろから支えながら見届けさせていただくような形で進めております。

ですので、いろいろな補助金とかも確かにございますけれども、そういった補助金も、本当に当てになるものがあればそちらの支援をしますが、いつきの補助金では継続性がやはり無理だと思いますので、居場所づくりの中で自分たちで課題を見つけ合いまして、お互いに成長しながら、こういった地区では何が必要なのかとか、どんなことをすればこの維持費が出てくるんだろうということも一緒に考えるという時点で、そういった拠点を最近、行政の支援事業として今まちラボさんにも委託をしておりますし、私たちもエンジョイぷらんと、あとは行政がそちらをバックアップしながら、見守りながら、一緒に継続性の高い事業を、お金だけの支援ではなく一緒に知恵を出すというところで応援できていったらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○12番（横田全博君）

ぜひ、強力なバックアップをよろしくお願いいたします。一番の強力なバックアップはお金だと思いますので、よろしくお願いいたします。

3番目の駐輪場の件でございますけれども、ニーズがないというようなお答えもちょっと答弁の中にございましたけれども、ニーズがないからつくらないのか、とめるところがないからニーズがないのかという部分がございますけれども、そんなにつくらない理由があるのかなと、私、思っております。ちょっとしたやはり知恵と工夫で駐輪場はできると思いますし、その利用がたくさんになってくれば、それはそれで新たに予算をつければいい話です。午前中の同僚議員の話の中でも、運転免許返納という部分もございます。そのもう一つの足として、自転車というのは活用していけたらなと思いますけれども、その点、どう思いますか。

○総務課長（夏目 勉君）

駐輪場の件でございますが、あくまで現時点ではニーズが余りないということもございまして、現時点では検討の段階ではないという認識でございます。ですので、また今後ニーズがふえるようになれば、町としてもまた、今敷地内のあいているところですか、また必要となれば、駐車場を駐輪場に変える等々の代替案を含めまして考えておりますが、現時点ではまだそこまでの必要性はないという認識でございます。

○12番（横田全博君）

現時点ではないということではなくて、一度試しにつくってみたらどうですか。それで、ここ駐輪場でございますよ、でも1カ月たっても一台もとまりませんでした、だからちょっと断念しましたという話だったら、私は理解する。ニーズがないからということが先に出てきちゃうと、そんなことないだろうという、あまのじゃくですからすぐ言ってしまうたいのです。ぜひ、その辺もやはり前向きに検討していただきたいなと思いますけれども、どうですか。

○総務課長（夏目 勉君）

議員のおっしゃることも十分理解はできるのですが、じゃ、例えば今、町が駐輪場がここですという形で設置をしようと思いますと、どうしても私ども、例えば雨風をしのぐものとか、そういったものが必要となるのじゃないとか、そういうことを考えるものですから、なかなかすぐには予算も出てこないということもございます。ですので、今の現時点ではなかなか対応が難しいと考えておるのが現状でございます。

○12番（横田全博君）

くどいようですが、これ、住民サービスの一環なんですね。それで、何百万円も要るような事業じゃないし、ここにとめてくださいということ。だから、最初からこんな立派な屋根つきのこんな枠をつくってとめてくださいと言っておるわけじゃない。じゃ、試しにやってみましょうかと、ただそれだけの話なんですけれども、だめですか。

○総務部長（杉本康寿君）

駐輪場の件でございますけれども、現在、屋根つきの職員が若干とめる場所もございます。そちらに、試しに試みるのも一案かとは思っております。しかし、住民課の窓口に行かれる方がかなり多いかと思えます。よって、少し距離がございます。雨降り等におきましては少しぬれるかもしれません。その辺もございしますので、一度庁舎内で検討してみたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○12番（横田全博君）

私の質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、横田全博議員の質問を終わります。横田全博議員は自席に戻ってください。

〔12番 横田全博君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了しました。

あす9月5日は、午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

〔午後3時37分 散会〕

令和元年 9 月 5 日（木曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

令和元年 9 月 5 日（木曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 3 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14 名）

1 番	廣 澤 毅 君	2 番	石 田 秀 夫 君
3 番	森 川 元 晴 君	4 番	杉 浦 剛 君
5 番	山 本 辰 見 君	6 番	鈴 木 美代子 君
7 番	大 崎 暁 美 君	8 番	中須賀 敬 君
9 番	横 田 貴 次 君	10 番	荒 井 勝 彦 君
11 番	大 岩 靖 君	12 番	横 田 全 博 君
13 番	野 田 増 男 君	14 番	丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（24 名）

町 長	齋 藤 宏 一 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	杉 本 康 寿 君
厚 生 部 長	八 谷 充 則 君	産 業 建 設 部 長	石 川 喜 次 君
教 育 部 長	天 木 孝 利 君	総 務 課 長	夏 目 勉 君
秘 書 課 長	中 村 裕 之 君	企 画 課 長	磯 貝 尚 美 君
防 災 課 長	小 島 康 資 君	税 務 課 長	茶 谷 昇 司 君
住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君	福 祉 課 長	高 橋 ふじ美 君
健康・子育て課 長	宮 崎 典 人 君	環 境 課 長	藪 井 幹 久 君
産 業 課 長	三 枝 利 博 君	建 設 課 長	鈴 木 学 君
都 市 整 備 課 長	宮 原 佳 伸 君	水 道 課 長	夏 目 明 房 君
会 計 管 理 者	久 綱 勇 君	学 校 教 育 課 長	近 藤 淳 広 君
学 校 教 育 課 指 導 主 事	黒 田 靖 浩 君	生 涯 学 習 課 長	谷 川 雅 啓 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局 長	日 比 郁 夫 君	局 長 補 佐 兼 議 会 係 長	山 下 美 幸 君
---------	-----------	-------------------	-----------

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（大岩 靖君）

皆さん、おはようございます。

昨日からの大変激しい雨、それから雷、三重県のほうでは土砂崩れ災害情報が流れるなど、大変不安定な天候が続いております。我々美浜町内でもそういうことが起こらないように、何とか済んでいただきたいと思います。本日のこの9月定例会も天候のように不安定ではなく、しっかりした議論をしていただき、安定した町財政も町の進め方も、しっかりと皆さんで進めていきたいと思っております。どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

会議に先立ち、お願いします。美浜町議会はこの9月もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しています。御理解と御協力をお願いします。また、お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、美浜町議会の傍聴に関する規則に基づき、申請者に対し、録音の許可をしました。また、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（大岩 靖君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には9名の議員より質問の通告をいただいております。本日はそのうちの3名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

1番 廣澤毅議員の質問を許可します。廣澤毅議員、質問してください。

〔1番 廣澤毅君 登席〕

○1番（廣澤 毅君）

皆さん、おはようございます。1番 廣澤毅でございます。

先日、先日といっても9月1日ですが、美浜町の消防操法大会がございまして、私も議員として初めて、その操法大会を拝見させていただきました。各分団の各班の方が一生懸命やられているのを見まして、私も今から25年ほど前ですが団員の一人として、あのときは指揮者でしたが、一生懸命頑張ったことを思い出し、胸が熱くなる思いでございました。きょうは、この本議会において一般質問を私なりに一生懸命やらせていただきたいと思いますので、最後までよろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づき順次質問をさせていただきます。

初めに、1項目め、美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略2015の進捗状況についてお伺いいたします。

国の長期ビジョンと総合戦略を勘案し、また、本町の人口動態の分析と将来人口を推計した美浜町人口ビジョンを踏まえ、美浜町の特色や地域資源を生かした美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略2015を平成27年10月に

策定され、策定から4年が経過しようとしています。

そこで、以下の2点について伺います。

1つ目、現段階での各事業の進捗状況について、全体的な概要はどのような状況ですか。伺います。

2つ目、これまで行ってきた事業項目について、その成果を生かすために今後もこうした取り組みを継続される考えはありますか。

2つ目、市街地整備における道路拡幅等について。

総合計画にも市街地整備の記述があり、最近では一部地域をモデルケースとして市街地再編への取り組みも行われております。また、少子化に伴い、小中学校の再編が計画されていますが、子供が安全に通学できる道路整備も必要と考えます。

そこで、空き家も目立ってきている旧市街地の再編も含めた市街地整備の中で、車のすれ違いが困難な箇所や歩道が十分確保できない狭い道路の拡幅等について、今後の取り組みをどのようにお考えですか。伺います。

3つ目、美浜町運動公園整備事業について。

本年度予算も含め、この事業には既に多額の税金が投入されており、また、町民の注目度の高い割には十分な町民の正確な理解が得られないまま、選挙の争点になってしまいました。改めて従来計画どおり陸上競技場を含めた運動公園を整備した場合のメリットと、陸上競技場の建設を中止した場合のメリットの試算について、町民の皆様方へ正確な説明も兼ね、明確にお示しくださいますようお願いいたします。

以上、3項目について、私からの壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。では、きょうもまたよろしくお願いいたします。

廣澤毅議員の御質問にお答えいたします。

初めに、美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略2015の進捗状況についての御質問の1点目、現段階での各事業の進捗状況について、全体的な概要はどのような状況かと、御質問の2点目、これまで行ってきた事業項目について、その成果を生かすために今後も継続する考えはあるかについては、関連がございますので、あわせてお答えをさせていただきます。

地方創生事業として取り組んでいる美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、本年で計画年の最終年となる5年目を迎えます。この戦略におきましては、出生率の低下による少子化、そして高齢化、若い世代の流出による人口減少と地域経済の縮小を克服するため、本町の恵まれた自然資源や人材を活用し、誰もが生涯活躍できるにぎわいのある元気なまちを目指して、これまで4つの基本目標を設定し、12のプロジェクトを重点施策として取り組んでまいりました。計画の推進に当たっては、行政のみでなく、産業界、教育機関、金融機関などと連携し、庁内プロジェクトを中心に各部署が横断的に取り組んでまいりましたので、その概要について御説明をさせていただきます。

まず、基本目標の1点目として、自然資源を生かし、交流人口の増加を目指すについてでございますが、本町の里山や里海、地域にまつわる歴史や伝統文化等の地域資源を活用して交流人口の増加を目指すことで、所得の向上と地域の活性化を図るものでございます。平成28年1月の観光協会の独立により、観光情報の発信拠点とし

て強化したほか、民間とも連携を図り、各種イベントや体験を中心とした農漁業のツーリズムによる観光振興に取り組んでまいりました。また、スポーツ・ツーリズムにあつては、本町の特色を生かした将来的な見通しとして競技大会や合宿誘致等で経済効果が期待できることや、子供から高齢者まで生涯にわたる健康づくりの交流拠点となることを前提に、総合公園拡張事業や奥田駅前運動公園整備事業について検討をしております。

次に、基本目標の2点目、女性や高齢者等が働ける場づくりについてでございますが、若者や子育て世代の転出を抑制するとともに、高齢者の生きがいづくりとして、雇用環境の整備を目指し、農業と観光ビジネスを捉えた美浜の里構想の調査・研究や地域特産品を用いたブランド商品の開発、また、商工会や民間と連携した創業支援に取り組んでまいりました。

次に、基本目標の3点目、子育て環境の充実についてでございますが、子育てしながら安心して働くことができる環境づくりとして、保育園の空調設備の整備や放課後児童クラブの増設、図書館における子育て応援事業を行いました。また、少子化対策として婚活支援事業に取り組み、コーディネーターと連携した婚活イベントを実施しました。

次に、基本目標の4点目、安心・安全につながる住民間のきずなづくりについてでございますが、各地域のサロン活動など、多世代が交流して支え合う共生型居場所づくりに取り組み、コミュニティーのつながりを深める場も年々ふえてまいりました。また、住民の郷土愛を醸成し、定住や移住の促進にもつながるシティプロモーションとして「みはまダイズ」を発行し、本町の自然資源や人材、農業などの魅力を発信したほか、地域協働のまちづくりとして、地域住民が主体となって参画し、課題解決に当たるエンジョイプラン事業についても取り組んでまいりました。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標は、町が地域の特色を生かした創意工夫により、将来にわたって成長していく力を獲得していくものであり、すぐには効果があらわれないとしても、目標値に対してしっかりと評価、検証を行って継続していくことが求められております。

本年度は、第5次美浜町総合計画についても中間見直しを行い、現在、総合戦略もあわせて目標値の設定や内容について評価を行っているところでございます。私は、この評価をもとに、地域の実情や特性に見合ったまちづくりを創意工夫を凝らして進めていきたいと考えております。美しい里山・里海のあるこのまちで、かけがえない自然と共生し、優しい心を養い、誰にでも誇ることができる「ふるさと美浜」を皆様とともに築き上げていきたいと考えております。

次に、市街地整備における道路拡幅等についての御質問でございますが、既成市街地内の道路につきましては、幅員が狭く、歩道が設置されていない等の課題が多いことは議員おっしゃるとおりでございます。人口流出が進む中で住みよい住環境を整えることは大切な取り組みと考えており、平成28年度の既成市街地の現況把握に基づき、各行政区との調整を経て、現在2地区について検討をしており、昨年度は野間一色地区で現況測量を実施いたしました。路線の選定、事業の進め方を検討する中で、家屋等の移転や取り壊しとそれに対する補償が生じることや、沿線の空き家の取り扱いなど現実的な課題が多く、簡単に進められない状況にあります。しかしながら、地域の生活道路及び避難道路としての整備は必要でありますので、引き続き地権者や行政区と協議し、事業を進めてまいります。また、将来的な整備も含めて広範囲での道路網の計画を検討していく必要があると考えております。

次に、美浜町運動公園整備事業についての御質問でございますが、奥田駅前運動公園整備につきましては、これまで広報等でさまざまなメリットが書かれておりました。例えば、人口減少への対応、地域経済の活性化を図るということで、学園ゾーンの強化、健康の拠点、にぎわいの拠点及び防災の拠点を整備するために整備を進め

るというものでありました。特に、陸上競技場では、広い空間を利用したさまざまなスポーツ及びイベントや活動にも対応でき、子供から成人までのスポーツ活動、高校・大学の授業や課外活動での利用に加え、大会の開催や合宿の受け入れ、野外ライブといった多種多様の利用が見込まれ、町外からの利用者の使用料収入や消費による地域での経済効果が期待できるとのことでありました。

しかし、私は、これらの見込みが甘いと感じており、事業を中止すべきとずっと考えてまいりました。また、神谷町長にも就任1年後には、じかに彼にも伝えました。陸上競技場を誰が使うのか、見込んでいるほど町外から人が来てくれるのかといった疑問を多く感じていたからです。また、多額の維持管理費や補修費を今後払い続けることが美浜町でできるのか。大きな財政負担となることが当然予想されます。これらのことから、将来的に美浜町や住民にとって、今でさえ公共施設において非常に維持管理費が重なっております。ここにさらに大きな負担が生じることになる陸上競技場の、しかも第3種公認の建設によるメリットは果たして期待できないと私は考えております。

次に、陸上競技場の建設を中止した場合のメリットでございますが、知多奥田駅前には、ずっと私が町長になる以前から住宅整備の計画がございました。二十数年前、30年前からです。今回8.3ヘクタールの土地を町が取得してしまいました。この区域をかつてのように住宅地とすることができれば、人口増加と恒久的な固定資産税等の増収が町に入ります。第2グラウンドを廃止して総合公園を拡張することが、これは以前より、私のとき以外からもう既に構想にあったことでございました。つまり、第2グラウンドは離れているから、総合公園1カ所にまとめたほうが、よりソフトボール大会、野球大会、あらゆることが町民として活用しやすい。そのために第2グラウンドを有利に買っていただいて、総合公園に倍の土地が買えるじゃないか、これは私のときからの夢でした。それをやっと進めていただいておりますのが現状でございます。

まず第一にやるべきことは、総合公園の整備拡張ではないですか。ここにもう一つ、奥田駅前に大きな運動場をつくった場合、しかもこれから大変な維持費がかかる。この問題を解決できるのなら、これはいいわ。しかし、これは非常に難しい。県知事とも私も話をしました。半田市にも知多市にもあるじゃないか、近くに。では、県の補助をいただけますか。いや、県は出しませんということをはっきり言われました。ということもありながら、今、本町として一番大切なことは、ここまで進めてしまった、この事業をいかに生かすか。いかに、きのうまでの一般質問でもあったように、多くの償還、あるいはいろいろなことをこれから折衝しなくてはならない。それをいかに折衝して、うまい形で、ここのために、本当に町民が喜んでいただけるようなものに変えていくこと、考えていくことが、この5カ月間、私の一番の思いです。そのために私はここへ立たせていただいております。それを御理解いただき、ぜひ議員の皆様方も、これまでやってきたこと、これは仕方がない。これからどうするかということを真剣に、町民の納得いただける進め方を私は求めていきます。

そういうことで壇上での答弁にかえさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○1番（廣澤 毅君）

それでは、まず、1つ目の美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略2015の進捗状況について質問させていただきます。

先ほどの説明の中で4つの基本項目があり、その一つ一つが3つのプロジェクトに分かれており、合計12のプロジェクトがあるということを理解させていただきましたが、その中で、1番の自然資源を生かした交流人口の

増加施策のことについて質問させていただきます。

その中にスポーツ交流拠点整備プロジェクトというものがあるのですが、その中のことでお伺いいたします。町外から多くの若い人たちが訪れてくれるためにもスポーツ・ツーリズムを進める必要があると思われますが、町としては今年度、どのような計画を予定しているのでしょうか。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

それでは、今年度のスポーツ・ツーリズムについてお答えさせていただきます。

今年度につきましては、全国より少年野球チームが参加しますプライドジャパン少年野球大会、昨年に引き続きまして今年度も実施いたします。これは、全国より美浜町にチームとして来ていただきまして、美浜町に宿泊して少年野球大会を行うというものでございます。

また、総合公園体育館、グラウンド、テニスコートを利用したスポーツ合宿などが大学生を中心に定着化しており、毎年訪れる学校が数多くあります。

○1番（廣澤 毅君）

もう一つ、その関連性というか、この中で聞きたいのは、ヘルスツーリズムについてはどのような計画もしくは検討をされているのでしょうか。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

ヘルスツーリズムで私がちょっとお答えするかどうかはあれなのですが、ヘルスツーリズムにつきましては、健康回復や維持増進につながるもので、美浜町に宿泊していただくというものだと思います。私の知る限りでは、現在、美浜町では、そういったヘルスツーリズムにつきましては行っていないということでございますので、よろしく願いいたします。

○町長（齋藤宏一君）

実は、自然資源の生かし方、これについては私も28年前から、美浜には里海・里山があるよということで、布土にはオレンジラインがある。野間、奥田、小野浦、非常にいい海がある。河和、布土、こちらにもいろいろ河和城を含め、南部に行けば非常にまた新池だとかいいところがある。そういうのを美浜が、この郡内で一番いいもの持っているのですよ。それを生かすために全国里山サミットをやりました。ガーデニングサミットをやりました、ここで。これは万博にあわせてやらせていただいた。これはうちの宝なんです。そういう意味で、こういうことを総合計画の中でずっとやってきたの、ずっとね。

今、残されているのは、新しくできたのは、布土のオレンジラインを使ったマラニックです。これ、去年は270人、全部よその人。全部ボランティア。ことしもやります。それから、ずっとトライアスロンとあわせてやってきたのが小野浦でやっている、トライアスロンの中で自転車がない競技。海と走ります。これもトライアスロン協会の、今、オリンピックの委員をやっていますけれども、鈴木貴里代ちゃんが小野浦でずっとやろうといっただけで今続けてきていただいている。こういうことがまだ残っている。私は、もっともっとこれは広めることだと思って、第4次総合計画に入れたのよ。みんな職員で一生懸命やってくれた。今、それを続けてやっていく。このまち・ひと、この構想も安倍さんが、実は都市と農山漁村の共生・対流の委員長だったの、当時。私は全国のその役をやっていた。そういう関係で、今も安倍さんは、地方の活力を、地方創生をやろうというのがこの施策なんです。それに乗かって、本町もこうして皆さん、職員挙げて、今、私が壇上で答えた答弁です。一生懸命してくれた。これをやっぱり今からも続けなきゃいけない、さらに。それは今回、私は一つの自分が与えられたテーマだと思っていますので、これからもやらせていただきます。

○1番（廣澤 毅君）

次に、現在、日本福祉大学では、スポーツと健康をテーマにスポーツ科学部というのが設立されております。
日本福祉大学とはスポーツを通じてどのような連携をされているのでしょうか。お伺いいたします。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

日本福祉大学とのスポーツに関します連携状況につきましてお答えさせていただきます。

日本福祉大学スポーツ科学部が実施しておりますスポーツフィールドワークの中で、みはまスポーツクラブで行われておりますキッズウェルネス講座などの教室に大学より講師を派遣していただいております。大学の施設を使ったスポーツクラブの教室、サークルというものをしております。また、学生が小中学校を訪問いたしまして、サッカー、野球などの部活動を指導したりなどの連携を図っております。

○1番（廣澤 毅君）

このように、日本福祉大学の学生を含め、町民と連携をとり、美浜町を元気あるまちにということで連携しているということがよくわかりました。

次に、現総合公園の活用状況、利用回数やイベントの状況を教えていただけませんか。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

現在の利用状況についてお話しさせていただきます。

町民の健康増進のための自主的利用はもとより、スポーツ協会主催の大会、あとスポーツ合宿、みはまスポーツクラブの教室の開催、各種研修会、サークル活動などが主なものでございます。

利用数等につきましては、平成30年度、総合公園の利用回数が1万6,614件でございます。近年、増加傾向にあります。利用件数の1万6,614件のうち、1万2,565件がトレーニングジムの利用でございます。件数でございますので、トレーニングジム、1人の方が使えば1件ということになりますので数は伸びてしまうのですが、ほとんどがトレーニングジムの利用者ということになります。トレーニングジムの利用者が増加しているということは、近年、トレーニングブームとかもありますし、町民の健康意識が向上していることから、数がふえてきているのではないかと考えられます。

スポーツ以外の利用イベントにつきましては、文化祭や芸能祭、産業まつり、成人式など、町が主催するものが主なものでございますが、近年では、サンタランやクラシックカーのイベント、12月にはイルミネーション、3月にはさくらまつりなどを実施しております。

○1番（廣澤 毅君）

現総合公園の活用自体でこれぐらいの規模があるということで、では、これプラス運動公園が整備された場合、総合公園とあわせて、スポーツの面だけではなく、あらゆるさまざまなイベント、活動も対応できることになると思いますが、その場合の経済効果はどのように考えておられますか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

運動公園ができた場合の経済効果ということにつきまして、きのうも中須賀議員の御質問でありましたけれども、主に経済効果としましては、陸上競技場を使う面での効果については算出しておりまして、きのう申し上げましたとおり、消費で約9,600万円、それを経済効果に置きかえますと2億2,000万円というデータが出ております。

ただ、ここには数字としては出しておりませんが、競技場以外での公園、いわゆる運動とは別の憩いの場所としての公園の部分がありますので、そちらでの、経済効果というわけではないですけども、住民の方が活用するというメリット面もたくさんございます。例えば、今まで計画でしておったものにつきましては、例えば公園をつくるときに植樹というのがあられるわけですけども、そういったものを地域の方と一緒に植樹をやって、その

後の管理もみんなで見ていこうということですか、あと、ここ、当然競技場以外にも多目的広場とか遊戯広場というのがありますので、そこへ遊びに来る子育て世代の方、健康遊具を使う高齢者の方、さまざまな世代の方が見えますので、そういった方が町内外から来るということで当然消費というものが生まれますので、そういったことによる波及効果というのも期待しております。

○1番（廣澤 毅君）

今の説明の中で、美浜町民も参加し、愛着の湧く、そういう公園整備事業になればいいと考えております。

次に、2項目めの質問に移らせていただきます。

市街地整備における道路拡幅等についての中で、現在、行政区と調整を経て、現在2地区について検討しており、昨年度は野間一色地区で現況の測量を実施いたしましたのですが、2地区のもう一つの地区はどこになるのでしょうか。それと、今現在、町としては道路拡幅に対してどのような取り組みをしておられるのか、お願いします。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

既成市街地整備事業としまして道路拡幅の計画を今進めておりますのは、昨年度、測量をやった野間の一色地区と、あと布土地区でございます。布土地区におきましても数度、昨年度も区会さんと相談をさせていただいております。

ただ、先ほど町長が壇上でも申し上げましたとおり、いざやろうとしますと補償の問題とか移転の問題というのがかなりあります。当然、空き家というものも活用ということが多く言われておるわけですが、空き家といいましても所有者がついておる、持ち主がおるということで、簡単には活用が難しいという事実もありますので、何とか持ち主の方にいろいろなこちらの補助メニュー等も提示しながら道路拡幅ができるように進めておるところでございます。

町の考え方としましては、まずは地域の方と話をしながら、地元でここの路線が欲しいと、ここの路線を広げたいということを聞きながら調整をしていきたいと考えております。

○町長（齋藤宏一君）

今、課長がおっしゃったとおりですけれども、もう一つ、今、私から職員にお願いしていることを言います。

要は、都市計画税、これは皆さんから取っていますよね。都市計画税でこの運動グラウンド、これを対応することになっておりました。都市計画税というのは、市街化区域の方だけが払っている、区域の方が。市街化区域をいかによくしようか、公園をどうしようか、そういうものに、暮らしやすい場所にするためのお金だと私は考えています。

だから、今、本当の都市計画税を取るのなら——南知多は取ってないんですよ——取るのなら、出している方々に還元する事業。それは今、各どこの集落でも狭いじゃないか。国道から海まで行けない。狭い、すりかわりができない。そういうのを長期的な視野に立って、例えば河和なら海岸まで、こことこことこだけは広くしたいね。予定道路をつくる、予定道路、これは都市計画の中に。何年かかりますよ、あれを広げていこうと思ったら。移転しなさいなんてやったら移転料を取られますよね。だから、今、空き家がどんどんふえている。セットバックもしたい。そういう方が幾らでもいるから、今から長期的にやれば、そういう道路もいずれは広く、海岸へ。西側でも奥田でも本当に狭い。1本か2本、海岸までずっと出られる道路ができたら、非常にあの奥田・野間海岸が発展しますよ。観光客もふえます。ビーチランドも生きてきます。というようなことをやれと、考えるといって私は今言っているんです。これをぜひやりましょうよ。

○1番（廣澤 毅君）

そもそもなぜ僕がこういった質問をしたということですが、私、上野間地区に住んでおるのですが、これ、ここで言う既成市街地というところですか。実際、救急車も入ってこられません。僕の実家になるのですが、そこから辺で言うと、里屋敷というところですが、国道に救急車を置いて、そこから、いわゆる車輪つきので救急隊員が引っ張っていくという形になるのですが、火事の際の消防自動車もそうです。実際、入ってこられません。という思いがありましたので、少しでも皆さんに協力していただきまして、町としては根気強く説明をお願いをするということしかないと思うのですが、これからも根気強く説明をして、少しでもそういうところなくなるように頑張っていたきたいと思います。

2番の項目の質問は終わります。

引き続き、3番目の美浜町運動公園整備事業について質問させていただきます。

先ほどの御説明の中で、町長は、見込みが甘いということを言われておりますが、それゆえに中止すべきだという言い方をされておりますが、先ほど都市整備課長の言われたもの、年間利用者の見込み数7万8,000人、経済効果的にも2億2,000万円ほどのことがあるじゃないかということの、それが要するは、町長いわく、甘いということを言われておると思うのですが、実際に、じゃ、甘いという根拠、もしくは検証されたのか、お聞きしたいです。

○町長（齋藤宏一君）

その中に町民も入っているんですよ、7万人の中には。町は総合公園で対応できます。総合公園をやめて、奥田の運動公園へ行く必要ありません。ましてや、お年寄りには公式陸上競技場を走れますか。利用しますか。今、美浜町が一番大切なのは、お年寄りが元気で長生きしていただくことです。美浜町の今の総合公園の施設だけでも、非常に立派な大きいものを持っています。ここに今の野球場のあと2面、あれより大きいですよ。駐車場も倍になります。これは第2グラウンドを売って、こちらへつくる計画がこれから進んでいるんですよ。以前から進んでいる。防災拠点、一番高台でしょう。一番、町の中心になるじゃないか、今の総合公園。インターの出口じゃないか。一番いい場所よ、どこにもない。郡内にもありません、こんないいところ。ここへさらに今より広がるんですよ。ましてや、町民の森があるでしょう。これは草ぼうぼうよ。何って、また。あれは農水省の補助金、ほとんどいただいて、私のときに整備した。草ぼうぼう。あれを生かしていきたい。まして、もう一つ、小中学校の一貫があの近くにできた場合、美浜はどうなりますか。それが美浜の一番大事なことじゃないですか。そう思って、今、私は、運動公園は考え直せと。

ただし、日本福祉大学と話し合いをしました。大学の考えはどうですか。第1回、やりました。理事長、学長、理事さん、しっかり話し合って、大学はどう思ってみえますか。どう試算してくれますか。維持管理費が持てますか。そこまで突っ込んで、今やっています。

伊藤国会議員とも話しました。どうでしょう。3時間15分やりました、2人で。美浜のために一番いいことを国家の税を使ってやりましょう。国民の税です。日本国が大変です。借金だらけ。各市町が自分たちのところだけで考えて赤字になって、これを運営するのじゃなくて、末端市町村が元気になるようにやれと。そのための国家の税だ。そこまで考えた長期的な視野でやってください。これは、まち・ひと・創生の目的なんですよ。頼り過ぎていては、日本は生きていけません。その辺を若い人たちが将来に期待を持てるような産業の活性化、町の伸ばし方、特性を伸ばす、これしか美浜が生きていく方法はありません。合併してくれないんだから。わかりますか。そういうことで答弁を終わります。

○1番（廣澤 毅君）

先ほどの町長の答弁でございしますが、こちら側は要は数字で示しておるわけです。それに対して、町長ははっ

きり、じゃ、この数字が何で甘いかという、そういうことを僕はお聞きしたかったんですが、その辺どうでしょうか。

○町長（齋藤宏一君）

知多市、半田市、一番近くの公式陸上競技場を持っている市長に聞いてごらん。美浜で夢のような、それはあればいいですよ。もし、じゃ、できなかつたらどうしますか。今からそれを全部町民が維持管理できる、1分でも2分ぐらい取ってもらっても。でも、今から大変ですよ。1レーン1,000万円かかるんですよ。8レーン8,000万円。古くなればなるほど、これの修理代がかかる。タイム、全部電子機械です。照明、工具、器具、すごいんですよ。みんな聞いてきてください。知多市でもやめたいというぐらいです。

○1番（廣澤 毅君）

すみません。私、先ほどから数字で示してほしいという言い方をさせていただいておるので、できれば知多市と美浜町ではまた立地条件も違いますし、その辺、数字でお願いできませんでしょうか。

○町長（齋藤宏一君）

数字では、職員が今言ったでしょう。日本福祉大学も言っています。その数字を皆さんに説明した。私は、それは甘いと言っているだけ。じゃ、それを確約できるかということ、確約はできませんと言われたら。また言われているんです。いけないときはレベルを下げればいい。公認を外せばいい。そういう声もあります。公認を下げ、グラウンドの維持管理、今、草刈るだけでも大変ですよ、公園は。非常に多額のシルバー人材センターに頼むなり職員がやらなければいけない。総合公園、町内の公園、これだけでも大変な予算なんです。そういうのを全体的に眺めていかないと、本当の町民のためのお金が回せないんですよ、今、実態は。その辺も議会の皆さん方が一番よくわかっている。よく見ながら町民の負託に応えるのが私たちの仕事です。

○1番（廣澤 毅君）

今の説明で納得はしておりませんが、ちょっと時間の都合上、どうしても言いたいことが最後にありますので、それを最後つけ加えて、一般質問を終わらせていただきます。

確かに町長選では122票差で当選され、これが民意だと、町民の意思だということを言われましたが、それはあくまでも選挙権のある方々のお言葉でございまして、私の耳には、選挙権はありませんが小中学生、高校生、我が町から東海大会にも出るようなレベルの方も見えます。その方々たちからは、なぜ陸上競技場を中止するんですかと。そこができればそこで走れる、そこで一生懸命取り組むことができるということで、多くの方々から、若い人世代ですが、僕の耳には入っております。

そういったことも含めて、ぜひ運動公園整備事業、特に陸上競技場を建設していただきたいということで締めさせていただきます。終わります。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、廣澤毅議員の質問を終わります。廣澤毅議員は自席に戻ってください。

〔1番 廣澤毅君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

次に、6番 鈴木美代子議員の質問を許可します。鈴木美代子議員、質問してください。

〔6番 鈴木美代子君 登席〕

○6番（鈴木美代子君）

おはようございます。6番 鈴木美代子です。

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長に提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、町当局

の明解なる答弁を求めるものであります。

第1点目は、浄化槽清掃業者の許可件数の複数化についてであります。

浄化槽の汚泥引き抜きを行う浄化槽清掃業者は、長年、南知多町の業者1者だけを許可業者としてきました。この1者独占が約50年間も続いているのです。こうした状態は、私は問題があると考えています。美浜町の町内にも浄化槽清掃業者は何軒かあるのです。私が話をした名古屋から引っ越してきた人は、町民は、こうおっしゃっています。「1つの町を半世紀もの長い間、同じ業者で独占していることはあり得ない。名古屋ではこんなこと絶対にあり得ません。」とおっしゃっていました。許可件数を複数化する検討はどうしてしないのでしょうか。

第2点目です。学校教育における子供たちのストレス軽減への配慮についてです。

進学する際の内申書は中学生になるとストレスの一つでもあるとお聞きしています。受験を控え、内申書の内容を気にする生徒にとっては心の負担であり、生理中の水泳の授業も女子生徒にとっては難問であります。プールの授業について補充授業を行うなど、思春期の体調や心情に配慮する対応を考えませんか。また、子供たちのストレスを軽減するために、教育委員会では学校に対してどのような指導をしていますか。

第3点目は、ごみ減量化のための取り組みについてであります。

ごみの減量化は、令和4年に供用開始される知多南部広域環境組合の負担金の額を少しでも軽くするために必要なことだと考えています。町が取り組んでいるごみの減量化実施計画について、現状は計画どおり進んでいますか。また、これからのさらなる減量化に向けての何か新しい取り組みを考えていますか。

最後、4点目は、県道野間河和線、町道河和古布矢梨線の道路脇の草刈りについてであります。

県道野間河和線や町道河和古布矢梨線の道路脇は、この時期、草や樹木の枝葉が大変な勢いで繁茂しています。それを避けて対向車線へはみ出して走行する車両もあり、自動車の安全運転を妨害する形になっています。質問の通告後に一部刈り取っておりますが、まだまだ十分ではありません。最近、県は、道路の草刈りを1年に2度やっていたのを1度しかやりません。今後、まだ残っている草刈りをする計画はありますでしょうか。すぐに対応できないのであれば、ボランティアを募って早急に対応するなど代替策を考えませんか。

以上で壇上での質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

鈴木美代子議員の御質問にお答えいたします。

私からは学校教育における子供たちのストレス軽減への配慮について以外をお答えし、学校教育における子供たちのストレス軽減への配慮については教育部長からお答えをさせていただきます。

初めに、浄化槽清掃業者の許可件数の複数化についてでございますが、町としましては、浄化槽汚泥の処理は廃棄物の処理及び清掃に関する法律、美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、ごみ・し尿処理とともに、毎年、一般廃棄物の処理に関する事業計画を定め、この計画に基づき処理をすることとしております。計画の策定に当たっては、毎年の処理実績を考慮し計画をしております。現状の処理実績においては1業者で処理が可能と判断しておりますので、複数業者にする考えは持っておりません。

次に、ごみ減量化のための取り組みについてでございますが、ごみの減量化は本町における喫緊の課題となっております。そこで、平成29年4月にごみ減量化実施計画を策定し、その年の10月から、可燃ごみに含まれるミックスペーパーの分別収集を実施しておりますが、現時点では計画どおりには分別がされておらず、収集量が伸

び悩んでいるのが現状であります。

令和４年４月から知多南部広域環境組合で共同処理する家庭系可燃ごみについては、減量化を進める中で、平成30年度の実績は年間4,583トンで、前年度から101トン減量となりましたが、令和２年度の目標である3,901トンまで減量するには、さらに682トン減らすことが必要であり、減量ができない場合は本町の負担金が増加する状況となります。この結果を見る限り、現時点では予定どおりの減量が進んでおらず、令和４年４月の知多南部広域環境組合の供用開始まで時間がなく、さらに厳しい減量化策が必要となっておりまいます。こうしたことから、住民の皆様にはぜひ御協力を願う必要を感じておりますので、よろしくお願いします。

今後の取り組みとして、草木の資源化、容器包装プラスチックの分別収集、エコステーションの設置など、可燃ごみに含まれる資源物の分別が進む環境を整えていく計画をしております。

また、知多管内では、常滑市、知多市、東浦町で既に導入されております家庭系ごみの有料化について、実施済みの常滑市以外の知多南部広域環境組合を構成する半田市、南知多町、武豊町においても、実施に向けて具体的な検討を進めておりまして、本町としても有料化実施を決断する必要があると考えております。

次に、県道野間河和線、町道河和古布矢梨線の道路脇の草刈りについてでございますが、道路沿いの雑草や樹木の枝の張り出しは見通しを悪くし、車両や歩行者への接触など通行に支障を来すだけでなく、事故につながるおそれもあります。道路管理上、著しく危険で緊急を要する場合などには町の職員がその都度処理していますが、本来道路上に張り出している樹木の枝などは勝手に伐採・剪定を行うことはできないものとされております。このため、土地所有者に、剪定・伐採、雑草の草刈りを広報などを通じて、土地の適正な管理を依頼しております。一方で、各区の活動など、地域の方々が道路等の草刈りを行っていただいているところであります。

町としましては、主要町道の草刈り業務の発注や地元区に草刈りを委託するなど、計画的な除草作業に努めているところですが、莫大な延長の町道、草木の成長の早さなど、対応にも限界があつて、対策に苦慮しているところでもあります。また、県道野間河和線初め、町内の国道・県道につきましては、愛知県により、年１回——１回になりましたよね——梅雨明けから９月中旬にかけて路線ごとに順次草刈りが実施されると伺っております。

緊急を要する草刈り等に町がボランティアを募って行うことは、円滑な作業の実施、安全性の確保がとても難しいということで、ちょっと実施の考えは今のところ持っておりません。

以上で答弁を終わります。

〔降壇〕

○教育部長（天木孝利君）

次に、学校教育における子供たちのストレス軽減への配慮についてでございますが、水泳の授業の事例に限らず、全ての生徒について、体調管理に合わせた指導を行っており、内申書に影響するような記録をとる必要がある場合などでは、できる限り機会を別に設けるなど、常に生徒に配慮した指導を行っているところでございます。内申書や学習成績は、その人の一生を左右することもある、とてもデリケートな問題であり、教員も慎重であることは議員も御理解いただいていることと思います。

教育委員会としましては、校長会等を通し、今後も子供たちが健全に学習できる環境づくりに努めていきたいと考えております。

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○６番（鈴木美代子君）

許可業者の１者独占というか、言い方が悪いかもしれないが、１者のみ許可している状態は約50年間続いてい

るのです。私も議会で何度も取り上げましたから町長も御存じだと思うのですが、私はこの状態は決してよくないと思うのです。今、競争社会、自由社会の中で、やはり1者だけになっても、この清掃の許可について、やっぱり公にして大勢の中で許可業者を選定するべきだと思うのですが、そういう考えはないですか。

○環境課長（藪井幹久君）

浄化槽の清掃の事業につきましては、先ほど町長の答弁の、法律で言いますと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律ですとか、同じ名前の町の条例、またはそれに浄化槽法が関係することになりますが、その法律の中の趣旨は、浄化槽の清掃については本来、町行政で行うものだというので、たとえ許可を出して民間の業者にやらせてもらっても、本当に行政が行うと同じような趣旨だと、そういう考えで行政にも責任があるということになります。そういう考えの中でありますので、許可を出すに当たっては、複数業者に許可を出して競争をさせてというような、そういう趣旨のものではないと、これは裁判の判例にもそのように言われております。

そういった趣旨のものでありますので、私どもとしましては現在1者で十分賄えるということで、2者以上の複数業者に許可を出すという考えはないということになります。

○6番（鈴木美代子君）

町の事業でも、見積もって入札して、一番事業を理解し、やってくれる業者を決めます。それと私は同じことだと思うのです。やはり美浜町の浄化槽の清掃について、よく理解し、きちんと町民の浄化槽について公平にやれる業者を私は探すべきだと思います。私は、1者だけじゃなくて何者において、美浜町のかわりにきちんと清掃してくれる業者を選定すべきだと思うのですが、よそから来た人たちは驚いているのです、50年も1者独占といって。そんなことあり得ないと言うのです。私は、きちんと、例えば入札のような形でちゃんとやれて、それで1者だけになるなら仕方がないけれども、美浜町にもいるんですよ、業者。何で南知多町の業者1者だけをやるのか。美浜町でも清掃業者、何軒かあります。私は知っています。何で町内の業者をきちんと理解してあげないのでしょうか。

○環境課長（藪井幹久君）

浄化槽の清掃の業者を許可するときの、許可のといいますか、今回、ずっと続いているということは、更新更新という形で許可をしてきているということになりますが、その際、実績につきましても十分考慮しながら許可をしていくということになっております。そういう状況の中では、我々としましては、現在の業者がその業務がしっかりやれるように我々も一緒に、もし何かあれば指導は当然する形にはなりますが、そういった形で今までもやってきておりますので、その業者がしっかりやれると判断して許可を出しているということになります。

○6番（鈴木美代子君）

町内の他の清掃業者も、よそでやっているんです。だから、実績はあるのです。何をもってそうやって今の1者独占、その業者をそういった形で応援していくのか、私は意味がわかりませんが、美浜町としては町内の業者を応援していくべきではないですか。

○環境課長（藪井幹久君）

町内に後で始められた業者がいるという形にはなりますが、この事業につきましては継続性が必要になってくるといふふうに考えております。そういう判断のもと許可をしているという形になりますので、複数にという考えはない中で、実績もある業者にという形で許可をしているという状況でございます。

○6番（鈴木美代子君）

私、同じ議会でのやりとりを今、思い出していますけれども、南知多の1者について、町が1者がやっていけるように応援していくような、そういった答弁をしているのです。今もそうでしたね。町も一緒になって浄化槽

の汚泥の引き抜き事業についてやっていけるように、その業者を応援するような意味合いの言葉をおっしゃっていましたが、私は、今、誰が考えてもおかしいと思うのです。

本当に、よそから来た人は驚いているんです。新しくうちを建てたけれども、清掃業者については町で決まっているなんておかしいといって。名古屋から来た人も、よそから来た人も、本当に美浜はどうなっているのか、その業者と町が何らかの関係があるのかと聞きますよ。私は、そんなことはないと思うのですけれども、それなら普通のいろいろな人も、よそでやっている人が美浜町にいるし、その人たちも中に入れて見積もって、きちんとやったらどうか。見積もりするには、美浜町の実業を理解して、やって、どの仕事もそうですけれども、美浜町内の仕事を理解して、美浜町を理解してやっていますよね。だから、私は、ほかの業者にも声をかけて、ほかの業者と一緒にやってやるべきだと思うのですけれども、それがどうしてもできないのか、私はわかりません。

だって、私、アンケートをとったことがあるのですけれども、ほとんど8割の人が複数業者に賛成なのです。何で1者だけ、そうやってやるのか、意味がわかりませんが、もう一度お答えください。

○厚生部長（八谷充則君）

1者の理由につきましては、先ほど課長が答弁したとおりでございまして、本町の人口規模、汚泥の量、し尿引き抜きの量から勘案して1者で十分であるという計画のもとに1者でやっております。

先ほど来、私どものほうで今特定の業者をひいきしているのじゃないかというような御発言がございましたけれども、決してそのようなことでございせん。当然ほかにもやっておられる業者があることも承知しておりますが、本町としては1者で許可が十分だという中で、これまで50年やってきたという実績が大きな形となっております、それが例えば問題があるかということであれば、当然、他の業者ということも考えていくわけですが、今、非常によくやっただいていてというふうに理解しておりますし、評価しております。そういった事業評価の中で、町としてはこの業者を選定し続けているということでございます。

○6番（鈴木美代子君）

50年前と今と全く変わりませんね、姿勢は。これだけ競争社会、自由社会において、同じことをやっているのは本当に私は納得いきませんが、時間がありませんので、次に移りますが。

次に、子供たちの問題です。

今、いい答弁をいただきましたので。本当に主人公は子供なのですね。子供が納得いくような形でほしい。だから、数年前、女子生徒が随分プール授業でつらい思いをしているのを私、耳で聞きました。実際、その人にも会いました。私は、大変な話ですけれども、私は公にはしませんでした。子供たちや保護者の名前も一切していません。これは教育の問題で、みんなが考えなければいけない問題だと思って、そのときは議会にも出しませんでした。今、思いますが、女子生徒がプールができないときに補充授業をやってもらえば、一切問題はないのです。だから、これからは悲しい思いをする、泣く女生徒がいないように、ぜひ補充授業をちゃんとやって、子供たちに安心させていただきたいと。もう一度だけ、その声をお聞きください。

○教育部長（天木孝利君）

鈴木美代子議員のおっしゃること、先ほど私が答弁させていただいたとおりでございます。本当に子供たちのことを思って、先生たちも一生懸命、日々努力しております。ただ、内申書というのは本当にこれ、高校入試においての本当に大きな問題でございます。ですから、それについてのストレスということにつきましては、これはまた水泳の、プールの授業の問題とはちょっと別の問題かなとは思っております。けれども、やはり子供を中心に、そういった体調管理、常に先生たち、しっかりと指導していただいておりますということで御理解いただきたいと思います。

○6番（鈴木美代子君）

泣く子供がいないように、ぜひ先生たちの指導も頑張ってやっていただきたいですが、教育委員会は学校に対して、この件についてはどんな指導をしていますか。

○議長（大岩 靖君）

この件というと、生理の件ですか、入試の件ですか。どの件ですか。入試でいいんですか。

○6番（鈴木美代子君）

入試にかかわったプールの件です。

○教育長（山本 敬君）

鈴木議員の入試にかかわるストレス、その周囲の問題についてお答えをいたします。

私、若い教員にこんな問いかけをすることがあります。学習塾と学校の違いは何ですか。何でしょうね。極論すれば、学習塾は入試に合格するために行く、極論ですよ。学校は、教科の学習もありますが、それ以外のたくさんのこと、学校の日常の生活の中で、また行事で、部活で、同年代のたくさんの仲間とさまざまなことを経験して感じて考えて、知・徳・体のあらゆる面で成長する。これは学校だよ。そんな話をします。言い方をかえれば、塾は入試が全てであり、学校では入試への対応というのはその要素の一つです。もちろん入試は重要です。多くの子供たちにとって、それまで生きてきた中で一番高いハードルになるわけであります。

昨日、唐突にドイツの話が出てまいりました。先ほども名古屋とかよその話が出てきましたので、ちょっとそれに倣って外国の話をします。

例えばイギリス。将来、ブルーカラーになるのかホワイトカラーになるのか、小学校の卒業の段階でその可能性が大半に決まってしまうそうです。私の国では、我が国では考えられません。

例えばシンガポール。日本と比較にならないほど教育に熱心な国です、国も保護者も。言い方をかえれば、学力、ひいては学歴を大切にする国と言ってもいいと思います。このシンガポールでは、小学校卒業の段階で、表現は不適切であります、あえて言えば、学力を小学校を卒業する段階で1回目の選別が行われます。これは悪い言葉ですよ。このほうが皆さんの理解がいいかなと思って言いました。選別を行います。2回目は中学校卒業段階であります。親は真剣です。学力をつけない学校に対して批判もするそうです。ただ、合格・不合格については、あくまで自己責任であるということをみんなが納得している、国民全体が。それで、ストレスが多いからといって、その矛先は学校に向かないのです、シンガポールも。

そう言えば、それは国が違うでしょう、日本のことじゃないでしょうと、今、思われませんでしたか。そのとおりなのです。これは外国のことなのです。よその国です。社会のシステム、学校の担う役割、その国の歴史、産業、人口密度、さまざまな事情が違うから、そういった入試や学校の事情も違うのです。ですから、私はイギリスが、シンガポールが、ドイツがそうだからといって、日本もそうだろうと、そんなことは言いません。国々で違います。

話をもとに戻します。入試は重要だ。ほとんどの子供たちにとって、それまで生きてきた中で一番高いハードルになる、そのお話はしました。ただ、ハードルが高いからといって、それが一番大きなストレスになるとは限りません。それは、その子自身の進学や生き方に対する考え方、その子が持つ資質、学力、性格、さらには家庭環境や保護者の方針など、一人一人を取り巻く状況が違うからであります。ハードルが高くてそれが一番大きなストレスになるとは限らないと、そういう話をしています。

一方で、子供たちには入試以外のことが大きなストレスになることがあります。友人関係がその子にとって大きなストレスになる、しばしばあります。個々の家庭の抱える問題、1件1件違います。その家庭の問題がその

子にとって、思春期の彼らにとってストレスになると、そういうこともあります。また、違うほうへ目を向ければ、個人的な習い事、スポーツクラブに入っている。ピアノを習っている。そんな中で、その技術が思ったように伸びなかったり、そこでの人間関係に悩んだり、そういうことも大きなストレスになる場合があります。近年で言えば、こうしたことにスマホだとかSNSといった問題が複雑に絡んできます。ですから、今の子供たちは、私たちの時代と違ったさまざまなたくさんのストレスの要因に囲まれている、そう言っていいでしょう。

学校はどうか。ここからです。私たちは、教員は子供の変化を感じなければならないと考えています。それはプラスの変化もマイナスの変化も同様であります。今申し上げている入試のストレス、それからいじめの問題もそうですよね。そういった問題に、授業中、給食の時間、部活のとき、おや、おかしいなと思ったら個別に話をする。場合によっては同僚や学年主任なんかの上司、それから今、スクールカウンセラーが配置されています。スクールカウンセラー、そういった周りの人たちに相談する。中学校は教科担任制ですから、こういったことを複数の目でやっています。加えて、本町は、小学校も中学校も学期に1回、保護者抜き、担任と児童・生徒1対1で面談をやっています。こうしたあらゆる機会を利用しながら、子供たちの心をつかんで、励まして、時には叱咤して、健やかな成長の後押しをしていく、これが学校の仕事であります。教員の務めであります。今後も教育委員会、学校に対してこういう指導を続けてまいります。

○6番（鈴木美代子君）

ごみの問題であります。

ごみの減量化について、ごみは住民の家庭のごみと、それから事業系のごみがあると思うのですが、今、ごみがどうしても減らないということで、町民に対して例えばごみの有料化だとか、いろいろ負担をふやすような今傾向にある、そういう話がありますが、それは美浜だけじゃなくて、よその市町もあるのですが、しかし、やはり家庭のごみだけじゃなくて、事業系のごみはどうなのでしょう。減っているのでしょうか、ふえているのでしょうか。

○環境課長（藪井幹久君）

事業系のごみにつきましては、必ずしも、事業の内容で大きく変わってくるということで、事業所が内容を変えたりとか、そういうようなことにつきましても、ごみの量は変わってくるんですが、ただ、現状の量で言いますと、減量につきましては、直近で言います、直近の数字で可燃ごみについて申し上げますと、平成29年度は3,412トン、30年度は3,182トン。減量はされております。しかしながら、目標としましては、もっともっと減量をお願いしていくということになりますので、こちらも目標は達成していないということになります。ちなみに令和2年度、目標としましては2,557トンということで、まだまだ625トンほど行っていないという状況になっております。

○6番（鈴木美代子君）

今、目標が達成できなかったら町民に対してまた負担がふえると思うのですが、町民に対して負担をふやして、環境組合に入るお金がふえれば、ごみは減りますか。基本的にはそんな問題じゃないと思うのですが、いかがですか。

○環境課長（藪井幹久君）

今、町民の方々に負担をお願いするということではございますが、この有料化というものの効果を少し御説明させてもらおうかと思います。どのように効果といいますか、手法を御説明させていただきますと、ごみの袋、今、買っていておりましたが、そのごみ袋にごみ処理の手数料の一部を上乗せしてお願いをします。つまりごみ袋を高く買ってもらおうということで、個人個人の方が「ごみ袋、高いな」ということで、ごみについての意識を

改革してもら。また、今、全額税金でゴミ処理をしているという形になりますが、それを頑張ってゴミを減らされた方は少ない負担で、そうでない方につきましてはたくさん負担してもらおうという形での意識の公平、そういったことにもつながるということで、ゴミの有料化を検討しているということになります。

○6番（鈴木美代子君）

今、ゴミ袋が1枚13円ぐらいで、11円か13円ぐらいで買えるのが、減量化を目指している町が1枚50円以上になると聞いています。それだけ高くすると、町民の生活に随分負担がふえるのじゃないかと思うのです。違うやり方はありませんか、ゴミ減量のためには。

○厚生部長（八谷充則君）

昨年、一昨年来から、この問題につきましては議会でも取り上げられまして、可能な限り減量化に努めていくということで広報等でも訴えてまいりました。それで、例えば草木の資源化ですとか、そういったことがまだ進んでいない現状ではあるわけですが、家庭から出るゴミについて、やはりミックスペーパーのほうを集中的に広報して、地区で説明会をしたときには、かなり減量化というか、皆さん、協力していただいたわけですが、残念ながら日々がたつにつれて効果が薄れてきているという状況がございます。

今、令和4年の知多南部広域環境組合の発足を目の前にして、今さらに、今後、新たな施策を打って効果を検証していくという時間が実はございません。もう今ここまで来ると、先ほども町長が言ったように、もう待たなしの状況でございます。非常に心苦しいところではございますけれども、やはり他市町との足並みをそろえることもございますし、やはり時代の流れということもございます。当然、ゴミの減量については、仮に有料化に伴う家庭の負担がふえるということはございますけれども、それについては、やはりミックスペーパーの袋のほうはそのまま据え置きでいきますので、極力そういった分別をしていただくなり、あるいはいわゆる食物残渣というんですか、ああいったものについてはEM菌等を使って家庭菜園に使っていただくとか、そういう減量化を進めていただくきっかけというか、そういったことにもなると思っております。当然たくさんゴミになるおむつとか、そういったものについては減免していくとかということは考えてまいりますので、住民の方にまた今後、理解を求めていきたいというふうに思っております。

○6番（鈴木美代子君）

私は、ミックスペーパーについてはまだまだよくわかっていない人が多いんじゃないか、例えばミックスペーパーについて、一大キャンペーンをやるとか、何かイベントをやるとか、何かそういう新しい感覚でミックスペーパーの収集をふやす、そういったことをやったらどうかと思うのです。私は、このまま簡単に家庭のゴミ袋を高くするだけでなく、やっぱりミックスペーパーをもう少し町民にわかってもらって、何かそういったキャンペーンか何かをやったらどうかと思いますが、いかがですか。

それと、もう一点だけ。草刈りについて時間がないので、一緒に2つ質問します。

草刈りについて。今確かに私が、8月6日だったか7日だったか、質問通告書を出した時点ではすごかったのですけれども、今少しずつ県道野間河和線なんかも刈ってきたという話ですけれども、それについて、やっぱり町のやり方でなかなかできないから、例えばボランティアを募って、有料ボランティアを募って、有償ボランティアというのかな、そこでやってもらったらいかがかなと思うのですけれども、どうですか。

○厚生部長（八谷充則君）

私のほうからキャンペーンの御提案についてお答えさせていただきます。

当然さらに今後引き続き、ゴミの減量化に向けて、ミックスペーパーだけではなくて減量化を進めてまいります。また皆様方にも御協力いただきたいと思います。

○建設課長（鈴木 学君）

草刈りの件でございます。

議員の言われるボランティアを募ってはという部分ですが、緊急を要する草刈りについては、町長の答弁でもありましたように、町道に関してボランティアを募るということは考えていないということですが、県道におきましては、実際、今、県で自分たちが通る道を自分たちできれいにしたいという、こういう地域の住民の方の意見に対しまして、マイタウン・マイロードという事業を実施しております。これは県、町、そして実際活動していただける事業の団体の方、この3者が一体となって道路の草刈りをするという、こういう事業でございます。これにつきましては、現在、町内で6団体の方が活動をしていただいております。

ただ、交通量の多いところとか、ちょっと危険な部分については、ちょっと県のほうも登録はないようでございますし、一応基準としては歩道のあるところで安全に草刈りができるところとなっておりますので、現在のところは町内で6団体の方が活動していただいておりますのが現状でございます。私どもといたしましても、このマイタウン・マイロードの事業、この推進に努めてまいりたいと考えております。

○6番（鈴木美代子君）

毎年、本当に草刈りは大変だないつも思います。私は、地域の住民が一生懸命やってくれるから、それにいつもありがたいなと思いつつ、やはり町として頑張らないといけないところは、草刈りは頑張ってもらわないといけないと思うのです。

県道については、県がやはりやらなければいけないことですが、県はなかなかお金を出しませんので、草刈りを何とか、先ほど言いましたように、きちっと草刈りをする人を募って、草刈りがこんなふうで本当に道路上の車の運転も危ないし、本当に大変で、すごい伸びているものですから、これについて例えば広報だとかいろいろな場所で有償ボランティアをやってもらえ人を募ったら私はいいのじゃないかなと。何も職員がいつもやらなくても、そういうふうでやってみたらいかがでしょうか、本当に。

○産業建設部長（石川喜次君）

鈴木議員の言われるとおりでございますが、交通安全のこともございますけれども、私たちがきれいな道を通るとやっぱり気持ちいいです。そういうことを思いまして、実は平成17年当時だと思うのですが、野焼き等が禁止になりまして、県も、もともと年2回、草刈りをやっておったものが、町も同じく業者で2回やっておったものが1回しかできないということもございましたので、その当時、私どもが各区に回りまして、区長さんをお願いいたしまして、年2回、当然お茶代ぐらいは出ささせていただくということで了解を得た区だけ、今行っている状況でございますので、今後もその広がりを持って、できるものであれば進めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、鈴木美代子議員の質問を終わります。鈴木美代子議員は自席に戻ってください。

〔6番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで休憩とします。再開を11時5分とします。

〔午前10時44分 休憩〕

〔午前11時05分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

13番 野田増男議員の質問を許可します。野田増男議員、質問してください。

〔13番 野田増男君 登席〕

○13番（野田増男君）

皆さん、こんにちは。また傍聴の皆さん、足元の悪い中どうも御苦労さまでございます。

議長の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づき、質問に入らせていただきます。

まず、1番、奥田駅前運動公園整備事業についてでございます。

前回6月定例会での一般質問において、私の通告質問に対する町長答弁が不明確かつ不十分であったと感じており、再度質問をいたします。

陸上競技場を含む運動公園整備事業を中止とした場合、国の交付金は全額返還、起債（借入金）は一括償還であり、公園整備事業として陸上競技場以外の用途に変更した場合には、その内容により差額部分の返還が生じると8月の行政報告会で議員の質問に答弁がありました。また、連動して起債の差額についても一括償還することとなるとお聞きしております。

そこで、以下4点の質問をいたします。

（1）事業を中止した場合、国への交付金返還及び起債（借入金）の一括償還の期限はいつまでで、その財源は何ですか。

（2）運動公園整備事業には財源に都市計画事業基金も充ててあります。都市計画決定を受けた事業でなくなれば、その都市計画事業基金についても一般財源から基金への返還が必要となるのではないですか。また、その際の返還額は幾らになるのでしょうか。

（3）事業を中止して国への交付金返還及び起債（借入金）の一括償還をした場合、当初予算編成にどのような影響が出てくるのでしょうか。

（4）当初予算編成への影響を考えた場合、いつまでに事業の可否、内容の変更を決定する必要がありますか。

以上で壇上での質問を終わります。明確な回答をお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

野田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、奥田駅前の運動公園整備事業についての御質問の1点目、事業を中止した場合に国への交付金返還及び起債（借入金）の一括償還の期限はいつまでで、その財源は何かについてでございますが、仮に運動公園整備事業を中止した場合に、交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、交付の決定が取り消され、返還を求められる可能性があります。そうなった場合には、国から期限を定めて返還を命じられることになります。また、社会資本整備交付金を返還する事態が生じたときは、起債についても財務省や県から期間を定めて返還するよう求められる可能性があります。その財源については、原則、一般財源及び都市計画事業基金以外の基金で対応いたします。

次に、御質問の2点目です。都市計画事業基金についても一般財源から基金への返還が必要となるのではないかと、またその際の返還額は幾らかについてでございますが、都市計画税の充当事業とする要件は、都市計画決定ではなく都市計画事業認可であります。運動公園整備事業につきましては、平成29年5月19日から令和4年3月

31日までの期間で、県から都市計画事業として認可をされております。それで、事業を中止する場合には、事業認可の取り消しではなく、事業認可期間の短縮をして事業を終了させる手続をとることになります。したがって、事業を中止した場合においても、事業認可期間内に都市計画事業基金を充当したこととなるため、これは返還は必要ないものと考えております。

次に、御質問の3点目です。事業を中止して国への交付金返還及び起債（借入金）の一括償還をした場合、当初予算編成にどのような影響があるかについてでございますが、現在、美浜町の財政は非常に厳しい状況にございます。その中で、現実的に一括償還をした場合、来年度の予算編成はもちろん、他の行政サービスに多大な影響が及ぶものと考えております。できる限り財政に影響を及ぼさないような手だて、これを今模索しているのが実情です。

次に、御質問の4点目、当初予算編成への影響を考えた場合、いつまでに事業の可否、内容の変更を決定する必要があるかについてでございますが、事業変更の内容によりますが、今年度事業分の交付金、起債にもこれは影響がありますので、もう可能な限り早目に決定する必要があると思います。

以上で壇上での答弁を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○13番（野田増男君）

先ほどの答弁の中で、一括償還財源として一般財源及び都市計画事業基金以外の基金で対応するとの答弁でしたが、令和元年度分に利息を加えた分を償還するだけの基金残高があるのでしょうか。また、基金別にお答えいただけますか。

○総務課長（夏目 勉君）

基金別に、基金の残高はどれくらいあるかという御質問かと思います。平成30年度末の基金残高におきましては、決算書及び決算説明書の最終ページにも記載してございますが、重立ったものとしてしましては、まず財政調整基金が8億188万円でございます。あと、減債基金が1億732万円となっております。この2つの基金を合わせますと9億920万円でございます。そのほかに、公共施設整備基金が3億5,865万円、教育施設整備基金が5,797万5,000円などがございます。

○13番（野田増男君）

国への交付金返還、起債（借入金）の一括償還の額について、先回、産業建設部長に再度行政報告会での説明を受けましたが、再度確認をしたいのですけれどもいいですか。

○産業建設部長（石川喜次君）

現時点でお話しさせていただきます。

事業は平成29年度から行っておりまして、現在交付金と、あと借り入れ、これを29年度、30年度にいただいたりお借りしております。

まず、交付金につきましては、平成29年度におきまして9,574万円、平成30年度につきましては、これ繰り越し分も含みますけれども1億2,700万円になります。これを合わせまして、29年度と30年度で2億2,274万円になります。また、起債につきましては、これ借り入れになりますけれども、平成29年度で1億7,230万円、平成30年度で2億120万円、これを合わせますと3億7,350万円になります。この交付金と起債を合わせますと、29、30年度で5億9,624万円になります。

現在31年度の事業を実施しておりますけれども、ここはまだ確定してございませんけれども、国の補助金といましては、今内示が2億3,400万円いただいておりますので、通常であれば補助金というのは2分の1でございますので、この倍の事業を行うわけでございますけれども、まだこれ事業というか補助金をいただいておりますので、確定もしておりませんので、中止になった場合に、例えば交付金があるかといったら交付金をいただけないということになりますので、この辺の数字がございませんので、29、30だけを確定しておりますので、御報告いたします。

○13番（野田増男君）

大変なことですけれども、基金を全て償還に使ってしまった場合、町政運営上どのような障害が生じてくるのでしょうか、伺います。

○総務部長（杉本康寿君）

先ほど産業建設部長が申し上げたとおり、平成29年度から30年度までに、補助金の交付額及び起債額を合わせて約6億円と試算をしておりました。先ほども総務課長が申し上げたとおり、財政調整基金につきましては、平成30年度末でも8億円の残高があると申しております。そのほかの基金も合わせまして、一般財源化ができる基金におきましては、公共施設の整備基金などを合わせますと基金残高は13億円になります。こちらが一般財源として活用できる部分になります。

したがって、仮の試算として30年度までの6億円を一括償還した場合でも、まだ少し一般化できる基金残高には多少余裕はできますけれども、資金繰りにつきまして、この資金繰りというのは、町が予算編成する場合の歳入歳出の過不足につきまして財政調整基金を活用する部分と、年度内の事業者等へ支払う資金繰りの部分を基金から一時借入れ等もする場合もございますので、これらを支払っていく分につきましては、多少影響はございます。

○13番（野田増男君）

影響がないわけではない、ただどこをどういうふうに、やっていけるという御答弁ですけれども、全然影響がなく皆進んでいくのか、ちょっとそこが気になるところです。だけど、お金がなくなるわけですよね、すっきりと。それで今までどおりのサービスをそのまま続けていけるのですか。そこら辺をもうちょっと聞きたいですけれども。

○町長（齋藤宏一君）

そこが悩みの種ね、一番。まだ折衝中というよりも、これまでに5月15日からずっと職員が県だとか国だとか行ってくれました、担当が。そこで県、国のこれまでの決まった説明、決まっている説明、当たり前の、ということ聞いて帰ってきました。

じゃ、日本福祉大学は何を考えていますか。これも早くやろうということで、私申し込んでいました。それが、8月29日に大学の理事者、これは理事者じゃなければだめですから、その方々と第1回の話し合いをやりました。我が町は、これを進めるに当たっては皆様よく御存じの国会議員の考えも聞かなきゃいけない、向こうも言いたいことがあるということで、8月31日に非常に長い時間お話をさせていただきました。

それで、一番問題なのは、とめて何をやるかですね。しかも、国への償還がひっかからない、このままやれるようなこと、これは何があるか。将来美浜町のためになる使い方。それは、前々から奥田駅前、これは特急のとまる駅前だから、町としては一番住宅にふさわしい、開発にね。これは前からそういうつもりでおりましてね。でも、野間駅前もなかなか地主の問題で難しかった。奥田も御存じのとおりでしたよね。

だけれども、今回は土地が全部買えちゃった、町が。だから、町のやろうと思うことでやれないことはない。

あるいは、一括これを買っていただくことも可能かもしれないというところも定めながら、大学は何を求めているか。じゃ、大学に使っていただいたときに、どこまで本当に町民のために、この皆さんの税、都市計画税です。これをこれから先30年間、だんだん都市計画税減っているんですよね。明らかに減っています、地価が下がっているから。これを償還するためには、まだ減っていく。今考えても、約30年間これを払い続けていかなきゃいけないでしょう。じゃ、きょうの議会で言ったように、都市市街化区域の中で皆さん方が払ってくれた税を一番生かすためには、市街化の中に海まで行けるような道路を各地域に、長い期間かかります、これは。でも、将来のことを考えたら広い道路をつくらなきゃ、古い市街化区域になかなか人は帰ってこない。これが長期的な私が思うまちおこし、そういう面で今悩んでいます、正直言って。

○13番（野田増男君）

今、町長の答弁の中でちょっと気になる言葉があったのですけれども、売却を考えているとか何かありましたよね。それどういうことですか。ちょっと教えてください。

○町長（齋藤宏一君）

市街化区域8.3ヘクタール、これを買っていただく、個人としてね、ということができれば。市街化じゃないですよ。要は、今の奥田駅前の用地を町が買収したでしょう。5億円ちょっとになるよね。買った土地、それを買っていただいて、そこに住宅開発をやってくれるような人がいれば、あるいは生かしてくれるような人があれば、これは1つ町としての借金が減りますよね。これはストップしなきゃいけない。今、目的は運動公園としての進み方で国から、県から許されておるけれども、今度は市街化都市開発ですから、住宅開発ですから、これの許可を得るのは個人企業ならできる。そういうことも聞いているものですから、じゃ、そういうことなら買ってくれる人があれば、そこを開発してくれることを業者がやってくれるのなら、これは奥田駅前が開発されます。大きな企業が来てくれて買って来て、すばらしい住宅開発をやるぞ。それは、今から新幹線がリニアにかわる、東京から40分で来るようになる、このお話もこの間空港でありました。そういうことから見て、将来の長い目で見たら、そういうことも可能ならば、可能ならばですよ、一つの方法でもあるということを私は言っています。

○議長（大岩 靖君）

町長、明確に。

○13番（野田増男君）

町長、ちょっと話が横へずれていますよ。

今の町長の売却という話の中で、あそこは、僕もあそこ地元ですからいろいろわかっていますよ。それで、地元地権者は、運動公園へグラウンドをつくるということで先祖からの土地を提供したんですよ。事業変更する場合、土地を提供してくれた人に説明とか、そういうのもあるよというの。だけど、地元はそんなことを考えていませんからね。

だから、売るというそういう考えは、それは今僕も聞きました、そんなことで何ができるのか。あそこは、だけどグラウンドをつくって、やっぱり大学と一緒にやっていくという。地権者もそれなら、先祖からの土地ですよ、売る。今まだなかなか工事が進まない中、草ぼうぼうになっているところもありますよ。地権者の人は、どうなっているんだという声もあるんです。そこを何とか早く僕たちも進めていきたいんです。それを今になって売却をするという、そういうちょっとえっと思うことを今町長は言っているのですけれども、どう考えているのですか。運動公園、やっぱり僕らもやっていきたいのですけれどもね。

○町長（齋藤宏一君）

私も、これについては当然地主の方にも説明いたします。ただ、町全体を考えたら2万2,000人です。都市計

画税は、市街化区域の人たちが毎年税を払って、区画整理がやまったから基金として今在庫があった、基金としてね。そのお金を使うんです、今回はそのお金を。

○13番（野田増男君）

いや、別にお金を使うのはいいんですけども……

○町長（齋藤宏一君）

いやいや、だから、これなぜやったのということで私は神谷前町長と話し合った。なぜやるの、ここまで来ちゃった。いいですか、来ちゃったのは町長だけの責任じゃないですよ。皆さんが進めてこられた。でも、これは大変だよ、今から。非常に美浜町として大変なことを今から進めていくんだよ。だから、住民説明会繰り返していただいたけれども、納得した人はどうですか。これが選挙です。私は、まさかここへ立とうなんてことは夢にも思わない。実態を説明しただけです、町民に。その実態によって、住民投票に今度はかわる問題として私が立っただけ。それが今回こういう形で、白票の人が400もいた。でも、わずかな票で私が、要はストップせよということが決定された。じゃ、私のやることは何ですか。町民に選んでいただけた。これは命がけでやるしかないね。ただし、今まで進めてきてしまった。29年、30年。これを今の……

○議長（大岩 靖君）

町長、質問に対して明確に答えてください。

○町長（齋藤宏一君）

明確に答えているつもりですけども。

過去のこともしっかり反省しながら、これからいかにここでいい方法をやるかを今やっているのです。少しでも早く、国も県も説得できるように私も力いっぱい努力しますよということです。

○13番（野田増男君）

町長に言いにくいことを言っていますか。

○町長（齋藤宏一君）

はい、どうぞ。

○13番（野田増男君）

申しわけないですけども、いろいろ挨拶のときに、私になってしまいましたと言いますよね。それ、ちょっと皆さんに失礼じゃない。もう選挙で出てきたんだから。勝つために出てきたんでしょう。だから、そこでなっていました、私はスペアですというそこら辺、僕もちよいちよい聞くですよ。それね、住民の方に物すごく失礼なことだと思うのですよ。

一つそこで僕聞きたいんですけども、この事業を中止する場合、交付金返還、起債の一括償還が発生するということは、町長選挙前にわかっていたのですよね。それでこれに立ったのですよね。それで、いまだに何ともできんでずるずると来ているのですよね。

○議長（大岩 靖君）

町長、マイクを入れてください。

○町長（齋藤宏一君）

ですから、私がこの問題をとめに入ったのは、皆さんにも説明したでしょう。28年です。29年に中央コンサルからURに変わったときに、3月議会ですよ。これはえらいこっちゃ、私が推薦し、一緒になってこの町をと思ってやってもらえと思った前町長が、これいけないよ、こんなことはということで話し合ったのよ。それ以来、ずっと私はこの問題を考え続けてきた。だから、私がこれにかかわってやろうなんて全く思っていなかったから、

誰か出ていただける、2カ月前までそうなんです。だから、今あなたがおっしゃったように、言い方が悪いかもしれないけれども、そういうことで私は今回こうして皆さんに信任をいただいたということは、命がけでこれをして、何とか一番いい形で奥田駅前を生かすこと。これはもう、28年も前から随分取り組んだことですから。あのときは、地主は売っちゃくれなかった。区画整理もやってくれなかった。圃場整備でやろうと思っても、お誘いしたけれどもやってくれないのがあの時代なのです。そういうこと、おわかりでしょう。

○13番（野田増男君）

わかっていますよ。

○議長（大岩 靖君）

ちょっと待ってください。議長より言います。質問者も答弁者も、通告外に関するような質問・答弁をしないでいただきたい。通告書に基づいて質問していただくようよろしくお願いいたします。

○13番（野田増男君）

奥田でも、皆さん土地売っているのですよね。そこで今来ている、その説明をする気はあるのですか。今こうなっているよという説明で。奥田は皆さんやるつもりでいますよ。その辺はどうなのですか。今度ちょっとまた報告会をやりたいんです。奥田はやっぱり地主が気にしていますから、奥田区、消防もなかなか悪いところがあって、あそこへ防災倉庫をつくって一括でやりたいというのがあるものですから、説明をしてもらえて、あと……。ちょっと話変えます。

先回、町長、山王川でも川をやりますと言っていましたよね。2カ月、3カ月たちました。県に言ってやってもらえるようになったのですか。僕の聞いているところだと、運動公園もしやめならば、もう川はやらないと県から聞いているのですけれども、どうなのでしょう。

○町長（齋藤宏一君）

どなたでお聞きしたか知りませんが、その件はまだ半田土木所長ともやっておりません。当然やっていただけ。あの範囲ですよ、8.3ヘクタールの中は河川改修をやっていたと私は聞いている。あれだけじゃ、あそこだけやったのでは、御存じのように末端が細いんだから、もう所長にも言いましたよ、それだけは。川口からやってくるのが本来の河川改修だよ。でないと、あそこは水たまりになる。これでは防災基地にもなり得ない。わかりますか。防災基地になりませんよ。防災基地ならば総合公園、ここが一番町として適している。高いし中央だ。大学まで逃げればいいですよ、高みに上がれば。だけど、今やろうと思っているところは防災公園にはなり得ません。だから、区画整理をやるにしても、末端から一緒にやってくださいと。だから、もうあそこは運動公園のところだけはやっていただけるのですよ。末端をいかに早く県がやってくれるかによって、区画整理をやることができます。でないと、区画整理も無理です。その辺を県と、これはもうお話しするしかありません。

○13番（野田増男君）

相談に行ったのですかということを知っているのです。運動公園のところだけやってもらえるといったら、それは運動公園やらなかったらやってもらえないですよ。蛇が何か飲み込んだみたいにあそこががなっちゃんものですから、末端の下からやってこようという話が出ていたのです。でも、あそこをやらないならやる必要がないというふうじゃないんですか。

先回も言いましたが、あそこは防災基地がだめならどうして宅地になるのですか。それもおかしいですよ。先回、町長言いました。宅地はもっと低いところがある。それはありますよ、名古屋へ行けば。弥富のほうへ行けば、失礼ですけれども。あの辺はあっちでも苦労していますよ。わざわざつくるのにそんな、あその土

地を買った値段と何もかもみんな足してくと、物すごい金額になるのですよね、坪単価が。そんなところ売れないと思いますよ。済みません、ちょっと話がずれましたけれども。

町長はこのことを交付金返還一括リスク、皆町民に伝えて、なお町民半数以上が運動公園事業を中止することに賛成すると思っていますか。ちょっとお聞きします。

○町長（齋藤宏一君）

逆に逆質問でよろしいか。言っちゃいかんね。反問権がないものね、私には。

私はあると思います。仮に、仮にですよ、最悪の場合は住民投票、町民が決めます。それに私は、もしそこまで来るなら従います。住民に御判断いただくだけの資料を提案し、やるかやらないか。議会がそういうことなら、これはそれをやるかもしれません。

ただし、私は今回こういうふうで町長の席に当選した。これは、今力いっぱいこのものをとめるような立場で、とめるというよりは、一番いい方法であるための知恵を出す。国、県にお願いする。県、国も、これは町がお願いしたから予算をつけたと、こう言います。しかし、町の方針がこれは大変だということで、今住民で私が町長になった。県も、今からどうすべし。これは考えてくれます。国もそうです。そこを私やらなきゃ仕方ない。やるしかないと思っています。

だから、職員にまず事情説明に行ってくださいということで、今まで全部その答えを聞いたのをこれまで皆さんに紹介している。これからは、私はじかに県にも行かないけない。国にも行きます。それは、どういう方法に向けたら補助金カットはないですか、これも一つありますよね。新しく、じゃ、先ほど言ったように全部この土地をみんな買ってくれる人が仮にあったとしたら、住宅開発で買っていただけるのかどうか、七、八億円のお金を立てかえて、町民にかわって全部買ってくれる。こんな話があればの話です。

もう一つ、あそこの土が今足りないくらいで、総合公園を構えないから、1町歩。私はなった当初から、今までの計画のグラウンドはできないよ、両方に。真ん中に1ヘクタールありますね。これを早急に考えないといけない、対応しなきゃいけないぞと、奥田が今まで皆さん方、奥田城があったよね。あの周辺は50ヘクタール開発計画。あの周辺で土を分けてもらったら、非常にコスト安く、しかもあそこの周辺が開発できますよ、奥田の。そういうことをちょっと、地元としても私いつも飛んで行きます。

○13番（野田増男君）

売却するとか何かの話は、まだ町民も何も聞いていないですから。だから今さっき町長言ったじゃないですか。

〔発言する者あり〕

○13番（野田増男君）

いやいや、その前に町長、売却するのを考えているという。奥田の住民どう考えるかわからないのですけれども。

ちょっと話を変えますけれども、さっき町長が、維持費で廣澤議員のところ、1レーン1,000万円かかって8レーンが8,000万円かかりますということを言ったじゃないですか。それ毎年のことですか。何か毎年そうかかると何かちょっと聞きましたけれども、ちょっとこれおかしいなと思ったんですよ。じゃ、どういうふうでその8,000万円というのが。

○議長（大岩 靖君）

町長、マイクを入れてください。

○町長（齋藤宏一君）

視察に行かれたら、各市町どのぐらい、じゃ、公式の400メートルトラック、100メートル走、幾らかかるの。

使えば使うほど傷みが激しい。だから、仮に1レーンが傷んだら1,000万円かかりますということを言われなかったですか。今言ったでしょう。だから、これは10年に1,000万円かもしれません。しっかり使って傷んできたら、傷んだところだけ修理しなきゃいけない。こういう予算が、非常に維持管理費がかかるということだけは御存じでしょう。そういうことです。それを言っているだけです、私は。

○13番（野田増男君）

1,000万円、それが2年、3年ではないと思うのです。10年かかるだろう、15年かかるかもしれません。だけど、悪いところはそれなり部分的にも直せますからね。そこはそんなに1,000万円が、掛ける8,000万円だというのは皆さん誤解しますから、そういうふうな言い方をすると。その辺をちょっと。

だけど、町長が出てきて、選挙に。今はこういう状態になっています。一括返還、さっきの話なんですけれども、お金がかかるというのがわかっていて手を挙げて出てきて、失礼ですけれども、またさっきの話なんですけれども、入ってしまいましたとか、それは本当に僕ら聞いていて、議員が皆さん聞いているのですよ。それだけはやめてください、町長。やっぱり選挙で出てくるなら、それなりの覚悟で出てくるじゃないですか。なっていました、私はスベアですと、それはもうちょっと、それだけはやめてください。

○町長（齋藤宏一君）

言葉の訂正を、じゃ、させていただきます。私はこれをとめるために立ったということです、はっきり言って。

○13番（野田増男君）

今ここで町長とこういう話をしてもなかなか進んでいかないのは、もうわかっているんです。僕ら運動公園を進めていくためにやってきました。お金のかかるのはわかります。大学がみんな維持費を見てくれればということと言ったそうですけれども、それはなかなか大学にしても大変なことで。

今、美浜町でこれをやめて、あそこにお金のかからないものをつくった場合、収入がないですよ、全然。あれだけお金かけて。それはどういうふうに考えていますか。ある程度借金してでもつくって、収入を見込んで、運動で今、大学があって、パラリンピックが今いろいろありますよ。そういう人たちが電車ですぐ来られる場所なんです。それを僕らは、子供もすぐ来られます。電車からおりればすぐにね。そういうところなかなかないものですから、運動公園、運動グラウンドにして、そういうのを僕たちは向こうへ見に行って、向こうだって全然駅から遠いですからね。駅前にそんなあるところなんかほとんどない。

もしですよ、これがやめとなった場合、大学はどうなるかわかりませんよ。先回も言いました、電車もどうなるかわかりません。ちょっと僕もよそで聞いたんですけれども、南知多も内海の開発を考えていますよ。もうそれどころじゃない。電車がもう向こうまで行かないんですからね。

○議長（大岩 靖君）

野田議員、通告から外れる質問はやめてください。

○13番（野田増男君）

はい、わかりました。

そういうことですので、町長にぜひ進めていってほしいのです。やめるとは、多分町民思っていないですよ、今。町長がそのとき出たときに、45億円だ50億円だと言って、その金額を年の大きい年配が、いや、そんなににかかるのかと、あなたここを使うかねと言って。使いませんよ、それは。僕でもそれはなかなか使わないと思うのですけれども、その辺のことも考えてもらって、これからの美浜町はどうしたらいい。町長に言いますけれども、これからの美浜町にやっぱり必要じゃないんですか。やめてあそこをゲートボールにすると行って、皆さん来ますか。やはり若い子たちが寄ってくる、そういう魅力のあるものが、やっぱり美浜町必要だと思いますよ。

いろいろ質問しましたけれども、通告外、いろいろちょっとずれたところもあります。ぜひ何とかあそこをや
っていききたいという気持ちで質問しております。

最後に町長にちょっと伺いたいのですけれども、あそこを進めていきたいと、僕たちは。それで、さっきの話
じゃないですけれども、あそこへ町長が今何をしようと考えていますか、もしやめの場合。それで皆さんに来て
もらって、税収できるんですか。宅地を倍額でと言っても、それはすごい金額になると思うのですけれども、町
長のその辺のちょっとビジョンを教えてください。

○町長（齋藤宏一君）

宅地開発で利益がない。いや、宅地開発は固定資産税がずっと入るんですよ。グラウンドはどうですか。町民
200円ですよ。2万人入ってくれたって二二が四、とても維持管理費にはなりませんよ。総合公園もそうですよ、
体育館。大変です、維持管理費が。今、ますます古くなってきた。これの改修、維持管理、ますますふえるん
ですよ。

それからもう一つ、オリンピック、間に合いませんよね、これも。アジア大会はもっと先ですから。その施設、
大会のときには来る。終わった後、みんな施設は大変よ、維持管理で。これはもう全国そういうふうになるの
ですよ。うちはそうじゃなくて、地道な産業開発、産業の発展をやるのが一番町民の、つまり、きょうの一般質
問にあったように、美浜にある特性を生かすことですよ。これ生かせば、幾らでも美浜へ来ます。名古屋より安
いのだから。今10万円、12万円でしょう、地価。こんなところ半田、向こうにありますか、駅前で。しかも、奥
田は最高にいいですよ。奥田城の周りちょっと泥を取ってもらって、あの周りも住宅になりますよ。駅前に大学
がある。夢をもっと語ろうよ。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、野田増男議員の質問を終わります。野田増男議員は自席に戻ってください。

〔「ごめんなさい」と呼ぶ者あり〕

〔13番 野田増男君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、9月6日から9月9日までの4日間を休会としたいと思います。これに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、9月6日から9月9日までの4日間を休会することに決定しました。

来る9月10日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前11時57分 散会〕

令和元年 9 月 10 日（火曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

令和元年9月10日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第4号）

- 日程第1 同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命について
- 日程第2 承認第6号 専決処分事項の報告承認について
- 日程第3 議案第41号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第42号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例について
- 日程第5 議案第43号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 日程第6 議案第44号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第7 議案第45号 美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第46号 美浜町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第47号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第48号 美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第49号 美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第50号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第51号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第52号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 認定第1号 平成30年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成30年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成30年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成30年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成30年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	廣 澤 毅 君	2番	石 田 秀 夫 君
3番	森 川 元 晴 君	4番	杉 浦 剛 君
5番	山 本 辰 見 君	6番	鈴 木 美代子 君
7番	大 崎 暁 美 君	8番	中須賀 敬 君
9番	横 田 貴 次 君	10番	荒 井 勝 彦 君
11番	大 岩 靖 君	12番	横 田 全 博 君
13番	野 田 増 男 君	14番	丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（２３名）

町 長	齋 藤 宏 一 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	杉 本 康 寿 君
厚 生 部 長	八 谷 充 則 君	産 業 建 設 部 長	石 川 喜 次 君
教 育 部 長	天 木 孝 利 君	総 務 課 長	夏 目 勉 君
秘 書 課 長	中 村 裕 之 君	企 画 課 長	磯 貝 尚 美 君
防 災 課 長	小 島 康 資 君	税 務 課 長	茶 谷 昇 司 君
住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君	福 祉 課 長	高 橋 ふじ美 君
健康・子育て 課 長	宮 崎 典 人 君	環 境 課 長	藪 井 幹 久 君
産 業 課 長	三 枝 利 博 君	建 設 課 長	鈴 木 学 君
都市整備課長	宮 原 佳 伸 君	水 道 課 長	夏 目 明 房 君
会 計 管 理 者	久 綱 勇 君	学 校 教 育 課 長	近 藤 淳 広 君
生涯学習課長	谷 川 雅 啓 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長	日 比 郁 夫 君	局 長 補 佐 兼 議 会 係 長	山 下 美 幸 君
--------	-----------	----------------------	-----------

〔午前９時００分 開議〕

○議長（大岩 靖君）

皆さん、おはようございます。

台風15号の影響も我々の町にはほぼないという報告を受けております。ただ、関東方面、テレビ、メディアでいろいろ放送されておりますが、大変な被害が出ております。この美浜町に災害が起こらないということを安堵したこともとともに、台風の影響かはしれないですが、大変な暑さが今、日本列島を襲っております。くれぐれも皆様方も、熱中症対策など各自でしっかり体調管理をして議会に臨んでいただきたいと思います。

それでは、会議に入ります。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第１ 同意第３号 美浜町教育委員会委員の任命について

○議長（大岩 靖君）

日程第１、同意第３号 美浜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第2 承認第6号 専決処分事項の報告承認について

○議長（大岩 靖君）

日程第2、承認第6号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第6号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第3 議案第41号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第3、議案第41号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○5番（山本辰見君）

ただいまの議案第41号の中で第20条の中というか、そこから法第16条第1号と、それから法第28条第4項という規定を削るということですが、どういう内容でしょうか。

もう一点は、第25条の中に「常勤の職員の給与との権衡」、この意味合いがちょっと理解できないものですかから説明願います。

○秘書課長（中村裕之君）

まず1点目、期末手当、第20条で削除した法第16条第1号と法第28条第4項の内容でございますが、美浜町職員の給与に関する条例第20条の改正で削除いたしました地方公務員法第16条は欠格事項の規定でございます、同条第1号で、成年被後見人または被保佐人が地方公共団体の職員となり、または職員採用試験や選考を受験することができないという内容でございます。また、地方公務員法第28条第4項につきましては、同じく地方公務員法の第16条に規定する欠格事項のうち第3号、第3号と申しますのは、在籍の自治体において懲戒免職をされた方の懲戒免職処分をされた日から2年を経過しない者を除いたほかの事由に該当した場合に失職するという内容でございます。

御質問の2点目、第25条の「常勤の職員の給与との権衡」、これは「けんこう」と申しますが、権衡とはどういう意味かという御質問だと思います。この改正文にて常勤職員の権衡とは、会計年度任用職員の給与を支給する上で、国の同一労働同一賃金の趣旨に沿いまして、常勤職員の給与支給実態とのバランスを考慮するという意味であります。

○議長（大岩 靖君）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第4 議案第42号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第4、議案第42号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○5番（山本辰見君）

今の議案第42号ですが、フルタイムの再任用職員です。令和元年度の非常勤、来年度からということですが、今年度の非常勤職員のうち何名ぐらいが該当するのか、それから主な職務というのはどういうものなのか、お願

いしたいと思います。

もう一点は、これは給与に関することですけれども、例えば有給休暇だとかそういう扱いはどう変わるのか、変わらないのか、お願いしたいと思います。

○秘書課長（中村裕之君）

令和元年度の非常勤職員のうち何名ぐらいが該当するか、また、主な職務はどのようなものかということでございます。

まず、フルタイム勤務の人数につきましては、次年度から任用いたしますため次年度については未定でございます。ただし、ちなみに今年度、平成31年3月末現在のフルタイムの雇用については6名みえました。また、任用する職種につきましては、例えば事務職、保育士ですとか保健師、栄養士などを想定しております。

また、御質問の2点目ですが、有給休暇などはどのような規定になっているかということでございます。非常勤職員の休暇等の規定につきましては、別に美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第18条で、町長が定める基準に従いまして任命権者が定めるという規定がございます。その中で会計年度任用職員の有給休暇などの規則を定めまして、人事院規則ですとか労働基準法をもとにしまして年次休暇や有給・無給休暇を定める予定でございます。

○5番（山本辰見君）

今の休暇について、いわゆる会計年度の再任用ですか。1年ごとだと思うのですが、例えばその方が2年目も繰り返しやった、3年目も繰り返しやったときには、普通の職員ですと1年目には16日とか、最高が20日だとしてもだんだんふえていくと思うのですが、そういう扱いというか考え方はどうなっているのでしょうか。

○秘書課長（中村裕之君）

議員おっしゃるとおり、引き続いて会計年度任用職員に継続雇用された場合では、例えば年休日数の残日数をそのまま引き継ぐような形にしたいと考えております。

○議長（大岩 靖君）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第5 議案第43号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第5、議案第43号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。山本議員。

○5番（山本辰見君）

支給要件の中にこういう項目があると思うのです。「1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者は除く」とありますけれども、線引きとしてはどのような基準になるのでしょうか。具体的に主要施策の成果の22ページに、これはもちろん30年度の実態ですけれども、ここに臨時職員・非常勤職員の雇用状況ということで時間とか人数だとか、年に何回とかいうのがあるのですが、その表で見たときにどういう方が該当するのか。それで説明受け

ると非常にわかりやすいと思うのですが、いかがでしょうか。

○秘書課長（中村裕之君）

恐らく、ただいまの御質問は条例第14条第1項の期末手当の支給に関するお尋ねかと思います。

まず、「1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者」という表現をしておりますが、これは、「別で規則で定める」という条文のとおり、別のほうで規則で定める予定をしております。具体的には、通常の勤務時間の1時間当たりの平均勤務時間が15時間30分未満の者と規定いたしました。なお、この時間数につきましては、国の総務省の出しましたマニュアルに従って設定をさせていただいております。

また、2点目、主要施策の成果22ページに掲げる職員のうち、任期の定めが6カ月以上でかつ1週当たりの勤務時間数が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員に期末手当を支給することといたします。

したがって、22ページの一覧表がございます。私、今この表を見ておりますが、上から7.75時間、週当たり5日、これはもう38.75時間ですので当然期末手当の支給に該当しますということで、単純に1日当たりの勤務時間掛ける1週当たりの勤務日数が15.5時間以上の方につきましては該当いたします。こちらの197名みえる中で該当いたしますのは130名でありまして、約66%の方が期末手当の支給の対象となるかと思います。

○5番（山本辰見君）

多分、ざっとで数えれば130名ぐらいということは、上からざっと130人ぐらいのところということでもいいですか。了解しました。

○秘書課長（中村裕之君）

この一覧表から上のほうから半分あたりのほう、4時間掛ける5日、四五、20時間ですので、24人というところまでが基本的には該当いたします。

ただし、この項目の中で例えば6.5時間掛ける1日ですと週当たりの時間数が6.5時間しかありませんので、期末手当の該当にはならないと。15.5時間未満ですので支給しないということでございます。

○議長（大岩 靖君）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第6 議案第44号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第6、議案第44号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○5番（山本辰見君）

議案の説明資料の中に新旧対照表があると思うのですが、今回ここから外れる職で、審理員、区長、防災専門官、高齢防災専門官、それから環境美化推進員、社会教育指導員、文化振興指導員が含まれております。どういう基準で外されたのか。多分、審理員というのは顧問弁護士のことではないかなと思うのですが、

その確認もさせていただきます。

それから、今回この基準も含めてですけれども、今読み上げた関係者は今後はどのような処遇になるのか。先ほどのパートタイムの会計年度再任用職員となるのかどうかということも確認させていただきます。

それからもう一点は、指摘してありますけれども、新旧対照表の中の地方公務員法第28条の5第1項とか第22条の2第1項第2号というのはどういう内容なのか、説明をお願いします。

○秘書課長（中村裕之君）

まず、先ほど申されました審理員、区長、防災専門官、高年齢防災専門官、環境美化推進員、社会教育指導員、文化振興指導員の7つの職につきまして、どのような基準で新旧対照表、いわゆる特別職から外されたかという理由かと思いますが、今回の法改正によりまして、地方公務員法第3条3項第3号でございます。こちらに規定する特別職の非常勤職員の要件が厳格化されました。これは、専門的な知識、経験に基づきまして助言、調査及び診断等の事務を行う者に限定されております。これが理由となりまして、労働者性の高い職につきましては一般職の非常勤として会計年度任用職員のほうに制度を移行いたします。

もう一つ、地方公務員として行う必要のない業務の方につきましては私人として移行させていただきます。

御質問の2点目になるかと思いますが、今回の関係者の中で区長と環境美化推進員の方につきましては、職務内容が地方公務員として行う必要がない業務のために私人として取り扱い、報償費で払うことと予定をしております。これ以外の処遇につきましては、パートタイムの会計年度任用職員として任用する予定でございます。それから、その中で審理員ですが、これは不服審査等に関しまして弁護士を雇うものとなっております。

それから、御質問の3点目、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の関係ですが、地方公務員法第28条の5第1項と第22条の2第1項第2号はどのような内容かという御質問かと思いますが。

地方公務員法第28条の5第1項につきましては再任用短時間勤務職員です。第22条の2第1項第2号につきましては、これはフルタイムの会計年度任用職員を指すものでございます。

○5番（山本辰見君）

ちょっと今聞きそびれたりメモし損なったのですが、専門的な知識を要する人とか、そういうことで区長と、もう一つ私人扱いになるというのがあったのです。区長と、もう一つの職務はどれでしたでしょうか。

○秘書課長（中村裕之君）

もう一つは環境美化推進員の方が私人として報償費で支払う予定でございます。

○議長（大岩 靖君）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第7 議案第45号 美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第7、議案第45号 美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第8 議案第46号 美浜町税条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第8、議案第46号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○5番（山本辰見君）

第46号の議案の中の新設となる第35条の2、6の中身について説明願いたいと思います。読んだだけではちょっとわかりませんでしたので、お願いします。

○税務課長（茶谷昇司君）

こちらは、資料7に記載してありますとおり、申告書記載事項の簡素化でございます。この条文にあります所得税法第190条というのは年末調整のことでございまして、給与等をいただいでいて年末調整が済んでいる方が例えば医療費控除とか寄附金控除だけを確定申告または町民税の申告をする場合では、当初の源泉徴収票に記載してあります所得控除の合計額の金額に変更がないため、これまでは社会保険料控除だとか生命保険料控除などそれぞれの控除額を再度記載欄に記入していたものが、今回の改正によりまして所得控除の額の合計額のみを合計額の欄に記載するのみでよくなるというものでございます。

○議長（大岩 靖君）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第9 議案第47号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第9、議案第47号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第10 議案第48号 美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第10、議案第48号 美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条

例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第11 議案第49号 美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第11、議案第49号 美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第12 議案第50号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第12、議案第50号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第51号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第2号）

○議長（大岩 靖君）

日程第13、議案第51号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○5番（山本辰見君）

説明があったかどうか、メモしていないのでわかりませんが、25ページの8款土木費の中で橋梁点検業務委託料600万円とあります。この600万円で事業することによって、本来点検しなければならない美浜町の関係する橋梁のどのくらいのところまで仕事は進むのでしょうか。

○建設課長（鈴木 学君）

今回補正をお願いするものにつきましては、今年度当初で予定しておりました橋梁点検、こちらが実は跨道橋、橋については川の上を交差するのが普通橋梁ですけれども、跨道橋というのは道路の上を通る橋、ですから半島

道路、有料道路の上を通る橋というので、町内で管理しているものが5橋ございます。実はこちらの点検の当初見積もりをしておったわけですが、点検業務の手法が若干変わりました金額が若干上がってしまったものですから、当初予算でいただいている金額では跨道橋のみの点検しかできない形になったものですから、当初は郷島橋初め20橋の橋梁点検を予定しておりましたが、5橋の跨道橋のみの点検を今はしてございます。不足の15橋分について今回、補正予算で600万円をお願いするものでございます。

ですから、5年に一度法的に点検をしなければならないとなりましたので、今年度予定する20橋分のうち、既に発注しておる跨道橋の5橋を除いた15橋分をお願いするというものでございます。

○議長（大岩 靖君）

他に質疑ありませんか。横田貴次議員。

○9番（横田貴次君）

第2号補正における9月末の基金残高についてお伺いしたいのです。資料をちょっと外れますが、一般会計の決算書370ページの財産に関する調書によると、一番上段、（1）の財政調整基金の30年度末残高が8億188万円と記されています。この第2号補正におきまして補正予算書16ページでは、19款繰入金、2項基金繰入金として財政調整基金に3,223万3,000円を追加して、補正後の合計3億9,259万6,000円を取り崩すというふうになっていると理解できます。

一方、補正予算書21ページでは、本年度の基金積立額は法的に1億円積み立てるということで、最終的に9月末の補正承認後の残高の見込み、財政調整基金、約5億円と理解してよいかということをお伺いしたいです。

○総務課長（夏目 勉君）

本年度9月末の残高見込みが約5億円ということで間違いはないかという御質問かと思えます。

議員がおっしゃられるように、財政調整基金につきましては、30年度末現在高が決算書の370ページにございますように8億188万円となっております、9月補正の予算案におきまして3,223万3,000円を追加し、合計3億9,259万6,000円を取り崩して基金繰入金とするものでございます。

また、本年度の基金積立金が1億円ですので、9月末時点における財政調整基金の残高の見込みにつきましては、あくまで予算ベースでございますが、約5億円となりまして、議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（大岩 靖君）

他に質疑ありませんか。荒井勝彦議員。

○10番（荒井勝彦君）

4款衛生費において合併処理浄化槽設置整備事業補助金として6,251万8,000円が増額計上されておりますけれども、当初予算と合わせると1億3,724万4,000円となります。事業推進の面からは非常に望ましいことではあります、町の財政計画上このまま続けていくことはできますでしょうか。

○厚生部長（八谷充則君）

非常に厳しいと考えております。

実はこの補正、査定に当たりまして一度財政のほうでは非常に厳しいという答えが返ってまいりましたけれども、年度途中に制度を変えんとか打ち切るということとはできないという判断で、本補正についてお認めいただいたという状況でございます。

ちなみに、平成30年度の決算額で申しますと、事業費は約2,800万円、ここから国と県の補助金を抜いた一般財源は840万円でございます。これが令和元年度の当初予算におきましては、内容を大きく変えたということもございまして、事業費は当初予算で約7,500万円、国・県の補助金を除いた一般財源としましても約5,200万円

を計上しております。これは、生活排水の向上という観点から非常にありがたいことなのですが、想定以上に好評でございまして今回補正を追加させていただいたということでございますが、結果といたしまして、一般財源ベースでいきますと約9,000万円が必要になってくるということでございます。これは、本町の財政状況を考えますと非常に厳しい、私が言うのも何ですが、難しい、このまま続けていくことはできないであろうと考えております。

当初予算で計上しました約5,000万円というものが、財政が考えてこれからやっていけるだろうと見た額だということで考えておりますので、本年度につきましては途中で計上いたしましたけれども、次年度以降につきましては、補助対象の見直しあるいは補助件数の上限といった検討をせざるを得ないと考えております。

優先順位といたしましては、やはり個人住宅の転換に対する補助金、これが第一優先になってくると考えております。店舗、集合住宅、事業所等に対する11人槽以上の浄化槽に対する補助を継続していくというのはちょっと今の段階では厳しいのかなと思っておりますけれども、後年につきましては今後、予算計上までに内部で検討を進めまして、早い段階で皆さんにお示ししたいと考えております。

○議長（大岩 靖君）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第14 議案第52号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（大岩 靖君）

日程第14、議案第52号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第15 認定第1号 平成30年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定第7号 平成30年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで7件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第15、認定第1号 平成30年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第7号 平成30年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上7件を一括議題として、順次議事を進めます。

質疑の回数は、会議規則第54条の規定により、議長の宣告した事項について1人3回までとします。

議長から事前をお願いします。

この議案は決算審査でありますので、平成30年度予算が適正に執行されたかどうかを審議するのが主眼ですので、一般質問にならないように注意してください。

なお、議会会議規則第53条に、「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。」、また、「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。」と規定されています。議員各位においては、この点をよく留意されて、議長から指摘や注意を受けないよう質疑をしてください。

最初に、認定第1号 平成30年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてですが、本件の質疑は、歳入を一括で行った後、歳出は1款から4款まで、5款から8款まで、9款から14款までの3つの区分に分けて行います。

初めに、歳入について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木美代子君）

まず、この質疑をする前に、一般会計全体で消費税がいかほどになったかということを皆さんにお聞きしたいと思います。

それから、歳入です。

37ページの児童虐待について、またDV対策等総合支援事業費補助金について、この補助金がいかにどういふふうに使われたか、もう一度お聞きしたいと思います。

45ページの農業費の補助金について、この補助金がたくさん並んでいるのですけれども、どのように農業者にとって使われたか、お聞きしたいと思います。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

決算書の37ページの2節児童福祉費補助金、児童虐待DV対策等総合支援事業費補助金の85万5,000円ですが、これについては、児童の安全確認等のために、体制強化事業として教員の資格を持った方を家庭児童相談員として雇用し、学校との連絡調整や、児童虐待が疑われた場合、その家庭への訪問を担当していただくという業務でございます。賃金の2分の1が補助対象となっております。

○産業課長（三枝利博君）

それでは、順に農業委員会の交付金から説明します。

農業委員会の運営経費に対する愛知県からの交付金が農業委員会の交付金となります。

続きまして、経営所得安定対策推進費補助金ですが、食糧の自給率の向上を図りまして、米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営安定を図るための維持経費に対する国からの補助金となります。

農業経営基盤強化資金利子補給補助金につきましては、資金借入者4件に対する愛知県からの利子補給補助金となります。

土地改良事業補助金と多面的機能補助金につきましては、建設課になりますので、後ほど答弁させていただきます。

続きまして、農業人材力強化総合支援事業補助金ですが、新規就農時に経営を支援する国の施策でありまして、全額国からの補助ということで、9名分の国からの補助金になります。

環境保全型農業直接支払補助金につきましては、環境保全に効果の高い営農活動に対する補助金で、有機農業等に対する国及び愛知県からの補助金となります。

○建設課長（鈴木 学君）

土地改良費補助金691万2,000円でございますけれども、これは、農村活性化住環境整備にて圃場整備を行いました奥田地区、ここの区域の中の農道舗装工事に対する愛知県の補助金でございます。補助率は50%でございます。

その下の多面的機能支払事業補助金2,824万2,200円でございますが、これは、農地というのは農業生産の場だけではなく、地域の景観形成だとか洪水調整、生態系の保全などの多面的な機能があります。こういったことか

ら多面的機能支払事業というのが今現在実施されておるわけでございますが、これに対する国の負担金2分の1、県の負担金4分の1、こちらの補助金という形になります。

○総務課長（夏目 勉君）

一番最初に御質問がございました消費税の関係ですが、こちらは歳出になりますけれども、一応平成30年度の一般会計全体の消費税でございますが、約1億2,572万円ほどでございます。

また、水道会計を除きます全ての特別会計も含めると、全会計総額で1億3,427万円ほどを見込んでおります。

○6番（鈴木美代子君）

37ページの児童虐待等についてですけれども、30年度、疑わしきそういった件数が何件あったのでしょうか。それから……

〔「とりあえず予算じゃなくて」と呼ぶ者あり〕

○6番（鈴木美代子君）

予算じゃないもの。だから、決算だから何件あったかということ。

〔「違う違う。決算のほうの話です。歳出のほうだから」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

それ、歳出ですね。

○6番（鈴木美代子君）

でも、どういうふうに使われたかということは言える……

○議長（大岩 靖君）

それは歳出で聞かれたほうがいいと思います。

○6番（鈴木美代子君）

また後で聞きます。

○議長（大岩 靖君）

他に質疑ありませんか。山本議員。

○5番（山本辰見君）

22、23ページの固定資産税があるわけですが、この中身に占める償却資産について説明願いたいと思います。予算ですと3億2,300万円ぐらいから見てどのような結果になったのか。

それから、償却資産の中に太陽光発電の施設も該当するようなことを前に聞いたことがあるのですが、これについての基準というのはどういう形で設定されているものなのでしょうか。

○税務課長（茶谷昇司君）

まず、償却資産について予算から見てどのような結果かでございますが、1款、2項、1目固定資産税の1節現年課税分の予算現額13億2,725万2,000円のうち、償却資産については3億2,337万7,000円でございます。調定額は3億7,271万2,000円でございます。

収入済額につきましては、土地家屋、償却資産と区別ができませんので、予算額と調定額にて分析させていただきます。歳入予算につきましては、歳入欠損となることを避けるため、過大な見込みをせず、かたくシビアな数字をはじいているため、調定額は予算現額に対してプラスの4,933万5,000円でございます。率にしますと15.3%の増となっております。つきまして、調定額での対前年比はプラスの919万9,000円で、率にしますと2.5%の増ということでございました。

次に、太陽光発電に関係する課税の基準はについてでございますが、償却資産というのは、1月1日現在に所
有している事業用資産を毎年1月31日までに所在する市町村に申告しなければなりません。太陽光発電につつま
しては、法人の場合は事業の用に供しているため、売電の有無にかかわらず申告の対象となります。また、店舗
やアパート、農業などの個人事業主がその事業のために太陽光発電を設置した場合も、売電の有無にかかわらず
申告の対象となります。

それでは、個人の住宅用太陽光発電設備はどうかといいますと、個人の住宅用太陽光発電設備であっても、発
電出力が10キロワット以上でかつ発電した電力全量を売却している場合は、太陽光発電事業とみなしまして申告
の対象となります。ただし、償却資産につきましては課税標準額の合計が150万円未満となる場合は課税されま
せんので、よろしくお願いします。

○議長（大岩 靖君）

他に質疑ありませんか。横田議員。

○9番（横田貴次君）

歳入の54ページ、18款の繰入金におきまして、2項基金繰入金ということで何種類か収入がなされております。
そこでお伺いしたいのが、私の認識だと財政調整基金だけしか一般財源として取り崩しができないと認識してお
るのですが、さかのぼって370ページをもう一度見ていただきますと、決算書において財産に関する調書、各基
金の30年度末現在の残高が一覧表で記されています。この中でどの基金が積立目的のみに使える特定目的基金な
のか、教えていただきたいと思います。

○総務課長（夏目 勉君）

370ページ、基金、1番の財政調整基金から10番までございます。基金につきましては、それぞれの基金に関
する設置及び管理に関する条例というのがございます。そこで処分等が定められておりまして、370ページに記
載のございます基金のうち財政調整基金以外の基金につきましては、定められた使途に充当されることとなっ
ております。

○9番（横田貴次君）

そうしますと、特定の目的にしか使えないお金ということで私も理解したのですが、ちょっと議案の進行上、
質問が前後してわかりにくい質問になっておりますけれども、先ほど補正予算で伺った中で、予算上9月末の財
政調整基金の残高が5億円ということで伺いました。

9月5日の一般質問における野田議員の質問の答弁の中に、6億円の返済金を一括で支払った場合どういう町
財政に影響が出るかという質問があったかと思うのですが、その中で総務部長の御答弁の中で、財政調整基金、
減債基金、公共施設整備基金などの残高が合わせて13億円あるということで、6億円支出しても何とか基金が残
るという答弁があったのです。現在、基金の趣を見ますと、財政調整基金の5億円しか今手持ちにない、たんす
預金が5億円しかない中で、6億円という足りない状況もあるというふうに私、危惧しておるのですが、どの
ような見解をなされておりますでしょうか。

○総務課長（夏目 勉君）

ただいまの横田議員の御質問ですが、確かに数字上はそういうふうになるかと思えます。ただ、あくまで仮の
話ですが、仮にそういった一括償還ということになった場合には、当然町といたしましても国と償還計画等々協
議いたします。ですので、そこで一括償還になるかどうかというのはそのときに決まりますので、一括償還にな
らないようにまた私どもも持ってくるように努力はいたします。

仮に一括償還しなければいけないとなった場合には、今おっしゃるとおり、予算ベースでは確かに5億円とい

う数字になりますけれども、手法としては、先ほど言いました財政調整基金以外の基金、先ほども申しましたように一応条例で使途が決まっております。ですので、最悪の場合といいますか、背に腹はかえられないといいますか、万が一そうなった場合には条例改正等をお願いしまして、従前の目的以外の使途に充当せざるを得ないという事態も考えられます。ただ、財政サイドといたしましてはそういった事態を招かないように努めていく所存でございます。

○議長（大岩 靖君）

横田議員、最後、3度目になりますので。

○9番（横田貴次君）

やはり条例を廃止するなり改正ということは議会での承認も必要だということですので、13億円のたんす預金を右から左に使うということは難しいという認識は、町民の皆さんのことを思って危機感をあおらないように多分御答弁されたんだろうなと思います。そのプロセスというのは正しく町民の皆さんにもお伝えをするべきだし、そのような一般質問の答弁変更も願って質問を閉じさせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の1款から4款までについて、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木美代子君）

79ページの企画事務のところですが、ここでも何点かあります。この中で担当が特に一番一生懸命取り組んだ事業の説明をしてください。

それから、87ページで私は公用車についてお聞きしますと通告しましたが、77ページに公用車の管理事業というところがありますので、両方あわせて、公用車について今現実に何台持っていて今度新しく買ったのか、そういうことを詳しくお聞きしたいと思います。

それから、87ページの防犯対策事業について、特にこれだけはという一生懸命やった事業について説明してください。

それから、基金積み立てについて、これはもう一度説明してください。

それから、93ページの知多地方税滞納整理機構の負担金が30万円ありますが、これについて、また30年度もこの整理機構がやったということですが、整理機構の中でもどうしてもこれだけはできなかったという、そういうのがありましたら紹介してください。それについて、来年度の31年度に教訓として残したらいいかと思います。

それから、131ページの知多厚生病院運営費補助金の説明ですが、これをちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、この運営費の補助金についてもう一度詳しく、そして知多厚生病院の中で美浜町の税がどのように生かされたかということを説明してください。

○議長（大岩 靖君）

鈴木議員、今の厚生病院の件の一番最後の部分はちょっと一般質問に何となくかわるような気がしますので、注意してください。

○企画課長（磯貝尚美君）

まず、79ページ、企画事業で担当が特に一生懸命に取り組んだ事業の説明をということでございます。

いずれにしても一生懸命取り組んではおりますが、特に企画事業の中だと申されますと、やはり人口減少と、それから前回の国勢調査のときに未婚率が県下でもワーストと言われました男性8位、女性2位ということで、少子化対策にもつながってくるということがございましたので、婚活の企画事業と、それから地方創生事業のシティプロモーション事業、委託事業ではこの2つを頑張って取り組んだと考えております。

地方創生では、行政だけの力では何ともならないというところから、住民とか地域の組織と協働して事業をするということを前提にしてあるものですから、企画事業ばかりでなく、協働事業にもかなり力を入れて取り組んでいるところでございます。

婚活事業につきましては、委託事業となっております。これにつきましては、地域のまちおこし実行委員会ですとか縁結びコーディネーターの方、団体サポーター、それから一般社団法人のまちラボ、そういったいろいろな組織と手を組みまして、婚活の男女の交流の場を設けております。

まず、出会いサポーターの支援事業といたしまして、結婚フォーラムの開催ですとか独身男女の交流の場づくりと、それから縁結びコーディネーターによる定期結婚相談、美浜町交流拠点ハウスにて定期的に結婚相談も始めましたということで取り組んでおります。

それと、婚活支援イベントの開催と申しまして2回ほどイベントを行っております。恒例の野間の花火大会での宿泊編と、町内の旅館と美浜町の恋美豚という豚のお肉を使った調理実習の場面で交流を図ってしまして、昨年の実績ですと、野間の花火大会で1組無事成婚しているという実績がございます。これにつきましては、地域少子化対策重点推進交付金という36万3,000円の2分の1の補助金を歳入でいただいている形になっております。

それと、シティプロモーションでございますけれども、こちら、町内の方も美浜町の魅力のあるまちをもう一度再認識していただくとともに定住促進につなげようということで、みはまデイズ等々委託事業としまして、エヌ・エフ・ユーに委託をして頑張っているところでございます。昨年につきましては、VOL. 5、6と移住ですとかそういったものについての特集を組み25カ所配付をしまして、もっと欲しいということでこちらにもリクエストが届いている状況になっております。

そのほかにも、みはまデイズのSNSですとか動画・ウェブサイトでも配信してまして、最近ではございますが、移住についての電話のお問い合わせ等々も少しずつですが膨らんでいるということで、頑張っているところでございます。

次に、18節の備品購入費についてでございます。

87ページの公用車でございますが、備品購入は町内の巡回ミニバスの更新でございます。大体3年から4年に1台ずつ更新をしております。30年度につきましては西部コースを走っている巡回バスの更新を行っております。3年ぐらいで更新をいたしますと下取り価格もいいということと、それから36万キロ走行しておりますので、そういったものを見きわめまして3年から4年で公用車として巡回ミニバスを更新しているということで、252万円を消費しているところでございます。

○総務課長（夏目 勉君）

先ほど公用車ということで、今、企画課長から87ページは御説明させていただきましたが、77ページの公用車管理事業ということで公用車が何台あるかという御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

平成30年度末現在で公用車が45台ございます。そのうちの総務課の管理しているものが34台。ですので、差し引き11台はそれぞれの担当課で所管をしているということで、先ほど企画課長からも答弁がございました巡回ミ

ニバスの購入等につきましては担当課で行っているというものでございます。

あと、基金積立事業の内容はという御質問がございました。この事業ですが、地方財政法第7条の規定がございます。こちらで前年度決算の剰余金の2分の1以上を基金等に積み立てなければならないという規定がございます。その規定に基づきまして積み立てる事業でございます。平成30年度につきましては、財政調整基金の積立金1億33万7,296円を初めとしまして、合計3億4,225万5,662円の積み立てを行ったものでございます。

○防災課長（小島康資君）

それでは、決算書87ページにあります10目防犯対策費、防犯対策事業について説明をさせていただきます。

担当は全ての事業に対して一生懸命取り組んでおりますが、強いて挙げるということであれば、11節需用費における光熱水費が705万1,362円、これは町内の防犯灯の電気代、そして修繕料としまして813万6,384円、こちらは防犯灯の球切れの交換修繕及びLEDへの交換修繕で支出させていただいております。

また、15節の工事請負費におきましては、防犯灯の新設として30年度は12基で32万6,853円、また、河和駅駐輪場の防犯カメラのレンタルをやめて購入しておりますので、こちらが38万3,400円を支出させていただきました。

○税務課長（茶谷昇司君）

決算書93ページ、知多地方税滞納整理機構負担金について御説明させていただきます。

知多地方税滞納整理機構負担金30万円でございますが、滞納整理機構の運営に使われるものでございまして、前年度繰越金の状況で金額の変動がございます。30年度におきましては対前年比マイナス5万円でございます。

では、滞納整理機構の収支内訳を説明させていただきます。

収入としまして、負担金が5市5町各30万円ずつでございますので全部で300万円、雑入はゼロ円、前年度繰越金が136万7,913円ありまして、合計436万7,913円でした。支出につきましては、物品購入費、燃料費、通信運搬費、物品借入費、雑費の合計343万3,958円で、今年度への繰越金が93万3,955円ということでございます。ちなみに、今年度の負担金も30万円となっております。

それで、先ほど出ました昨年度できなかったこと、次年度の教訓にしてはということでございますが、できたことをまず御紹介させていただきますと、昨年度95名、金額にしまして3,781万6,413円を機構に引き継ぎまして、88名の方から2,971万7,477円を徴収いたしました。

できなかったこととしましては、残りの7名の方の800万円ほどが徴収できなかったということになりますが、申しわけありません、このできなかった理由というのが今ちょっとデータがございませんので、また後ほど御回答させていただきたいと思います。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

知多厚生病院の運営費補助金の説明をさせていただきたいと思います。

決算書131ページの19節負担金、補助及び交付金であります。そこの一番下の知多厚生病院運営費補助金ということでございますが、知多厚生病院は知多南部地域における第2次救急医療施設であるということと、医療法第31条に規定される公的医療機関であるということ、この地域の安定した救急医療の確保を図るために、救急医療に関する経費に対して美浜町と南知多町の両町で同額の補助金の交付を行っているというものでございます。

この中で公的医療機関というものは、医療法の第31条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示の規定に基づきまして厚生労働大臣が定めた施設ということでございます。厚生連の医療機関はこの開設者の中に含まれておりますので、よって知多厚生病院は公的医療機関であるということでございます。

そして、金額の算定の基礎となる基準でございますが、救急専用病床または優先病床1床に対して169万7,000

円、これを4床分、合計で678万8,000円、そして1医療機関で3,290万円、2つを合計しました3,968万8,000円、この金額を美浜町と南知多町で折半しまして、1,984万4,000円をそれぞれ負担しているというものでございます。

○6番（鈴木美代子君）

109ページの保養施設利用助成事業について通告しましたが、この保養施設の助成枚数については、私が議員になったころは3枚でした。それがだんだん減ってきたわけですが、もちろん予算の加減だと思いますが、保養施設について枚数を減らしてもきちっと目的は達成できたかどうかお聞きしたいと思います。それから、この1年で3枚にする一応検討はしたかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、121ページのごみ回収業務委託料についてももう一度説明してください。

それから、浄化槽の整備事業の説明をもう一度してください。浄化槽については、美浜で計画を立てて合併浄化槽にしなければいけないということでやっていると思うのですが、それがどの程度達成できたかお伺いします。

○福祉課長（高橋ふじ美君）

保養施設の利用助成をして目的を達成できましたかというお話だったと思います。利用率は50%を切っておりまして、今年度46.5%でございました。こちらは、この事業自身が高齢者の健康増進と外出支援を目的としておりまして、まず4月当初にはがきにて券を2枚、印刷されたものをお送りしているものですから、皆さんに周知はできていることと思っておりますけれども、外出支援で目的としておりますが、この二、三年経過を見ているのですけれども、限られた方の利用となっております、2枚使った方が約95%ぐらいで、1枚の方は残りの5%ぐらい。実際にこの二、三年同じような方が使っている。地区も大体同じです。ですから、実際にこの事業が外出支援と限られた方のみとなっているものですから、公平性を考えると、まだ実際にはそれだけの目的達成まではいっていないかなと思っております。

ですけれども、今検討を3枚にしましたかということでしたが、3枚から2枚になったのも、タクシーの利用を始めたことで、財源に限りがありますのでそちらを優先したということがあります。ですから、今回、年度途中ですから検討ということはできていませんけれども、今年度、高齢者の方の意向をアンケート調査しようと思っていまして今準備中でして、来年度予算編成時期に少し検討もしたいと思っておりますが、実際にこれをまたもとどおりの3枚にするということはなかなか考えにくいかなと。今、外出支援、買い物ですね。巡回バスなどを増便しまして何とか高齢者の利用を図っておりますけれども、バスの利用とあわせタクシーの利用も進めたいと思っておりますので、こちらは検討を今のところしておりません。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

続きまして、決算書の121ページ、13節委託料の4段目になりますごみ回収業務委託料182万7,341円でございますが、これは町内6カ所の保育所におけるごみの回収に係る経費でございます。可燃ごみは週に2回、不燃ごみは月に2回の収集を委託しておるものでございます。

○環境課長（藪井幹久君）

決算書の139ページ、浄化槽整備事業について御説明させていただきます。

この事業につきましては、皆さんも御存じのとおり、合併処理浄化槽の設置について補助して推進していくというものでございます。効果といいますか実績といたしましては、主要施策の成果並びに実績報告書の114ページにございまして、合計では昨年度、平成30年度は75基でございます。ちなみに、この中で事業所につきましては5基となっております。5人槽の中の4基分及び7人槽の中の1基分が事業所でございます。

平成元年度から補助をしておりまして、合計では、主要施策のほうにも書いてありますように1,654基補助を

しているということでございまして、さらに本年度、令和元年度からは補助を拡大しているという状況でございます。

○6番（鈴木美代子君）

今、ごみ回収業務委託料を保育所の分だけの説明があったのですが、委託しているところはどこですか。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

東部と西部で分かれておりまして、東部がクリーンサービス知多さん、それから西部がシービックさん、その2社で分かれて回収を委託しております。

○議長（大岩 靖君）

他に質疑ありませんか。山本議員。

○5番（山本辰見君）

私は、決算書というよりも主要施策の資料のほうで指摘いたします。

48ページ、49ページの滞納税の収納について、対前年比で少し努力されたと思うのですが、どのような努力をして若干収納率が改善されたのか、お聞きしたいと思います。

それから、先ほど滞納整理機構のことについてもありましたけれども、実は今年度、31年度で終わるということを知っていますが、その確認も含めて、いわゆる職員の研修ということを出してやってきたわけですが、どのような形で生かしてきたのか、そういうこともお聞かせください。

それから、同じ資料の100ページに、定期予防接種の中でとりわけ一番下のほうの高齢者インフルエンザあるいは高齢者肺炎球菌ワクチン、これまでも指摘したのですが、当然高年齢の方ですから、行きたくても行けない方も含めてですが、どのようなPRというか努力をしてきたのか、お聞きしたいと思います。

○税務課長（茶谷昇司君）

滞納分の税の収納について、対前年比収納率が若干改善しているが、どのような努力がされたのかについてでございます。これにつきましては、特にこれといった特別なことはやっておりませんが、強いて挙げるならば、町外の方の財産調査を今まで以上に行ったということでございます。そのことが今回の決算数値に反映したのかなということを考えております。つきましては、今後も引き続き収納未済額の縮減に向け職務を遂行してまいりたいと思います。

次に、滞納整理機構での成果と課題などについて、今年度終了と聞いているが、町の税徴収に生かせることは何かについてでございます。

知多地方税滞納整理機構につきましては、税の収入未済額の縮減を図るため、県と市町村が連携して積極的な滞納整理を行うことを目的に平成23年4月に設立をしております。参加市町は知多5市5町全ての市町村となっております。機構の設置期間につきましては、当初3年間という期間でしたが、参加市町からの強い要望により2回延長して今年度に至っております。そうした中で、本年2月に県の税務課から当初の目的は達成したとの考えによりまして、今年度をもって廃止する旨が示されたところでございます。

滞納整理機構での成果としましては、過去5年間においても徴収率70%以上の実績がありまして、4,000万円以上徴収した年もございました。平成30年度におきましては、先ほど鈴木議員にも御報告しましたとおり、88人の方から2,971万7,000円を徴収しております。徴収率は78.6%でございました。

町職員では、今年度派遣している職員も含め、これまで7名が滞納整理機構で徴収事務に従事しております。そのうち、現在税務課にて3名を配属しております。日々ここで学んだ徴収技術やノウハウ等を生かし、職務に当たっているところでございます。

これまでにこれといった課題はございませんでしたが、来年度以降、県からの支援はいただけるものの、これまでのような機構のネームバリュー、効果、徴収実績が保てるのかが課題と考えております。現在、知多5市5町におきまして今後の協力体制につきまして検討しているところでございます。方針が決まり次第議員の皆様方に御報告させていただきたいと考えております。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

主要施策の100ページ、予防接種事業の（1）定期予防接種のうち、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌ワクチンについて、接種率を高めるためのPR、具体的な努力をしたのかということでございますが、まず、広報みはまでの周知をしております。それから、各地域で開催されておりますサロン活動に私どもの保健師が直接出向きまして、予防接種の効果を説明するとともに受診の勧奨を行っております。

肺炎球菌の肺炎は、成人肺炎の大体25から40%を占めると言われております。特に高齢者での重篤化が問題となっておりまして。予防接種の効果としましては、肺炎による死亡のリスクを軽減させるということでございます。そして、インフルエンザとの同時の接種において肺炎のリスクを軽減させるということ、それから医療費の抑制の効果がございますので、その点についても保健師から啓発の活動、サロンにおいての受診の勧奨を行っているということでございます。

○議長（大岩 靖君）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。

以上で1款から4款までの質疑を終わります。

ここで休憩とします。再開を10時40分とします。

〔午前10時23分 休憩〕

〔午前10時40分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

会議を再開いたします。

○税務課長（茶谷昇司君）

先ほど鈴木美代子議員の御質問の知多地方税滞納整理機構負担金の中で、できなかったこと、次年度の教訓にしてはという御質問の中で、7名の方、800万円ほどが徴収できなかったと御回答させていただきました。その理由につきまして確認しましたところ、現在折衝中のところ、あと約束を守られなかった方と、会社がなくなってしまっで行方不明になってしまったというのもございますが、中には、御家族で滞納になってしまっ分納されて順番に納めていただいている方で、たまたまお一人の方が全く納付がなかったという状況もございましたので、御報告させていただきます。

○議長（大岩 靖君）

次に、歳出の5款から8款まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○5番（山本辰見君）

6款の主要施策の133ページでお願いしたいと。林業費の中で森林病虫害防除業務、いわゆる松くい虫の対策をやっておるのですけれども、率直に私、若松にはほとんど松の木もなくなっている。小野浦に、皆さん花火のときに見られたときに思うのですけれども、実は防除はやっているのですが、もう結構大きな木、直径で50センチ

チぐらいの木が1本もう真っ赤になっていますし、あと四、五本枯れ出しております。努力はしてみえると思うのですけれども、効果があったのか非常に疑問です。

ことしからですから成果はこれからでしょうけれども、散布ではなくて直接木に注入する方法に変えているということですから、それらも、例えばほかでこういう成果があったので変えたということがあれば教えていただきたいと思います。

それから、次のページの水産業費の中でアサリの稚貝放流でございますけれども、去年は美浜町漁協だけでした。東側だけでした。なので、ずっとこれまで努力してきた西海岸、野間漁協のほうは全町で配慮すべきではなかったのかと。特にことしは少しだけ、河口付近一部かもしれませんけれども、回復の兆しが見えてきた中で、野間漁協の方とどんな打ち合わせをしてくているのか、それも含めてお願いしたいと思います。

○産業課長（三枝利博君）

それでは、松くい虫の防除の関係で説明させていただきます。

もともと6月の梅雨入り前に薬剤散布は行っていたのですけれども、業者と打ち合わせしました。また、他市町の状況を検討した結果、やはり薬剤散布より効果の高い樹幹への薬剤注入を、先ほど議員もおっしゃいましたが、今年度から実施する予定であります。時期につきましては冬がいいということなので1月か2月を予定しております。業者によりますと、薬剤散布ですと枯れない確率が70%以上、樹幹注入ですと90%以上ということですので、そちらで今年度、対応していきたいと思っております。

続きまして、美浜町漁協だけじゃないかという話だったのですけれども、実は、アサリの稚貝放流につきましては年度当初、両漁協とも申請をいただいております。実施する予定で進めておったのですけれども、実は野間漁協より、愛知県の推奨する稚貝が入手不可能だということで補助事業の中止の変更承認申請をいただきまして、30年度につきましては実施しなかったということです。

○5番（山本辰見君）

それは、今まで多分アサリの稚貝、六条干潟といったのですでしたか、豊橋の入り口だと思ったのですけれども、その稚貝が手に入らなかったということになるのでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

そのとおりです。

○議長（大岩 靖君）

他に質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木美代子君）

畜産業の振興事業についていつも毎年聞くのですけれども、畜産について、相変わらずすごい養鶏場のにおいが大変なのです。それについて、例えば薬なんかを町で補助することを考えたことはありませんでしょうか。

次に、147ページの農業人材力強化総合支援事業の補助金が1,000万円ぐらいあるのかな、これ。これについて少し詳しく説明してください。大切な町民の税金ですので、有効に使ったかどうかお聞きしたいと思います。

それから、149ページの農業用の施設維持修繕事業ですけれども、この中で農業の施設、草刈り作業委託料とあるのです。例えば農業の施設だけではなくて草刈りは大変なのですけれども、これはどのように草刈りのお金を使っているか、お聞きしたいと思います。

それから、工事請負費の農業の施設を維持修繕したのは、これはどこでしたか。

○産業課長（三枝利博君）

畜産事業の関係と農業人材力強化総合支援事業の補助金の説明をさせていただきます。

畜産事業につきましては、畜産団体連合会で補助金を出しておりまして、その中で、におい等もですが、も、薬剤の補助を行っております。それによって養鶏だとか養豚、あと酪農、肉牛と行っております。

続きまして、農業人材力強化総合支援事業補助金の説明をということで、これは主要施策の125ページにも書いてあります。また、先ほど歳入でもちょっと説明いたしましたが、平成24年度よりスタートしまして、農業人材力強化総合支援事業補助金ということで、農業経営が抱えている高齢化による後継者不足を解決するため、独立自営農業者に対しまして就農リスクを負っている新規就農時経営を支援する国の施策で、全額国からの補助事業で実施をしております。内容につきましては、9名の就農者の拡大及び耕作放棄地の解消などを図りました。

ちなみに給付金の対象は、始めてから経営が安定するまでの新規就農者で50歳未満、独立自営就農する方を対象に最大5年間支援する補助金であり、1人年額150万円を補助するものです。

○建設課長（鈴木 学君）

農業用施設維持修繕事業の13節委託料、農業用施設草刈り作業委託料についてでございますが、こちらの委託料につきましては、小野浦区、細目区、上野間区、こちらの地域にありますため池の草刈りを区に委託したものでございます。他の地区のため池の草刈りにつきましては、多面的機能支払事業により町内の農地保全組織、保全会ですけれども、こちらにため池の草刈りを機能維持ということでお願いしております。

次に、15節の工事請負費でどこかということでございますが、農業用施設維持修繕工事につきましては、農道、水路、ため池、こういった農業用施設の地元より要望のあった箇所の維持修繕工事を行ったものでございまして、場所につきましては主要施策の130、131ページにございます。滝谷地区から30年度につきましては17件事業を実施してございます。

○6番（鈴木美代子君）

今の畜産業の話ですけれども、畜産について効果はあったかどうかお聞きします。どのような。

○産業課長（三枝利博君）

においに対しては努力しているということで、効果があったと思っております。

○議長（大岩 靖君）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。以上で5款から8款までの質疑を終わります。

次に、歳出の9款から14款まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○5番（山本辰見君）

それでは、10款の教育の分野でございますけれども、主要施策の161ページに教育委員会の会合の中身があります。その中で小・中学校の教科用図書の採択についてでございますけれども、どうもこの会議のリストを見ますと1回しか開かれていないように見受けられるのですが、いわゆる採択についての現場の現職の教員さんたちへ見本誌を届けるとか見てもらうとか、そういう公開された形で幅広く関係者の意見を求めているのかどうか。

よその市町ですと、教科書採択について公開をしていると。こういう状況だということもお聞きしているのですが、傍聴などを含めて公開されているのか、確認させてください。

それから、特に学校の中での、決算の資料でいったら12の資料の中に不用額の調書というのがあると思うのですが、ずっとそこを見たときに3ページの中の学校運営事業、それから中学校の運営事業、図書館の運営事業のところで、普通ですと予算と決算と差し引きしたら予算残高が出てくるはずなのです。この3つについて

は図書館運営事業の工事請負費、それから小学校・中学校の運営事業の需用費の中の金額が、私の見間違いなのか数字の入れ間違いなのか、ちょっとそこを確認させてください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

主要施策の161ページの教育費の箇所では教育委員会の開催状況が記載してございます。御指摘のありました件につきましては、第4回目、平成30年7月26日に平成31年度の使用する小・中学校の図書の採択についての1回しかないということでございます。

現場、現職の教員への資料の提供とか幅広く関係者の意見を求めてきたかということでございますが、小・中学校の教科書図書の採択につきましては、知多教科用図書採択地区協議会委員という協議会がございまして、こちらで協議してございます。161ページの一番上の第1回目のところに、実は知多教科用図書採択地区協議会委員についてという項目があるかと思えます。この協議会につきましては、知多地区の各教育長、それから学識経験者、保護者、校長先生、教頭先生、教員の各代表者によって構成されております。本町からは山本教育長が委員になっております。7月26日の定例教育委員会の開催前の7月13日に、実は教科書採択学習会ということで、教育長のほか教育委員の皆さんにも参加していただきまして実際に教科図書の資料を確認していただいております。また、教科書の資料展示会を6月7日から7月1日までの期間を設けまして知多管内の2カ所、東海市の教育研修センター、もう一カ所は半田市の福祉文化会館で幅広く展示をしてございます。実際、教育委員の皆さん、また展示期間を設けて幅広く関係者の意見を取り入れているものと考えております。

また、知多の協議会につきましては、年に3回ほど関係者が集まっていいただきまして教育長を含めて議論させていただいております。

決算不用額調書の3ページでございます。こちらにつきましては、システムで予算額と決算額と予算残額を順に記載しているものでございます。

御指摘があった箇所につきまして、まず小学校の運営事業の需用費、それから中学校の運営事業の需用費でございます。議員おっしゃるとおりでございます。予算額から決算額を引くと普通はきれいに予算残額が出てくるものでございます。こちらにつきましては、小学校・中学校の需用費につきましては学校事務消耗品、あと燃料費、水道事業などの光熱水費、修繕費などの経費でございますが、小・中学校で直接支出する費用はあらかじめ学校配当分ということで別途学校に配当しておるものでございまして、決算不用額調書には反映されておられませんのでご理解していただきたいと思っています。システム上こういうふうに出てしまうものでございます。

なお、学校配当分を含みました決算額につきましては、決算書の193ページに小学校分、それから197ページには中学校分を掲載してございます。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

続きまして、決算不用額調書3ページの図書館運営事業、工事請負費について、予算額、決算額、予算残高の差し引きがおかしくないかということでございます。

図書館運営事業、工事請負費から11節需用費、修繕料へ48万6,000円流用しております。その流用額分につきまして差額が生じており、差し引きがこのような表記になっております。

○5番（山本辰見君）

先ほどの教科書の採択の問題、東海市と半田市で公開しているということでしたけれども、美浜町の関係者、学校の先生方にはどういう案内をしてどのくらいの方が参加したのか、つかんでみえるでしょうか。先ほど、教育長だとか校長先生たちは協議会にも参加しているということですが、現場の先生方の声をどのように吸い上げているのかというのが全く見えてこない。先生の代表がいると言いましたけれども、代表だけでいいのか

ということが一つ。

それから、先ほどの説明、全く理解できません。もう一つの不用額のところです。それだったら、例えば予算のところを分けるとか減らすとか決算額のところを括弧してとか、この表が表として成り立っていないものだから、これは小学校、中学校、図書館も同じです。何か説明ではわかるんだけれども、これを見ただけでは何も理解できないのです。もう一度お願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

まず、1点目の教科書でございます。

こちらは公開の期間を東海市と半田市で設けているということでございましたが、教員の方がどれぐらい参加しているかについては私のほうでは把握しておりません。

○総務課長（夏目 勉君）

不用額調書の関係につきましては、財政の財務会計システムからこういった書類が出てくるものですから、私のほうからお答えさせていただきます。

今、この表には予算額、決算額、予算残額ということで、どうしても今回の御指摘のところ、確かに見づらいいいいますか、わかりづらくなっております。ただ、例えば今おっしゃられるように、流用した額を今度予算額から流用後の金額に変えた場合に、確かに決算額と予算残額と合うのですが、そうしてしまうとまたほかのところでもつじつまが合わなくなってくるということもございますので、この表につきましては今後、また検討させていただきたいと思います。

○議長（大岩 靖君）

他に質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木美代子君）

今の山本議員への答えの中に、新しい教科書を見る機会を他の教師が行ったかどうかは把握していないと、それだけを答えましたけれども、それじゃなくて、山本議員が聞いたのはどういう案内をしているかということだと思うのです。教師だけではなくて私たちも、私は半田でやったのを見に行ったことがあります、そういう案内をすべきではなかったかなと思います。

191ページの適応指導教室について、30年度の実績をお伺いします。

それと、195ページの15節の工事請負費、これは小学校だと思いますが、教育施設等の工事の説明、備品購入費の管理用備品の説明をお願いします。

それから、199ページは中学校です。教育施設等の工事の説明と備品購入費で管理用の備品の説明をしてください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

まず、決算書191ページでございます。こちらの適応指導教室の実績につきましてはという内容だったかと思えます。

こちらにつきましては、主要施策の163ページでございます。一番下の8番、学校生活適応指導推進事業というものでございまして、毎週月曜日から金曜日まで、朝9時から3時まで教育相談員1名と指導員1名について相談員を当たっているものでございます。

1枚はねていただきますと、164ページに児童・生徒の推移ということで、昨年度、平成30年度につきましては小学生で3名、中学生で3名、合計6名がこちらの適応指導教室に通っていたという実績が載っておりますので、御確認をお願いしたいと思っています。

続きまして、決算書の195ページでございます。こちらにつきまして御指摘がありましたのが、小学校の施設整備事業の工事請負費の教育施設事業の工事についてでございました。こちらの内容について説明をさせていただきます。

主要施策の167ページをごらんください。

こちらのほうに、主な営繕事業ということで50万円以上の主な工事について記載がございます。各小学校、布土小学校から上野間小学校まで各50万円以上の工事について記載がございます。

同じく、決算書の195ページの備品購入費でございます。こちらの内訳につきましては、主要施策の168ページでございます。上段のほうに備品購入費が載っておりまして、こちらの決算書に載っている162万円につきましては、備品購入費のうち、河和小学校、野間中学校の牛乳保冷庫の更新事業が該当するものでございます。

続きまして、決算書の199ページでございます。こちらは中学校の施設整備事業に係るもので、工事請負費の教育施設工事の内容でございます。こちらは、主要施策の169ページに主な営繕事業ということで修繕関係50万円以上の一覧、両中学校の分が載っております。また、備品購入費でございます。中学校の備品購入費につきましては、169ページの下段、河和中学校の美術用の机、椅子更新でございます。

○議長（大岩 靖君）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第1号の質疑を終わります。

次に、認定第2号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第2号の質疑を終わります。

次に、認定第3号 平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第3号の質疑を終わります。

次に、認定第4号 平成30年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号 平成30年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第5号の質疑を終わります。

次に、認定第6号 平成30年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第6号の質疑を終わります。

次に、認定第7号 平成30年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第7号の質疑を終わります。

以上7件の認定議案については、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、9月11日から9月17日までの7日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、9月11日から9月17日までの7日間を休会することに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る9月18日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前11時09分 散会〕

令和元年 9 月 18 日（水曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 5 号）

令和元年 9 月 18 日（水曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 5 号）

- 日程第 1 議案第 41 号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 42 号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例について
議案第 43 号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
議案第 44 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
議案第 45 号 美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 46 号 美浜町税条例の一部を改正する条例について
議案第 47 号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第 48 号 美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

〔総務産業常任委員長 報告〕

- 日程第 2 議案第 49 号 美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 50 号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

〔文教厚生常任委員長 報告〕

- 日程第 3 議案第 51 号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第 2 号）

〔各担当常任委員長 報告〕

- 日程第 4 議案第 52 号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

〔文教厚生常任委員長 報告〕

- 日程第 5 認定第 1 号 平成 30 年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

〔各担当常任委員長 報告〕

- 日程第 6 認定第 2 号 平成 30 年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号 平成 30 年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号 平成 30 年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

〔文教厚生常任委員長 報告〕

- 日程第 7 認定第 5 号 平成 30 年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号 平成 30 年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7 号 平成 30 年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

〔総務産業常任委員長 報告〕

- 日程第 8 議員派遣の件について

- 日程第 9 議会閉会中の継続審査・調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 から日程第 7 までの各事件

- 追加日程第 1 報告第 4 号 専決処分事項の報告について

- 議案第 53 号 美浜町運動公園の整備事業（工事等）に関する平成 30 年度委託業務協定書の一部を

変更する協定書の締結について

議案第54号 美浜町総合公園の整備事業（工事等）に関する平成30年度委託業務協定書の一部を
変更する協定書の締結について

日程第8から日程第9までの各事件

追加日程第2 発議第4号 美浜町長に対する辞職勧告決議について

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	石田秀夫君	2番	森川元晴君
3番	杉浦剛君	4番	山本辰見君
5番	鈴木美代子君	6番	廣澤毅君
7番	大寄暁美君	8番	中須賀敬君
9番	横田貴次君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	横田全博君
13番	野田増男君	14番	丸田博雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町長	齋藤宏一君	副町長	永田哲弥君
教育長	山本敬君	総務部長	杉本康寿君
厚生部長	八谷充則君	産業建設部長	石川喜次君
教育部長	天木孝利君	総務課長	夏目勉君
秘書課長	中村裕之君	企画課長	磯貝尚美君
防災課長	小島康資君	税務課長	茶谷昇司君
住民課長	茶谷佳宏君	福祉課長	高橋ふじ美君
健康・子育て課長	宮崎典人君	環境課長	藪井幹久君
産業課長	三枝利博君	建設課長	鈴木学君
都市整備課長	宮原佳伸君	水道課長	夏目明房君
会計管理者	久綱勇君	学校教育課長	近藤淳広君
生涯学習課長	谷川雅啓君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	日比郁夫君	局長補佐兼 議会係長	山下美幸君
--------	-------	---------------	-------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

9月に入り、防災という言葉をよく耳にします。先週も関東方面に台風が上陸し、今なお停電などによる災害が発生しております。美浜町にもそのような災害が起こらないように祈るばかりですが、被害に遭った地区の皆様方には、一日も早い復旧を望むばかりであります。

美浜町におきましては、先週、今週に各地区で敬老会等が予定されております。私事ではありますが、8年ほど前、私も地区の区会議員を受け、毎回敬老会に出席させていただいております。その都度顔を合わせる高齢者の御婦人がみえます。毎年その方に何か会えるのがすごく楽しみなようで、本当に皆さん元気で生き生きとした、そんなこの町に住んでいただける、そんな町を目指して我々も進めてまいりたいと思います。

また、今週末には美浜町におきましてデサントレディース東海クラシックゴルフ大会が開催されようとしております。今回は50回大会という記念大会で、今メディアでも取り沙汰されていますかなり有名な女子プロの方も出場されるということで、大変楽しみにしております。全国からこの美浜町にいろいろな方が見え、美浜のいいところをよく知っていただくためにも、大成功におさまることを心からお祈りしております。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

会派構成員の異動に伴い、美浜町議会会議規則第3条第3項の規定により、議長において議席の変更を行いました。変更した議席は、ただいま着席のとおりであります。

なお、変更した議席表は、お手元に配付のとおりであります。

本日の会議に、美浜町議会の傍聴に関する規則に基づき、申請者に対し写真の撮影、録音の許可をしました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第41号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから

議案第48号 美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてまで8件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第1、議案第41号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第48号 美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上8件を一括議題とします。

以上8件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 横田全博君 登壇〕

○総務産業常任委員長（横田全博君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る9月11日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席のもと、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について、会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第41号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第48号 美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてまでの8議案につきまして、審査、採決の結果、議案第46号については賛成多数により、7議案につきましては全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

議案第41号の審査において、施行日が2つある理由はとの質疑があり、まず一つは、成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備ということで一括整備法の施行日が12月14日となり、成年被後見人等の失職規定を変えるというもので、次に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、地方公務員法の一部改正に伴う会計年度任用職員制度は令和2年4月1日から施行となるためとの答弁がありました。

議案第42号においては、質疑はありませんでした。

また、議案第43号の審議において、最低賃金との関係はとの質疑があり、給与表の金額を時間単価に換算し、最低賃金を下回らないようにするというので、条例に最低賃金を下回った場合はそれ以上に上げることを定めるとの答弁がありました。

また、議案第44号の審議において、国の法改正の趣旨はとの質疑があり、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応するため、臨時・非常勤職員が増加しているが、その任用制度が全国的に法の趣旨に沿わない運用が見られることなどから、現行の非常勤職員の整理とか責任を明確にして雇用を行うなど、会計年度任用職員制度に移行を行うものとの答弁がありました。

議案第45号においては、質疑はありませんでした。

また、議案第46号の審議において、今回の改正により住民に負担となる点と軽減される点はとの質疑があり、軽減がほとんどであるが、強いて負担がふえるといえ、第2条の軽自動車税の種別割の税率の特例で、令和4年度及び令和5年度のグリーン化特例を電気軽自動車、天然ガス軽自動車に限ったこととの答弁があり、また、なぜ令和4年度、5年度と先のことを今決めておくのかとの質疑があり、税条例の改正は未来施行のものが多く、負担をお願いするものであらかじめ周知することが必要であるとの答弁がありました。

議案第47号、議案第48号においては、質疑はありませんでした。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第41号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第41号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第42号 美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第43号 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番 山本議員。

○4番（山本辰見君）

4番 山本です。前と番号が変わったので、もしかして間違っているかもしれませんが、気をつけます。

ただいま提起されております議案第44号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、反対の立場で討論します。

いわゆる関係条例がたくさんあるわけです。この中の美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。第5条で、『第7条第2項中「育児休業している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える』とあります。この内容は、正規職員は育児休業を利用していても基準を満たしていれば勤勉手当を支給するとなっていたものを、会計年度職員に限っては除外する、支給しなくてもいいという中身であります。

今度の国が行った両方の法律の改正の趣旨は、広く国民から要求のあった、いわゆる同一労働同一賃金という考え方を国が遅くでありますけれども取り入れたものであり、今回の国の法改正には、育児休業をとった場合、会計年度職員には勤勉手当を支給しなくてもいいとはうたっておりません。

この件に関して、先ほど常任委員長から質疑とか討論がなかったということですが、実は常任委員会の質疑、討論の際には気づきませんでした。後で見直したときにこの項目がどうしても問題だと、このことを指摘して、正規職員と会計年度職員を差別するような形の条例改正については反対討論とさせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第44号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第45号 美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番 山本議員。

○4番（山本辰見君）

ただいま提起されております議案第46号 美浜町税条例の一部を改正する条例について、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論します。

この中の第1条に関してはおおむね了解するところでもあります。附則の軽自動車税に関係するところは、いかにも環境を重視するような形式をとっていますが、この問題、以前にも指摘した、古い車は時が来たら早く乗りかえなさいという自動車メーカーを支援するような形であります。町内では、特に農業や漁業者で軽トラックを利用されている皆さんは丁寧に整備し、長く利用していただいております。それを足蹴にするような内容ともなっております。

また、第2条の附則第16条については、先ほど総務の委員長からも説明があったように、令和4年度、令和5年度分のグリーン化特例は対象を電気軽自動車、天然ガス軽自動車に限るとなっており、一般の軽トラックを利用している方たちに関してはむしろ助けにはなっておりません。このことを指摘して反対討論とさせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第46号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第47号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第48号 美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第50号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてまで2件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第2、議案第49号 美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第50号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

おはようございます。それでは、御報告申し上げます。

文教厚生常任委員会は、去る9月12日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席のもと、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について、会議を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第49号 美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第50号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの2議案につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

議案第49号の審査において、条例の一部改正により具体的にどのように変わるのかとの質疑があり、住民基本台帳法施行令の改正に伴い、住民票では氏の名の後ろに括弧書きで旧氏を表示するようになる、印鑑証明についても同様の対応ができるように条例改正を行うもので、申請をされた方に限り併記できるようにするとの答弁がありました。

議案第50号の審査においては、質疑はありませんでした。

なお、2議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第49号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第49号 美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第50号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第51号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第2号）

○議長（大岩 靖君）

日程第3、議案第51号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 横田全博君 登壇〕

○総務産業常任委員長（横田全博君）

御報告します。

ただいま議題となりました議案第51号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

それでは、御報告申し上げます。

ただいま議題となりました議案第51号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

歳入において、障害者自立支援給付費負担金、障害者総合支援事業費補助金、循環型社会形成推進交付金の説明をとの質疑があり、障害者自立支援給付費負担金は平成30年度障害児・者の障害福祉サービス費の精算に伴う国からの追加交付金で、昨年度9月までの実績と10月以降の見込額で交付金を受けているので、最終、今年度で精算、報告をし、追加交付となったもの。障害者総合支援事業費補助金は障害福祉サービスの制度改正があり、それに伴いシステム改修を行ったその委託料に対する国からの補助金、消費税の改定に伴う報酬改定などを行い、負担率2分の1、就学前の児童発達支援の無償化への対応として負担率10分の10でいただくもの。循環型社会形成推進交付金は浄化槽整備の補助金で、町が補助金として交付したおおむね3分の1程度の額を国から交付されるものとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第51号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第52号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（大岩 靖君）

日程第4、議案第52号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

それでは、御報告申し上げます。

ただいま議題となりました議案第52号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で御報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第52号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、文教厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 認定第1号 平成30年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（大岩 靖君）

日程第5、認定第1号 平成30年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 横田全博君 登壇〕

○総務産業常任委員長（横田全博君）

御報告します。

ただいま議題となりました認定第1号 平成30年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により認定することに決定いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

歳出、2 款総務費において、みはま地域大学拠点運営費負担金はこの質疑があり、町の間支援団体の活動支援で交流拠点での運営に係るもの、生活の悩み相談、住民ニーズのマッチング事業、ちゃぶ台ミーティング、ちゃぶ台学習会、交流会、ホームページ、フェイスブック、ちゃぶレターでの活動内容周知等のつなぐ事業を行っているとの答弁がありました。

また、あすチャレ！スクール実施負担金はこの質疑があり、2020年東京パラリンピック競技大会を見据え、小学校、高校にパラアスリートを派遣し、スポーツ体験を通じ障害について考え、共生社会を知ってもらうため、体験型授業を行ったとの答弁がありました。

6 款農林水産業費においては、町民の森整備委託料の内容はこの質疑があり、町民の森の散策路の整備を行ったとの答弁がありました。

また、竹林等活用事業補助金で事業転換について検討したかとの質疑があり、竹炭研究会と若竹を使ったメンマの試作を行い、特産品開発中であるとの答弁がありました。

7 款商工費においては、食と健康の館指定管理委託料で新規事業の検討はあるかとの質疑があり、町からの提案を地元区と協議中で、今後の展開として、イチゴ狩りや製塩事業の拡大等を検討しているとの答弁がありました。

8 款土木費においては、空家等対策計画補助金の実績はこの質疑があり、平成30年度の実績は4件であり、要綱では面積の違いで補助金を区別している。実績は小野浦地区3件、野間地区1件で、野間地区で耐震診断重点PRを行ったことも効果につながった。今後も各地区ごとに該当する耐震診断が必要な皆様に通知を行っていくとの答弁がありました。

また、道路環境整備業務委託料において、道路誘導員の経費は含まれるかとの質疑があり、各区へ草刈りの依頼であり、含んでいないとの答弁がありました。

9 款消防費においては、家具転倒防止対策事業委託料の設置件数10件の効果はこの質疑があり、平成29年度は6件であり、多少利用者が多くなり周知されている。出前講座、防災訓練等で積極的なPRをしているとの答弁がありました。

歳入に関しては、質疑はありませんでした。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

それでは、御報告申し上げます。

ただいま議題となりました認定第1号 平成30年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により認定することに決定いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

歳出、3 款民生費においては、わかば園運営事業について30年度の実績をとこの質疑があり、療育はゆっくりとした成長をサポートし、その子が自立できるよう基本的な生活を毎日繰り返している。親子通所と単独通所

のクラスがあり、ともに学び、家庭でも療育効果が出るように行っているので、短期での変化は期待できない。
定員は10人で、利用者は7人であるとの答弁がありました。

また、ファミリーサポートセンター事業の実績はどうかとの質疑があり、30年度の活動状況は110回で、保育所、幼稚園の送りや習い事の援助、就労の援助等、親のかわりにサポートを行ったとの答弁がありました。

4款衛生費において、自動測定装置保守点検委託料は何を測定している装置の点検かとの質疑があり、保健センターに設置してあり、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質の測定をしているとの答弁がありました。

また、環境対策事業のうち、30年度中の埋立条例に基づく許可件数は何件で、また、リサイクル土による埋め立てをどのように考えているかとの質疑があり、4件あり、美浜町に持ち込まれている埋立土砂の大半がリサイクル土であり、環境基準等に適合しているため歯どめがきかず、多くの問題を引き起こしていると考えている。現在、先進事例を参考に町としてもリサイクル土の持ち込みをとめられるよう、条例改正を内部で検討しているとの答弁がありました。

10款教育費において、青少年を守る会補助金について使途の規定はあるか、また、今後増額を検討しているかとの質疑があり、使い方は各青少年を守る会に任せており、細かい規定はない、また、増額は考えていないとの答弁がありました。

また、私立高等学校授業料補助金の増額を検討すべきと思うがとの質疑があり、子供の数が減っている中で、わずかながらでも協力させていただいているとの答弁がありました。

歳入において、保健体育使用料のうち、都市公園施設使用料約1,000万円は利用者から徴収した使用料でよいのかとの質疑があり、総合公園体育館とグラウンド、テニスコートの使用料で、使用料条例に基づき、利用者から徴収した使用料であるとの答弁がありました。

また、社会福祉費寄附金と小学校費寄附金500万円以外の内容はとの質疑があり、社会福祉事業への寄附で福祉センターのエアコン更新に充当させていただいた。小学校費寄附金は学校で花をきれいに育ててほしいと御寄附をいただいたとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番 山本議員。

○4番（山本辰見君）

4番 山本です。

私は、ただいま議題となっております認定第1号 平成30年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論します。

最初に指摘しなければならないのは、消費税についてであります。一般会計合計で1億2,500万円、特別会計

で850万円、細かい数字は除きます、水道事業会計で296万円、全会計合計で1億3,723万円になりました。一般会計では昨年度よりも17%ふえています。全体では16%の増額でありました。

この金額は、例えば町民から要望されている事業などに投入できるならば、相当の事業が展開できる金額であります。町の一般事業、公共事業への影響もさることながら、この消費税、町内の中小工業者に与える影響ははかり知れないものがあります。法人税などの納税で苦しんでいるところへさらに消費税の負担、現在は8%ですが、御承知のように2019年10月からさらに2%上乘せさせられ、10%になる動きであります。先ほど指摘した問題が、さらに美浜町予算決算にも大きくのしかかります。国が決めた制度、法律だから、そうだから仕方がないと言っているではありません。私たちは意見書などを通じて議会からも発信しておりますけれども、ぜひ行政からも自治体いじめと言えるようなこの状況、物を申ししていくべきではないかと考えます。

消費税は、皆さん御承知のとおり最悪の累進課税で、所得の低い人ほど負担が重くのしかかります。医療費や福祉に充てられると喧伝してありますが、実態は真反対であります。年金は下げられるし、福祉の予算は減られる。一方で、防衛予算の拡大やリニア中央新幹線を初め、緊急性のない大型公共事業や大企業への支援とも言える法人税の減税につぎ込まれているのが実態であります。

それでは、歳出について幾つかの課題を指摘しておきたいと思います。

9月議会の一般質問でも、多くの議員から指摘のあった運動公園整備事業に関してであります。

昨年度は整地実施設計、URに対しての公園実施設計や建築物基本設計、工事等の整備事業が発注され、このURに対しての委託事業だけでも1億4,500万円、公園用地購入費として別途2億4,400万円がつぎ込まれました。また、総合公園整備事業のほうではURへの委託業務に5,635万8,000円、土地購入費に1,055万5,000円が投入されております。

私たちは、莫大な事業費の問題や利用予測の過大な見積もり、あるいは建築後の維持管理の課題、それから全町民への説明を繰り返し求めて指摘してきましたけれども、町民への説明をもっと丁寧にして理解を得る形で事業が進められていたならば、この4月の町長選挙の結果は少し違っていたのかなとも思います。

あわせて、この運動公園と関連する総合公園の事業、土砂の課題もあり、計画が変更され先送りとなりました。当局の担当者としては、特に土砂の問題はないんだと判断していたとの答弁が以前ありましたけれども、地元の関係者からは、ここの土砂は大丈夫なのかということは大分以前から指摘されていたはずです。当時の担当者も一定課題のある土砂が一部にあるということは理解していたんじゃないかなと思うわけです。

30年度の決算認定でございますから、今年度の取り組みについて触れることはできませんけれども、一つだけ指摘しておきたいと思います。

今後の事業展開を進めるに当たって、前提として町民にリスクについても資料を提供し、全町民の意見、意向を聞く機会をぜひ準備してください。

次に、企画事業の中の負担金補助金の中で相変わらず、例えばリニア中央新幹線建設促進期成同盟会に負担金を払っております。この工事には賛否両論ありますが、何とんでもJR東海が責任を持って自分たちだけでやると言っていた事業ですけれども、実態は国から財政投融资という形で3兆円も支援する。

さらに問題になっているのは、もう事業が一部始まっておりますけれども、長野県から岐阜県にまたがる中央アルプスを抜ける大型のトンネル工事の影響、排出される残土の処理、地下水の問題、あるいは名古屋近郊の大深度地下工事の影響など、工事そのものへの疑問が多く出されております。静岡県の一部では、この問題の方向が見えないということで事業が承認されず、中断しております。企画のほうからの説明では、ほかの自治体も参加しているからということですが、意味のない民間事業への負担金、その他の大型公共事業に関する負担

金についてもぜひやめていただきたいと思います。

次に、役場庁舎を初め、小中学校等の公共施設、教育施設の老朽化が目立ってきております。町のほうは、新規に建てかえではなく、長寿命化を基本に整備したいとのことですけれども、今、基金が公共施設整備で3億5,000万円強、また、教育施設整備では5,797万5,000円であります。基金はまだまだ少ないのではないのでしょうか。小中学校、保育所も含めて、財政面からの準備が急がれると思います。

福祉や子育ての分野ではさまざまな事業を展開し、一定の施策の前進は見られます。しかし、児童生徒の給食費において、ぎりぎり未払いとか滞納はないとしておりますけれども、ぜひ私たちは子育て支援の一環として、この給食費の補助を検討することを求めたいと思います。

国民健康保険制度について、愛知県に一本化されました。国は自治体からの一般会計からの繰り入れをやめよと、こう指導を強めておりますけれども、美浜町の国保の財政調整基金が1億400万円ほどあります。この財政調整基金の活用も含めて、今まで続けてきておる一般会計からの法定外繰り入れを継続して保険料は据え置く、さらには縮減することに努めていただきたいと思います。

美浜町として各種の事業展開に当たり、町民の意見を吸い上げ、一緒にまちづくりをと言っておりますが、大型の建設事業等については、言ってきたこととやっていることが本当に実態に見合っておりません。このことを再度指摘して、決算認定の反対討論とさせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

次に、賛成者の発言を許します。13番 野田議員。

○13番（野田増男君）

認定第1号 平成30年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてに当たり、チャレンジMIHAMAを代表し、賛成の立場から討論させていただきます。

決算認定については、年度当初の施政方針に基づき、予算執行における町運営の成果総括を行うこととなるものであります。平成30年度は、本町の将来に影響を与えるさまざまな事業展開が行われました。特に、安心・安全なまちづくりを推進するため、野間公民館の敷地内に消防詰所を新築するとともに、保育所、児童館、子育て支援センターなどの施設の柵の固定など地震対策事業を行いました。

また、建築物の耐震改修促進のため、民間木造住宅の耐震改修の補助を大幅に拡大いたしました。空き家対策についても、美浜町空家等適正管理条例のもと、防災、衛生等の生活環境改善を図ってまいっております。

都市公園整備事業では、運動公園及び総合公園整備の設計業務や土地所有者の理解を得て用地取得などを行ってまいりました。地域福祉事業としても、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、美浜町自殺対策計画を設定するとともに、難聴児支援の拡大や精神障害者のガイドブック等を製作しました。小中学校再編計画では、子供の人口減少が予測される中、単なる人口減少による統廃合ではなく、新たな構築に向けての施設の最適な配置を実現するため、学校施設個別計画を策定いたしました。

このように、安心・安全なまちづくり、土地利用計画、福祉政策及び教育政策について、今後本町が目指す方向が示され、大いに期待し、評価しております。

しかしながら、本町の財政は大変厳しい状況が続いており、地価の下落、人口減少、さらには少子高齢化の進展によるさらに厳しい状況となることが避けられない状況下であります。新たな投資を行い、まちの活性化を図っております。

繰り返しになりますが、美浜町の置かれた財政状況は非常に厳しく、また、将来に大きな影響を与える各事業の進展には、住民の皆様の御理解と御協力が必要となります。これからの課題を解決するには、限られた財源の

中での慎重な財政運営と先見性を持って不要な事業を英断を持って進めるリーダーシップにあります。そして、平成30年度の事業はそれを着実に実行している、そう評価し、この認定第1号について賛成いたします。

○議長（大岩 靖君）

他に討論ありませんか。2番 森川議員。

○2番（森川元晴君）

ただいまの認定第1号 平成30年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、我々希望の輪といたしまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本来でありますと、30年度運動公園、総合公園の整備事業に関しましては、土地の購入等疑問点がたくさんありまして反対の立場でありましたが、新しく今年度改選があり、町長もかわり、新たに改めて事業の検討、見直し等が行われていくということを期待し、また、多くの町民の人たちに納得していただける事業の進め方をしていただきたいという思いで賛成討論とさせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第1号 平成30年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は認定であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6 認定第2号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第4号 平成30年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで3件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第6、認定第2号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第4号 平成30年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

それでは、御報告申し上げます。

ただいま議題となりました認定第2号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第4号 平成30年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3議案につきましては、審査、採決の結果、いずれも全員賛成により認定することと決定いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

認定第2号において、歳入で税の収入未済額があるが、納めていない人は医療費への保険適用はないというこ

とかとの質疑があり、本町では、未納者へ保険適用をするための資格証明書は発行していない。納付相談で分納などの約束をいただきながら短期保険証を発行しているとの答弁がありました。

また、国保会計の今後の見通しはとの質疑があり、県から示されている納付金の額が変わってくるが、2から3年は同じ税率でいけるような形をとっていききたいとの答弁がありました。

認定第3号においては、質疑はありませんでした。

また、認定第4号において、認知症介護家族交流会の内容はとの質疑があり、認知症の人を抱える家族介護者がお互いに悩みを相談し、情報交換する事業をNPO法人へ委託したとの答弁がありました。

認定第2号において、国民健康保険財政調整基金残高もふえたので、税を引き下げる検討を要望し、賛成するとの賛成討論がありました。

なお、認定第3号、認定第4号では、討論はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第2号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第2号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第3号 平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第4号 平成30年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7 認定第5号 平成30年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第7号 平成30年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで3件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第7、認定第5号 平成30年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成30年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 横田全博君 登壇〕

○総務産業常任委員長（横田全博君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第5号 平成30年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成30年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの3議案につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により認定することに決定いたしました。

なお、認定第5号において、土地購入に関し、計画的な土地購入はあるかとの質疑があり、今のところ具体的なものはないとの答弁がありました。

認定第6号においては、これまで年2,000万円程度の一般会計繰入金を受け入れ運営しているが、機械の老朽化が進んでおり、整備方針検討で今の施設を改善できる提案はあったかとの質疑があり、今後、施設の維持管理費が毎年どれほど必要になるかとの検討である。また、施設はかなり老朽化しており、数年前に機能強化対策で一部施設を改修等はしているが、全て修理するには多額の費用が必要となり、機能が確保できるすれすれの状態となっている。今後、合併浄化槽との維持管理費の比較検討を行うことになるが、小野浦地区の集落排水処理施設の整備費は約7億円で、その1割を受益者等が負担している。当時、小野浦区がその多くを負担し、整備ができた。今後、異なる処理方式に変更する場合、小野浦地区が観光地であり、町の方針で実施した経緯も含め、維持管理費の理由だけで処理方式を変えることは難しく、変更が必要であれば区と相談し、了解を得たい。平成30年、31年度で実施している調査はこれらを検討するため、処理方式の変更は簡単ではないことを理解していたきたいとの答弁がありました。

また、現在の機械は修理を繰り返しているが、更新に相当な費用がかかる。あと何年ぐらい使えるかとの質疑があり、施設を耐用年数の経過で更新することは無理であるが、必要に応じ修理を行いながら維持していく。小野浦地区人口は300人ほどだが、観光客等も考慮した970人槽であり、大きな負担となっている。今後、浄化槽に切りかえる場合には店舗等は大きな合併浄化槽が必要となり、方針変更も伴うため町も負担する必要がある、多くの課題があるとの答弁がありました。

認定第7号においては、基本的な耐震化の進捗率はとの質疑があり、重要給水管は平成25年度から実施している。全体計画では事業費10億円の工事であり、今までに3億円程度を補助事業で実施している。並行して区画整理地区の老朽管更新も行う必要があり、施設維持のため計画的に実施していくとの答弁がありました。

なお、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第5号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第5号 平成30年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第6号 平成30年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第7号 平成30年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

ここで暫時休憩します。

〔午前10時24分 休憩〕

〔午前10時25分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から、報告第4号 専決処分事項の報告についてから議案第54号 美浜町総合公園の整備事業（工事等）に関する平成30年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてまで、以上3件の議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、報告第4号 専決処分事項の報告についてから議案第54号 美浜町総合公園の整備事業（工事等）に関する平成30年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてまで、以上3件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第1 報告第4号 専決処分事項の報告についてから

議案第54号 美浜町総合公園の整備事業（工事等）に関する平成30年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてまで3件一括

○議長（大岩 靖君）

追加日程第1、報告第4号 専決処分事項の報告についてから議案第54号 美浜町総合公園の整備事業（工事等）に関する平成30年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

それでは、私のほうから追加上程について報告させていただきます。

本日追加上程いたしますのは、報告第4号 専決処分事項の報告についてを初め3件でございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、報告第4号 専決処分事項の報告についてでございますが、去る7月22日月曜日、午後4時30分ごろ、美浜町大字豊丘字棟ノ端清水地内におきまして、町道矢梨・切山・初神線を美浜町方面から南知多町方面へ軽自動車で行く途中、道路にあいた穴にタイヤがはまり右側前輪がパンクする事故が発生いたしました。この事故に関しまして、双方で話し合いを行った結果、示談が成立しまして、損害賠償金として修理費用の5割、4,158円を町が支払うことで協議が調いました。よって、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額及び和解について9月5日付で専決処分をさせていただきました。同条第2項の規定に基づき議会に御報告申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から全額支払われることになっております。

次に、議案第53号 美浜町運動公園の整備事業（工事等）に関する平成30年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてでございますが、昨年度から繰り越しをして実施しておりました事業の費用が確定いたしましたので、お手元の資料のとおり、去る9月10日に変更仮協定を締結いたしました。

本協定を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

事業費は、1億3,531万4,280円から673万3,800円減額し、1億2,858万480円に変更するものでございます。

次に、議案第54号 美浜町総合公園の整備事業（工事等）に関する平成30年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてでございますが、運動公園同様、昨年度から繰り越しをして実施しておりました事業の費用が確定いたしましたので、お手元の資料のとおり、去る9月10日に変更仮協定を締結いたしました。

本協定を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

事業費は、9,047万9,160円から2,743万3,080円を減額し、6,304万6,080円に変更するものでございます。

私からの提案理由の説明は以上でございます。

なお、議案第53号及び議案第54号の詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、慎重御審議いただき、お認めをくださいますようお願い申し上げます。

〔降壇〕

○産業建設部長（石川喜次君）

それでは、議案第53号 美浜町運動公園の整備事業（工事等）に関する平成30年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結について御説明いたします。

平成30年度協定書につきましては、昨年の9月議会で議決をいただき締結いたしまして、本年度にわたって運動公園整備事業を実施してまいりました。今月中に施工中の工事が完了し、平成30年度の業務が完了する見込みとなりましたので、事業費を確定し、協定書を変更するものでございます。

本変更協定を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

資料1をごらんください。

仮協定書第1条で、費用について1億3,531万4,280円を673万3,800円減額し、1億2,858万480円に改めると規定しております。

また、第2条で、別記3、事業費の内訳について改正しております。裏面で事業費の内訳の変更についてお示ししております。

主な変更の理由といたしましては、業務の入札結果による減額でございます。

議決をいただいた後、この仮協定は本協定となりますので、変更協定に基づき、本町と都市再生機構において精算を行うものでございます。

次に、議案第54号 美浜町総合公園の整備事業（工事等）に関する平成30年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結について御説明いたします。

平成30年度協定書につきましては、昨年の9月議会で議決をいただき締結をいたしまして、本年度にわたって総合公園整備事業を実施してまいりました。今月中に施工中の工事が完了し、平成30年度業務が完了する見込みとなりましたので、事業費を確定し、協定書を変更するものでございます。

本変更協定を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

資料2をごらんください。

仮協定書第1条で、費用について9,047万9,160円を2,743万3,080円減額し、6,304万6,080円に改めると規定しております。

また、第2条で、別記3、事業費の内訳について改正しております。裏面で事業費の内訳についてお示ししております。

主な変更理由としましては、業務の入札結果による減額でございます。

議決をいただいた後、この仮協定は本協定となりますので、変更協定に基づき、本町と都市再生機構において精算を行うものでございます。

議案第53号及び第54号の説明は以上でございます。

○議長（大岩 靖君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開時間は追って放送でお知らせします。

〔午前10時40分 休憩〕

〔午前11時15分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、順次議事を進めてまいります。

初めに、議案第53号 美浜町運動公園の整備事業（工事等）に関する平成30年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番 横田議員。

○9番（横田貴次君）

内訳書の内容についてお伺いいたします。

樋管の実施設計において590万円減額されておりますが、この樋管という事業の内容と、具体的な事業の変更が生じたのかをお聞かせください。

○産業建設部長（石川喜次君）

まず、樋管という言葉をお説明いたします。

樋管は堤防とか堤台、例えば、池の堤や何かを横断する排水路のことを樋管と申します。今回、奥杉谷という池が上流にあるのですけれども、それから下流に、山王川に向かって川がございまして、その川のつけかえ、今回、農免道路をバイパス、ショートカットする計画でございまして、その脇に今流れている水路をつけかえる、その工事の内容でございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第53号 美浜町運動公園の整備事業（工事等）に関する平成30年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第54号 美浜町総合公園の整備事業（工事等）に関する平成30年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第54号 美浜町総合公園の整備事業（工事等）に関する平成30年度委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議員派遣の件について

○議長（大岩 靖君）

日程第8、議員派遣の件についてを議題とします。

美浜町議会会議規則第127条の規定により、今後の議員派遣について、別紙としてお手元に配付しました。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

なお、議員派遣の日時、場所、目的、派遣内容など変更が生じた場合、また、別紙以外に派遣の必要が生じた場合は、議長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第 9 議会閉会中の継続審査・調査事件について

○議長（大岩 靖君）

日程第 9、議会閉会中の継続審査・調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員会委員長より、議会閉会中の継続審査・調査事件の申し出がありましたので、継続審査申出書の写し及び継続調査事件一覧表をお手元に配付しました。

お諮りします。各常任委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続審査・調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続審査・調査事件とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。このまま自席で待機してください。

〔午前11時22分 休憩〕

〔午前11時23分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。発議第 4 号 美浜町長に対する辞職勧告決議についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 2 として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、発議第 4 号 美浜町長に対する辞職勧告決議についてを日程に追加し、追加日程第 2 として直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第 2 発議第 4 号 美浜町長に対する辞職勧告決議について

○議長（大岩 靖君）

追加日程第 2、発議第 4 号 美浜町長に対する辞職勧告決議についてを議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。9 番 横田貴次議員、説明願います。

〔9 番 横田貴次君 登壇〕

○9 番（横田貴次君）

発議第 4 号 美浜町長の辞職勧告決議について。

上記議案を美浜町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和元年 9 月 18 日提出、代表提出者、美浜町議会議員 横田貴次、賛成者、美浜町議会議員 廣澤毅議員、同じく大寄曉美議員、中須賀敬議員、荒井勝彦議員、大岩靖議員、横田全博議員、野田増男議員、丸田博雅議員、以上 9 名による発議です。

提案理由を述べます。

これまで、本議会も予算や契約を議決し、事業を承認した上で本町が推進してきた美浜町運動公園整備事業及び美浜町総合公園整備事業は、町職員や行政に協力してきた各種団体の関係者が美浜町の活性化を願い、総力と

英知を絞り、これから行うさまざまな政策の起爆剤として、将来を担う子供たち、若者たちに未来の夢をつなぐ事業として、町から議会に提案された事業であります。

この事業に関して、事業計画や財政計画、資金運用計画など、議会として幾度も町側から詳細な説明を受けてまいりました。特別委員会での調査研究も含め、私たち議員は慎重に審議した上で各自が判断し、議会の議決をもって承認しています。

それにもかかわらず、齋藤町長は、議会の議決に対し、6月定例会の一般質問では「何を審議してきたのか」と批判をするだけで、本事業の明確な進め方を示唆することもなく、今に至っております。

7月中には国・県に対し、事業を中止した場合、本町が担うリスクの調査を終え、各担当部課より示された内容について、本町の負担が一番軽減できる手法を齋藤町長自身が国及び県へ働きかける、何とかすると豪語していた割には、6月定例会からこの9月定例会までの2カ月、何も進展することなく無駄な時間を浪費するに至りました。

職員に交渉させた結果を聞きながら、喫緊の課題である国及び県との交渉を先延ばしにし、すぐには行動を起こさず、国際交流事業にかこつけ、当初予算計画にないシンガポール共和国を訪問するなど、無責任さを露呈しています。

町民の皆様も御承知のとおり、この事業は25年以上もの歳月をかけ検討が行われてきました。平成29年3月に愛知県の都市計画事業の決定を受け、同年4月に事業認可を受け進めてきた事業です。

全体事業費の約50億円も分割して支払い、7年間かけて整備するものであり、財源も一般財源だけではありません。国の社会資本整備総合交付金が、資金の4割強を占めるという高い補助率であります。

愛知県から都市計画事業の認可を受けたからこそ、町の一般財源に影響を与えることなく、目的税である都市計画税の税收の範囲内で、都市計画基金も有効に活用しながら実施することができる、町民の生活基盤をより一層向上させる事業であります。

また、12億円の町債は借金ではありますが返済期間を20年とし、その返済には都市計画基金を充てるため、本町の住民サービスを初め、本町が推進する一般事業に影響はないと説明を受けております。

こうした整備資金計画は、補助制度の仕組みを最大限に活用しており、わずかな一般財源で行える事業として、計画を練った職員各位のすばらしい尽力と工夫も感じられます。

これらの集客や維持管理計画について、齋藤町長は見込みが甘いとの発言を繰り返すばかりで、批判するその根拠も示すことなく、現在に至っています。

美浜町の活性化につながり、名鉄知多奥田駅、こちらを中心とするにぎわいの拠点づくり、日本福祉大学との協力、連携などを生かした関連政策などを鑑みても、これから美浜町のさまざまな政策にとっても活用すべき有効な手段であります。

関係諸団体も陸上競技場のオープンに向け、それぞれが準備を進めてきています。スポーツ大会の誘致や合宿誘致、受け入れ態勢の調整など、町民も学生も大きく期待を膨らませ、夢を描いて動き出しているのです。

この整備事業の趣旨、目的、計画に御理解と御協力をいただいた地権者の皆様を初め、請負業者や地元で建設に携わる方々、関連する各種施策や完成後のさまざまな行事計画、今後の事業展開に期待を寄せている各種団体の皆様方、事業に賛同する町民の皆様に対しても、齋藤町長は統一地方選挙を住民投票の結果と都合よく置きかえ、当選した後、これまで町民への説明責任も果たさず、何ら具体的な代替策を示していません。

事業を中止したときのリスクも含め、町民への説明責任を果たし、事業中止の可否について住民投票で民意を問うこともしないで、選挙公約と称して齋藤町長は事業内容の変更を画策していますが、残念ながら事業の継続

判断は今現在において明確に示されていません。

それが原因で半年近くの事業のおくれを招いており、事業費の執行額が減少したため、国から受けた交付金も一部返還が生じており、町財政に損害を与えたのも同然の状況となっております。

単に、国に交付金と町債を返還すれば済むという問題ではないのです。交付金については、交付を受けた日にさかのぼり、10%を超える利子を加算して全額一括返還が必要であり、国から借りた町債も、返すときは一括償還だとも聞いております。返還する際は都市計画基金は使えず、一般財源や財政調整基金などから支出を余儀なくされ、不足する事態を招けば、借金してでも返還すると伺っております。

9月定例会で明らかにされましたが、事業を中止した場合、最低でも6億円の返還の可能性があるのに、本年度9月末現在の本町の使えるお金、財政調整基金残高は約5億円しかありません。齋藤町長は、民間業者に土地を売ってでも返還すると一般質問で答弁されましたが、陸上競技場の建設に賛同し、土地をお譲りいただいた地権者の思いを、転売で踏みにじるのでしょうか。

交付金、町債を返済するため、野間地区で計画されていた公民館の駐車場拡張の計画を、住民に説明することなく見直す。布土地区では、救急搬送車の到着が町内で一番時間がかかることから、町民の生命を守るという理念で計画が進められてきた分遣所の計画も見直しするなど、重要な事業にまで悪影響を及ぼそうとしています。

そこまでして交付金や町債を返したとしても、この後どうやって町行財政をつないでいくのでしょうか。都市計画基金も効率的に運用ができなくなり、今回の県の事業認定を生かせないのであれば、本町の信頼性は確実に揺らぐものとなり、愛知県へのさまざまな申請も、今後はどのような事業認可も期待できなくなることを懸念しています。

また、これまで何度も議員は、齋藤町長に対して一般質問などでその真意を問うなど、このすばらしい事業展望について誤解を解くべく話をしてきましたが、御理解をされないというより、初めから聞き入れない姿勢に大変残念な思いであります。美浜町の活性化を目指して計画されたこの事業を中止し、何もしないで借金だけが残るほうがよいと思っている齋藤町長には、失望しています。

本町としては、県の都市計画事業認可を受けたとおり、国の交付決定の内容のとおり、事業内容を変更せずに継続することが不可避であります。

町民の生命と財産、安心できる生活を守るべき町長という公職を担うことになった齋藤町長は、公の場で挨拶をする折、まさか当選するとは思わなかった、町長などやりたくないが仕方がない、1期4年で職を辞するという無責任な発言を繰り返しています。今、いたずらに時間を引き延ばし、来年度分の交付申請もできない状態では、本町の行財政に混迷を来し、さらには財政破綻の危機をもたらすことは明らかであり、本議会として、町長、齋藤宏一氏に対し、最後まで責任を担う覚悟がないのであれば即座に辞職していただきたく、この辞職勧告議案の提出に至りました。

同僚議員の皆さん、このままでは何も事業を起こさないにもかかわらず、交付金や町債を返還するための借金だけが残し、一般財源の枯渇により、町単独事業はもちろん国及び県の信頼を2度も裏切ることになれば、ほかの補助事業でさえやれなくなることは目に見えております。

会派は違えども、美浜の将来を案ずる志は変わらぬものと信じ、賢明な御判断のもと、この齋藤町長への辞職勧告議案への御賛同をお願いいたします。

以上、代表提出者、美浜町議会議員 横田貴次。よろしく願いいたします。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番 山本議員。

○4番（山本辰見君）

今、長々と提案理由の説明がありました。その中の大きな柱は、美浜町運動公園整備事業並びに美浜町総合公園整備事業に関連した説明だったと思っております。

私たちも一定の今の齋藤町長の動きについて非常に不審に思うところから、なぜ代替案を提案しないのかと、いろいろありますけれども、率直に2つほど聞きます。

1つは、4月の統一選挙で町長選挙、町議会選挙2つありました。町長選挙に当たって、票の多少の多い少ないはあったにしても、町民の判断をどう評価しているのか、そのことが見えてきません。齋藤町長を選んだわけですよ。そのことが見えてこないのと、もう一つ、きょう提案された9人の議員さん、運動公園について選挙に当たって自分が議員に出るに当たって、今訴えたような運動公園の大事さとか重要性のこと、一言でも選挙公報に書きましたか。私は本当に悲しいのですが、私たち共産党はきちっと指摘しましたから、選挙で当選できなかった江元元議員、きちっとうたっていました。

その中で、今提案された方々、何でその1月、2月、3月、町民に対してしっかり説明をしてこなかったのか。当選してからは、いろんな発言はしていますけど、そのことがすごく気になる場所ですけれども、その2つについてどう評価して自分の意見を持っているのか、お聞きしたいと思います。

○9番（横田貴次君）

1つ目の質問でございますが、さきの統一地方選挙の結果をどう受けているかと、この町長の辞職勧告議案に関しては関連はございません。現在の町行政の進め方に関して、我々は非常に危惧をしているという趣旨からこの議案を提出させていただいておりますので、さきの統一地方選挙の結果はしっかりと受けとめておりますし、そのつもりでこの議会運営に当たっておるつもりでございます。

そして、御質問にありましたこの運動公園整備事業に関する選挙内での広報をどうしてきたかについては、ここでお答えするべきことではないと思いますので、控えさせていただきます。

○4番（山本辰見君）

1点目の質問に対して、町民の判断は関係ないというような言葉に私は受けとめてしまいました。そうじゃなくて、多くの町民は、いろんな水準の高い低いはあるかもしれませんが、陸上競技場、運動競技場についてのテーマが、大きな私はテーマになったと思うのです。それでこの流れに来ていますから、町民の判断は関係ないというような評価の仕方は、私は全く理解できません。

それから、自分たちが言ってきたということです。私は選挙のことを言っているんじゃないです。今のこの提案された議員が、何で事前にもっと宣伝をしてこなかったということが、私はそのことも、いわゆる町民の理解を得られなかったにつながっているような気がしてしょうがないものですから、もう一度答弁をお願いします。

○議長（大岩 靖君）

山本議員、これ今の発議の内容についての……。

○9番（横田貴次君）

あえて申し上げますが、決して統一地方選挙の結果を関係ないとは言っておりません。受けとめております。

ただ、本議案の上程に関して、その結果についてのことは一切入っておりません。あくまで現在の町政運営に関して、齋藤町長に対して辞職勧告をお願い申し上げるということでございますので、選挙の結果は当然受けとめておりますし、その民意については無視していることもございませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（大岩 靖君）

よろしいですか。1 番 石田議員。

○1 番（石田秀夫君）

受けとめていらっしゃるということですが、選挙公約で中止をうたってこられた齋藤町長、それと奥田駅前の開発はほかのことで考えたい。宅地ということであつてきたのですけれども、中止が本町に影響を与えるというのは当然のことで、交付金にしても、陸上競技場をつくるということで交付金を受けておるのですから返還は当たり前の話で、それよりも以前に、経済効果だとか7万人使っているだとか、そういうことが町民にはっきりとチャレンジの方々が理解していただけるような言葉、しっかりとうたっているのが現状で、この辞職勧告に対しては、私としてはとても理解できない。この……

○議長（大岩 靖君）

石田議員、質疑は何ですか。

○1 番（石田秀夫君）

ということで、この文言に対して、もう少し中止、中断ということに対しての説明をお願いしたい。理解の仕方を、チャレンジの方々の理解の仕方をば、その中断、中止を画策しとるだとか、町に影響を与えるだとか、そういう言葉は言っておられるのですけれども、どういうことなんだということがお聞きしたい。

○9 番（横田貴次君）

本日申し上げた内容は、議場の一般質問だとか、全て議事録に残っておりますのでございます。中止に関しての6億円の支払いの発生があるかもしれないということでもありますので、そのように文言も使っておりますので、石田議員も議会に出席されておりますので、御理解いただけるものと思っておりますが、いかがでしょうか。

○1 番（石田秀夫君）

ということはどういうことかということ、中止をうたって、中止に今進めておる中で、交付金の返還だとかは返済が求められるということは、当然の成り行きというふうに捉えておるのですけれども、それを町財政に影響を与えるとかで、この辞職勧告を出してきとるということ自体がどういうことですかということです。

○9 番（横田貴次君）

財政調整基金の残高が5億円しかない自治体が、最低でも6億円の交付金、町債の返還を求める議案に対して異議を唱えない議員はいません。財政が破綻に近づいていると、その危機感からこの議案を上程しているわけですから、それだけが理由です。

○議長（大岩 靖君）

石田議員、3回目です。

○1 番（石田秀夫君）

財政調整基金ですが、この陸上競技場、運動公園を始める以前からの流れでも、貯金残高はどんどん減ってきておったのが現状かと思います。そういった中で強硬に進められたというふうに捉えるのですけれども、強硬にというか短期にこういう活性化がなされるということで進められたということですが、それに対して本当に活性化があるのか、町にとっていいのかということが今回の選挙だったと思っております。

そういったとこで、こういう財源が減ってきたので、今からがこの運営の仕方がまずいというのは、齋藤町長にかこつけるということだけで済むのかということを私はお伺いしたい。

○9 番（横田貴次君）

私どもが今回上程させていただいておりますのは、たまたま現町長が齋藤町長であったということでありまし

て、しっかりとした代替案を示していただいて、新しい事業で、よし、これで見通しが通せるというようなものをこの2カ月待ち焦がれていたわけでございます。全てを運動公園を実行するがために、このようなことはしておりません。私も今回の統一地方選挙の結果を真摯に受けとめて、再度自分なりにこの事業と向き合ってまいりました。そして、齋藤町長が提案される新しい代替案を待ち望んでおりましたが、一向に示されない、約束も守られませんでした。

ですから、この事態に至っているわけでございますので、齋藤町長に対する否定とかではありません。現町長がたまたま齋藤町長であるがゆえに、現状の町財政運営に大変危機感を持って今回の上程に至っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。2番 森川議員。

○2番（森川元晴君）

それでは、ちょっと1点だけお伺いします。

今回、事業を進めるというか、事業を中止することのリスクということが、どうしても焦点になっていると思うのですが、今後、事業を進めていくという観点のリスクというものはどのように、なければそれはないということでもいいですが、今回のこの署名された議員の皆さん、進めていくというリスクはどのように考えてみえますか。

○議長（大岩 靖君）

ちょっとよろしいですか。

発議の内容とちょっと余りにも離れていっている状況になっておりますので、もう少し簡明に質疑していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○2番（森川元晴君）

今ではよろしくないですか。いいですか。

○9番（横田貴次君）

勘違いなさないでいただきたいのですが、この運動公園整備事業を進めるがための辞職勧告ではありません。現状において、進む方角も示されない、このまま時間切れになってしまうと、補助金の返還、また請負業者との違約金の発生だとか、いち早く問題を解決すべき案件がなおざりになっている。このまま進むと、最低でも6億円の返還がなされるのではないかということで、私たちは今の町長に対して辞職勧告をお願いしているわけでございます。

運動公園整備事業の内容が御理解いただけないのであれば、明確な代替案を示していただきたいということでございますので、今後この事業を進めるに当たってのリスクについては、今後一生懸命みんなで回避していく動きになるかと思いますが、ここで今そのリスクを私の口から申し上げることは、今回の議案の上程の趣旨に反するものだと思いますので、ここで本当に控えさせていただきます。

○2番（森川元晴君）

わかりました。

現実、今回の賦課金というのか返済金額とか、また、どのような制裁が加わるということ自体というのは、まだ正式に金額も含めて伝えられたのはまだ最近ではないかなと、自分では理解をしているわけなのですね。

これは大変だということは、誰もが議員は思っていると思うのですが、その中で、今回の9月議会の中でも各議員の人が質問されております。その答弁に対して、今、一生懸命職員も含めて検討されたという内容の

説明であったと思います。余りにもやはり金額等、どのような制裁等が確定してから、この勧告までの間というのは余りにも短過ぎるのではないかなと思っておるわけですが、その辺のことはどう感じておられますか。

○9番（横田貴次君）

この9月議会で明確な答弁が幾つか出てきたと私も感じております。最低でも6億円の返還の可能性があるということでございますので。そして我々議員の立場からしてみると、7月の行政報告会でこの数字は受けとめています。紙資料で出していただいております。

そして、行政報告会において齋藤町長に質問したところ、7月中にはきっちりとした数字を、県の見解も含めて確認をします。それを得た後、私が県、国と調整を図り、解決策を見出すということであったと、議員各位も御承知おきだと思います。それから9月までの間、全くどのような動きをされているかも我々は知りませんし、この9月議会にはある程度のお答えをいただけるものだと思って待ち望んでおりましたが、残念ながらありませんでした。

そして、議員がおっしゃられた正確な事業を中止したときの金額というのは、執行部の答弁では中止してみないといけませんという答弁ということから、リスクもわからなくて事業をやみくもに中止するのは、大変美浜町にとって危険ではないかという判断も一つあり、今回の上程に至っております。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第4号 美浜町長に対する辞職勧告決議についてを採決します。

なお、辞職勧告決議については、地方自治法第178条に基づく特別議決ではありませんので申し添えます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、発議第4号は可決されました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

町長に進言します。ただいまの議会として決議した辞職勧告決議を重く受けとめていただきたい。

これにて令和元年第3回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午後0時00分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年9月18日

美浜町議会

議長 大 岩 靖

議員 杉 浦 剛

議員 横 田 貴 次